

問部が九月八日、諏訪驛より太田、内藤に當てたる書翰には、「參照 六八」九月十三日附にて、井伊側より左の返書を出すことゝなつた。

輕々辭職の不可

九月八日諏訪驛にて御認め貴札相達候……關白職は御大切之御事、殊に此砌輕々敷、御辭職と申義も如何に付、京地御輕卒之様に被存、右等之御模様、一應御尋問有之候而如何可有之哉。若狹守(酒井所司代)より貴様御上京之上、御相談可申旨申越候得共、御心附之儘被仰下、御尤に存候。然る處昨夜若狹守より之宿繼を以、九條殿御辭職御願、近衛殿へ内覽被仰付候趣申來、若狹守之別紙に、此御返答は遅く候方、都合宜、貴様御上京之上、御相談申渡趣申來候間、一同申談候處、唯々御返答引延し居候計にては如何可有哉、何とか若狹守方に申遣候方可然哉、猶篤と評議致し申遣候方決候は、可ニ申上候。(公用方秘録)

先代様意志

と答へ、更らに、又御一考には、抑先代様(家定)より被仰含一夫々は九條殿へ、是々は廣橋、萬

主上御解け希望

里小路へ被仰含、御當代様(家茂)も被仰含候儀、且當時御後見田安殿よりも被仰聞一候義有之之間、御替職之御方にては何れも難ニ申上旨、猶關東え申上、御當君様被仰付一有之迄は、御新職之御方にては難ニ申述一旨にて、御斷可被成との御事、此義は此程申上候見込と符合致候故、右は表とし、内實傳手を求め、水府之隱謀、堂上方奸計之次第被達ニ御聞一候様、御取計肝要歟と存候。右に付、主上御解け、關白御辭職御差留と相成候場に至候得ば、波風不立、最上之御都合と存候。右に而治り付不申節には、御前策之處に參り候より外は無之、尤是迄右邊之義に付、關東より御口入被成候例有之候は、尙又手儘にて、都合も宜敷、其御方にも御取調可被下候。肝心之九條殿御辭職に相成候ては、丸々奸惡黨計に相成、是を非に申越し候時には、如何共被成方無之、實に猛火之中へ御飛込被成候如く、吳々も遠察仕候。何分爲レ國御成功祈居候。右御報旁如レ斯御座候。

江戸側無策

要するに江戸側にも、九條關白の辭職にて、全く途方に暮れ、手の措く所を知らざる状態であつたことは、上記によりても分明だ。而して其の無策の結果は、則ち戊午大獄に落著する他は無かつた。

水戸天狗黨

猶々水府之義も、御配慮之次第御尤に奉存候。御當主(慶篤)には、先御合點も參り、追々能模様に相成候得共、天狗共(有志者)人氣立候趣、何れ一旦之處は、少々騷立候程之義無之ては治り申問敷と存候。此節精評評議致居候。如仰京地之一條無事に相濟候得ば、水府自ら治り可申、誠に御大切之場合、御苦心御察申候事に候。

天狗の騷動は、幕閣も豫期してゐたに相違ない。但だ其の程度に至りては彼等の豫期以上であつたことは、事實がやがて之を證明する。

上京水藩士召捕の事

一 若狭守書中、水隱(水戸齊昭)腹心之家來上京之儀、甚以御不爲之義、於若狭守も迷惑、何卒水隱御取計、方右様之御次第不相成、御締り付候様云々。是は兼々若狭守見込に候得共、當方にては御存知之通、成丈心配致、

幕閣水戸觀

追々と取締も付候事に相成、京都え水隱家來共出候義は、京地之方にて嚴敷穿鑿を遂げ、一々召捕にも相成候は、隱謀方自手を引可申、此處若狭守何分手弱く被存候間、御考之上御申越可然と存候。當方よりも若狭守へ文通致候心得に候。御承知置可被下候。此の如く幕閣は、酒井所司代の仕打に付ては、其の手緩きを遺憾としてゐた。幕閣の意見では、水戸の取締りは、江戸方面では、最早十分ついてゐる。此上は京都にて水戸關係者流を逮捕し、嚴重に吟味せば、自然隱謀者流は、手を引くに至る可しとのことだ。而して此の意見は殆んど其通りに京都に於て實行せられた。但だ此れが爲めに手を引かざるのみならず、却て大なる反動を惹起したることは、事實がやがて之を證明する。

【七二】 間部及び酒井への訓令

奸人手先
召捕の事

幕閣は更らに九月十三日附にて、間部下總守へ返書と同時に、京都所司代酒井忠義に、左の書状を與ふることとした。

然ば下總守(間部詮勝)旅中え差越され候御紙面(參照 六六、六七)同人より相廻り拜見致候處、九條殿並に兩傳奏も御辭職と之事、驚入候次第、嚙御當惑御察申候。右様奸黨盛に相成候ては、尋常之事にては治り申間敷、實に危急に迫り候御場合に付、水隱(水戸齊昭)之廻し者の、越(越前松平慶永)之者、其餘にも精々御吟味、奸人手先共、京地へ入込候者共、御召捕に相成候様、御取計可然存候。左候は、奸黨手を引候様にも相成行可申、夫にても益勢ひ盛に成り候時には、飽迄吟味致、隱謀白狀爲致、奸黨を御取押に相成候義、御尤に奉存候。今時九條殿御辭職に相成候ては、關東之御趣意貫通不致候様可相成と、深心配致候。御如

關白辭職
問題返答
延引の事

才は無之事に候得とも、何と歎御賢考を以、御勤績に相成候様致度、御取計第一、御當方之御都合に御座候。此段得御意候。

此れを見れば如何に高壓政策が、彼等の第一と云はんよりも、唯一の手段であつたか判知る。

尙ほ幕閣が、同日附にて酒井所司代、及び上京途次にある間部詮勝への訓令は、左の通りだ。

九條關白殿、御辭職之義、今般御内慮之趣被仰進、早速御返答可被仰進之處、此度間部下總守御使被仰付候一條は、不容易事柄に付、關白殿兩傳奏を以、達叡聞候様にと、溫恭院様被仰含候御儀に有之候間、下總守上京之上、委細可申上と存候。依て御返答暫く御延引可相成候間、宜被差含候様傳奏衆え可被達置候。

九月十三日

年寄衆連名

酒井若狹守殿

而して更らに左の副書を添へた。

本紙相認候處、宿繼到來、九條關白御辭職之御内意被仰進一候に付、別段御直書を以、右は不容易一義に付、何れ下總守上京之上、得と御談被成候得共、先御返事は少々手間取に相成候方、當地御都合宜敷儀有之、無程下總守殿も京著に候間、猶御談判の上、今一應御申越可被成段御申越、尤之義、定而御見込も有之事と遠察仕候。

委細問部
上京の上

此れは酒井の來書に就ての挨拶。

然る處一同評議致候には、只無謂御返答御引延しに相成候ては、此後關東より被仰進候義有之節、京都よりも御返答遅延致候時之御察當も難出來様相成候ては、後年御差岡出來申問敷ものにも無之、心配致し候間、再談之上、御右筆に、別紙之通り爲認、今便御廻し申候。定而此節右様之儀、差出に相成候方、下總守殿其御地に而被仰立之強みにも可相成一と心付

返事延引
配に就ての

候事。乍去其後之御模様も相分り不申候間、右様申出候て不宣御振合にも御座候へば、不二差出一御見合に相成候様可被成候。此段御心得之爲、内々申進置候。尤右之義、下總守殿旅中えも申進置候間、御取計方其方よりも御申遣し可被下候。以上。

九月十三日

而して同時に、問部へも、

九條關白殿御辭職之儀に付、御内慮被仰進一候間、別紙之通り表狀に而、酒井若狹守え相達候。依之右寫一通爲二御心得進一之候。以上。

九月十三日

年寄衆連名

問部下總守殿

此の如く幕閣は、酒井及び問部に向て訓令した。然も其の要領は兩人の意見を殆んど其儘採用したるものにて、別に幕閣其者の新意見とも云ふ可きものはな

井伊の根
本政策

かつた。但だ幕閣と云ふよりも、其の核心人物たる井伊は、京都に於ける志士を捕縛し、吟味(事實拷問とも云ふ可きもの)し、其の禍因を一網に掃ひ去らんとするを以て、其の根本政策としたことは、其の訓令及び書狀の上にも、殆んど疑ふの餘地はあるまい。

第十三章 井伊間部の反對派打撃策

〔七三〕 水戸風聞書の提出

水戸派
撃材料

堂上風聞
に迷ふ

當時江戸から京都に向つて、所謂「水府風聞書」なるものを、差出すに至りたるは、其の如何なる方法、及び口實もて、井伊派の立場を辯明し、且つ水戸派を攻撃——敢て讒訴と云はざるも——したるかを知るに足るものがある。然ば京地風聞之趣には、關東御暴政を被行候杯と、種々不取留風説を申唱、堂上方にも、右之風説御聞込も有之哉にて、何歟御確執も有之候哉にも相聞、以之外之儀に有之候。此儀先達てよりも、京地にて右様之取沙汰も有之哉に相聞候得共、全巷説にて、御取用可有之杯とは、意外之儀に御座候處、即今右等御取用にも相成候哉、關白殿始傳奏衆之内にも、御辭職に相成候由、御事實は相辨へ不申候得共、此節柄奸計を以、惡説

申觸し候儀共、御取用ひに相成候ては、實に國家大混亂之基と相成可申
深奉二恐縮一候

此れは關東に對する惡宣傳を辯明し、關白、傳奏等の辭職に對し、抗議を申し
入れたる意味合だ

關東の朝廷尊崇

關東に於ては、朝廷を深御尊敬被爲在、公武御一體、永世爲安二叡慮一候
御義は申上候迄も無レ之御次第、温恭院(將軍家定)様にも、種々被爲レ惱二台
慮一候處、假條約調印に付ては、委細之事情早速可レ被ニ仰上レ之處、彼是御内
間御混雜之儀も被爲レ在、無レ據御延引に相成候折柄、隱謀之徒申上候
は、諸夷に被ニ恐嚇一朝廷を御蔑視被爲レ遊候杯と、種々恐多風説、叡聞に達
し、猶又被爲レ惱二叡慮一候段、乍レ恐御尤至極奉ニ恐察一候得とも、御内輪
に御混雜有レ之、今日之場に至り候御儀に御座候

此れは江戸の立場を、自から辯護したるもの。然も日米條約の勅許を俟たずし
て、調印したる一事に就ては、遂ひに明白なる辯明がない。此れは江戸側に取

水戸言行不一致

りて辯明困難なる事情の存したる爲めであることは勿論だ。

戰を唱候内にも、水戸前中納言殿には、條理正敷、如何にも御卓論に候
得共、御直に伺候得ば、今日可レ及ニ戰爭一場合に無レ之と被レ仰、言行御相
違、御不似合之事共、是には深き御意味有レ之義、其實は一つ橋殿を西城え
御立、御自身御後見可レ被レ成御工みにて、種々之御計策、御役人共にも内々
服從之者も有レ之、堂上方にも被僞卓論に御迷ひ、御荷擔被レ成候御方も有
レ之哉に相聞

水戸派弱點

後段は議論もあらんなれども、前段の水戸齊昭言行不一致の一點は、頗る皮肉
ではあるが、齊昭としても、申開らきは容易であるまい。此れは正しく水戸派
の弱點だ。口に攘夷、心に開國、此れでは到底天下の人心を満足せしむること
が困難と云はねばならぬ。

押掛登城の因

既に御養君之儀被ニ仰進、御勅答六月八日付にて、京都より被ニ差下一候處、一
同に被ニ差出候書付類は、同十四日に著いたし、御養君一條之御書付は同廿

齊昭買被
られ

三日に相届候次第、不審千萬に候得共（是れ奥祐筆志賀金八郎が自殺したる所以）御急之御儀に付、其義は被ニ差置、廿五日御弘めと御治定に相成候處より、押而御登城、種々御申立被レ成候次第に成行、此儀分明之御沙汰に相成候へば、不ニ容易御儀に付、御寛仁之思召を以、御慎被ニ仰出候儀に有レ之、御恐服も可レ被レ成處、不レ絶京地え種々御手入有レ之、別勅等被レ下候御場合に至り、此儘にては御國體を被レ爲ニ思召候難レ有御慮も、却而争亂之基と相成候に付、水府風聞書御廻し申候

以上の所説は、一半は事實、一半は虚構。但だ別勅を水戸に賜はりたることを以て、水戸齊昭手入の結果となすは、餘りに齊昭其人を買被りたる觀察だ。當時の齊昭には、とてもそれ程の雄心も、野望も無かつた。彼は却て此の別勅の降下に當惑したる程であつた。

右等は外面之説に候得共、分明に御糺しに相成候時には、實に不ニ容易一事情柄、關東御内間之儀、他へ御泄し申候儀、何共奉ニ恐入一候得共、國家

幕閣一手

大亂に相成候御大切之御場合に付、無レ據申上候事に付、右等之次第御内々被レ達ニ報聞候様宜敷御取計可レ被レ成候

此れは果して風聞書と與に、乙夜の覽に入りたる乎、否乎を詳にせざるも、亦た以て如何なる手段もて、江戸幕閣が、此の危急に處せんとしたるかの次第を知る可き緊要の一資料であらう。

【七四】井伊と間部(一)

井伊の關
白更迭反
對

幕閣は尙ほ九月十六日附を以て、京都よりの關白更迭に關する催促狀に對し、更らに前よりも一層積極的に反對の明答を與へた。而して同時に之を上京途次の間部に通報した。

九月十六日之次飛脚に遣レ之

九條關白殿當職辭退之義被相願御願之通、被遊勅許一候而、近衛左大臣殿え關白宣下可有之被思召一候、御内慮之趣、當地え宜申上旨。且九條關白殿一昨年、被蒙重職一深被畏入一候得共、其後兎角持病差發、至此頃逆上強健忘、逆も御快氣之期、如何可有之哉。繁務之御時節被恐入一候に付、辭職之儀、被相願一候事故、願之通被遊勅許一候而、近衛左大臣殿え關白宣下可有之被思召一候に付、御内慮被仰進一候間、思召之通、無滯相濟候様宜取計一旨、傳奏衆被申聞、書付被差越一候に付、寫二通被越之到來候。

更迭反對
明言

以上は京都からの催促狀に付ての一應の挨拶だ。
則及二言上一候處、九條殿末御老年と申にも無之、其上當職御間も無之候間、御差留被遊候方可然哉と被思召一候旨、被仰出一候間、此段釋能傳奏衆え可被達候以上。

九月十六日

年寄連名

酒井若狹守様

幕閣覺悟

此れでは全く關白更迭を不認可したものだ。前書の當分延期どころではなく、正面から反對したものだ。之を見ても幕閣の覺悟如何、決心如何を知ることが出来る。尙ほ其の別紙は、更らに一層其の意味を明白にしてゐる。

別紙

替職の期
に非ず

御老年にも無之、當職御間も無之、殊に當節京地も人氣立居候趣、彼是風聞も有之事に候得ば、唯今御替職之期に而は有之問敷、御自分にも、厚く被骨折、兎に角御差留行届候様、可被取計一候併し右様之義、表面被仰進、當節之御模様如何と被存候間、傳奏衆え相達候儀は、御見合置、下總守京著候は、得と申談られ、見込之處被申越一候様にと存候以上。

九月十六日

第十三章 十四 井伊と間部 (一)

酒井若狹守様

此の如く其の決心を示しつゝも、問部上京の後、同人と相談の上、其の意見を具申す可く訓令したのは、如何に此事が重大にして、輕卒に手を下し難きものあるかを心配したるが爲めであらう。其の間部に與へたるものは、左の如し。
九條關白殿當職御辭退之儀、御自分上京之折柄にも有之候に付、右御返答暫く御延引可相成一段相達、其趣は先便申進候處、猶又別紙之通、酒井若狹守え相達候間、委細同人に申談、可然御取計可被成候依之右寫並九條殿内覽被辭候に付、若狹守え申進候寫共、二通進之候以上。
九月十六日

内藤紀伊守
松平和泉守

太田備後守

問部に與る狀

問部眼中京都なし

問部意氣込

問部下總守様

然るに問部は、九月十日附、井伊より與へたる(參照 六九)九條關白辭職に關する事件に付ての訓令を、九月十三日中山道加納驛にて受取り、直ちに其の返事を認め廻送したが、それは九月十七日井伊の手許に達した。當時の間部は、眼中京都なく、一擧して彼等の所謂奸黨、陰謀家、君側の姦を退治せんとの意氣込にて、其の勢ひ實に凄まじきものであつた。

貴翰拜讀仕候。彌御安清被成御勤奉珍重候。然ば今般關白殿辭職之義に付、旅中え若州(所司代酒井忠義)より申越候趣、其外水老慎御免、越印(松平慶永)大老に可相成一等之勅諭相下候趣、只々一方口惡之申分計御聞込御逆鱗之餘りと、實に悲嘆千萬之義に御座候。從是備殿(太田資始)紀殿(内藤信親)え御文通致し置候。通(參照 六八)私義も此度は天下分目之御奉公と存、一命に掛相勤候。心得に御座候。若州(所司代酒井忠義)えも

委細申違置き候得共、尙京著之上は、都合宜可ニ申談と存候。如何にも凄まじき權幕だ。

右に付ては於江戸水老家來上京之者共、無ニ御手拔召捕方被ニ仰付候様奉願候。左も無之候。而は、京地に罷在候者を捕候而も、又々惡人通路いたし候。而は、萬事差支不都合に御坐候。是れ實に兩都を、恐怖の手中に掌握せんとするの政策だ。此の如くして天下の治平を求めんとするは、固より狂氣の沙汰と云ふより外はあるまい。

【七五】井伊と間部(二)

上様第一

間部の井伊に與へたる書面は、更らに下の如く續いてゐる。關白殿辭職迄に而、極り不申候はば、御直聽言上出來可申との事、是は

齊昭刺殺
の一案

第一之力に御坐候。御自分様を初何様之御沙汰京都より被ニ仰出一候共、水老(水戸齊昭)等より如何様之難題申掛候共、御聞入無之、上様御守護第一に被ニ成下候様奉願候。

而して間部は更らに、天下には難替候間、水老慎御免登城候様被ニ仰出一候は、於殿中召捕歟、ころし候外は無之哉と迄存詰候得ども、是は不宣と云うてゐる。「是は不宣」と、自問自答したれば、先づそれまでの事ではあるが、如何にも亂暴なる申分だ。而して彼は更らに一轉語を下して曰く、

齊昭權禁
の案

又考攝内(按するに攝家の内の意)にて、水老御免之儀、自ニ京都被ニ仰出一候は、内通を水老承知にて、何か申出し候哉も難計、其儀を勅命とは乍申慎之身分に而、天下之政事へ口出、不願ニ其身との旨意を以、駒込屋敷は水戸家來不殘追出し、公儀より御附人被ニ遣候様之取計は如何可有之哉、御賢考物に御坐候。

慶篤監視
の案

此れも亂暴極まる意見だ。

水御當主(水戸慶篤)殿は、先達而備殿(太田資始)私兩人之説解に而(參照 五八)

少々本性に相成候得共、跡之取計、讃州(高松藩主、松平讃岐守頼胤)之相談、

少しは落付候趣、此後如何様混雜有之候とも、驚き候御心得に而は、

治り不申候、厚御心得、御取計之程奉願候。

此れは水戸當主に對する干涉の一件だ。而して彼は更らに下の如く非常識の極端を暴露した。

櫻仙院訊
問案

御中陰明に而、櫻仙院(岡、將軍の侍醫)御吟味御取懸り、同人を苦問候はゞ、水

老申、付毒殺之邪謀、其外申談候處、明白に可相成一哉に奉存候。

吟味掛候趣意は、御醫師中申談も無之、御藥上げ候儀、是等を始と

致、吟味詰候はゞ、可然哉に奉存候。

如何に水戸齊昭が、其の愛子一橋慶喜の西城に入ること、心中希望したれば

とて、その爲めに、將軍の侍醫を語らひ、將軍家定を毒殺する杯の惡謀を企つ

幕閣の見
當違ひ

るが如きことのある可き筈なく、又たあり得可き筈がない。然るに老中の中にて
も、最も老練なる間部にして斯く信ずるからには、井伊大老なども、恐らくは
同様であつたであらう。何れにしても餘り甚しい見當違ひと云はねばならぬ。
此の如き見當違ひの了簡もて、天下の大政を處斷しては、一から十まで間違だ
らげとなるは必然の勢と云はねばならぬ。而して彼は尙ほ、

此賊(岡櫻仙院)白上いたし候はゞ、一番之手掛り、敵討之根本に御坐候。

「敵討之根本」とは何事ぞ。水戸齊昭を敵と云ふは、將軍を毒殺したりとの前

提からであらう。

此儀相分り候はゞ、水老切腹申上候、而も可然義に御坐候。右様相成り、

一橋水戸え押込、又は紀州へ押込可然候。

此の如く彼は根本的に水戸を敵視してかゝつてゐる。此れでは如何なる手段を

廻らしたとて、公武合體の第一要件は、何よりも先づ武家の一體であらねばな

らぬ。而して武家の一體は、先づ三親藩より初めねばならぬ。

敵討の根
本

出來の相

然るに水戸を不俱戴天の讐敵視し、その處分を、當面の第一問題視して、而して、後公武の合體を期待せんとするも、それは全く出來ない相談だ。水戸彼自身の功罪は別問題としても、其の勢力は日本全國の各處に蔓延し、その聯絡は各地の有志者の間に繋がりにある。故に水戸の處分は、實に日本全國の志士を相手として挑戦するものと云はねばならぬ。固より水戸齊昭の態度も、悉く皆良好と云ふではない。又水戸派の言動も、悉く賢明と云ふ可きではない。されど頭から水戸を君父の仇として取扱ふに至りては、幕府の一大失計と云ふの外他に評す可き言葉はあるまい。

【七六】井伊と間部(三)

京都處分

間部は更らに京都に對する處分案を、左の如く開陳してゐる。

間部不心得

帝體御安

京都地は私種々相考、敵不殘取調、一人づ、問詰、又は顯然といたし候儀は、其罪を唱、閉門押込隠居等之取計可有之、是は若州(酒井所司代)へ申談、九條殿存寄り承り候、上可取計一哉に存候。
「敵」とは何者を斥す乎。天下を擧げて、何れも國難を濟はんとするに、如何に反對の意見者なればとて、之を敵と稱するは、餘りに亂暴ではない乎。斯る心持にて公武一體を望むも、其の實現は到底期待せらる可きものではない。
帝體は御安全に被爲レ在候、私所司代被レ仰付候節、御九歳に被爲レ在、當二十八歳に被爲レ在候、實に思召は善道に被爲レ在候得共、惡謀之一方口のみ御聞込、御逆鱗御尤千萬之儀に御坐候。○如何様之御事出來候とも、大丈夫に相願候、備後守(太田資始)御初えも厚宜奉願候。
如何に間部の兇險を以てしても、主上には一指をも加へ奉るを敢てせざる次第は、前文の通りだ。但だ彼が主上の御側近まで、咆哮の勢を逞しくせんとするの意氣込は、讀み來りて、今尙ほ我等を戰慄せしむるものがある。

尙以岩瀬肥後之儀、委細奉承知候。於京師沙汰有無に不寄、關白殿へ可申上置候。御休意可被下候。○何れ長野氏(義言)へ逢候は、得實説可申と心懸居候。先貴報迄、早々頓首。

九月十三日 飛脚加納に而到來、於合渡御返事認候。

前文「岩瀬肥後之儀」とあるは同人貶職のこと。彼は當時外使應對に取りては、幕府に於ける第一人者であつた。されば井伊は其の大老就職の當時より岩瀬を好まなかつたけれども、餘儀なく彼を使用した。然も今や對外要件も、一先づ緒に就きたる爲め、岩瀬は忽ち同志者の後を趁うて、厄難に罹つた。井伊は天下の爲めに、人材を愛護するの道を知る程、賢明の政治家ではなかつた。問部は更らに、追伸書にて左の如く認めてゐる。

問部勇氣

尙々旅行中に而は、朝暮寒氣強、霜降り申候。何卒折角御厭御大切に御勤可被成候。備殿(太田資始)へも宜御傳言奉願候。乍憚私儀以外に丈夫に御坐候。此模様にては、惡謀之者共、一呑に可仕と、勇氣十

問部問者

「惡謀之者共を、一呑に可仕」とは、如何にも大層の勇氣だ。されど問部本來の目的は、公武合體ではない乎。然るに公邊關係の者共を、敵と目指し、彼等を一呑にするなど、は、果して如何なる了簡なる乎。此れにて公武合體が如何にして出來す可き。事實を語れば、彼は寧ろ承久の役に打手の大將として關東より西行したる北條軍の大將と、何等相違がない様だ。

私方に而も、問者壹人(問部の臣後關關太郎)京地へ差出置候間、此者と長野と申談候様可致合にて御坐候。乍序御心得迄申上置候。何分にも上様御儀は宜奉願候。上野御參詣も御延引と申事に而先安心仕候。只今より御苦勞を遊ばし候。御身御障り被遊候。而は不相成、御心配は、必々被遊問敷様被三仰上可被下候。江戸は尊前様(井伊)、備後殿(太

田)初御心得、京は此愚老如何様共心死と相成相勤候間、御休意被下候様仕度。第一田安殿御事、御心配に而、御障り御坐候。而は、是又不相濟御坐候。老婆心に而思過さくだく申上恐入候得共、御海恕可被下候。拜。

勝 百拜

赤牛大賢君 御返事

「京は此愚老如何様共必死と相成、相勤候間、御休意被下度候」。此れが間部其人の京都に乗り込む氣分であつた。斯る氣分で乗り入れられては、京地に於ける幕閣の措置が思ひやらるゝ。

第十四章 長野の志士捕縛策

【七七】 志士逮捕の手始

魔手諸有
志に迫る

其張本人

長野の暗
中飛躍

翻て京都方面を見れば、雲上には九條關白の辭職一件が、大なる渦巻を起しつゝあるに反し。地下に於ては既に魔の手は、諸有志に迫り且つ及びつゝある。而して此の志士捕縛に就て、所謂張本人と云ふ可きは、固より長野義言其人であつた。彼は單に能く謀るばかりでなく、亦た能く斷ずることの出来る漢だ。彼は禍根が京都に於ける志士に存するを看破し、之を逮捕し、之を拷問し、之によりて一網に反對黨を羅致し去らんと企て、此の如く酒井所司代及び其他の官憲を徳通し實行せしめた。

酒井忠義は、安政五年六月二十六日、重ねて所司代を拜命し、八月十六日江戸を出立、九月三日京都に著した。而して幕府の特使たる間部詮勝は、九月三日

長野の働
きぶり

江戸を發し、九月十七日到著した。此間に於て長野は如何に暗中飛躍を逞くしたる乎。彼は其の主人井伊を代表して京都、彦根の間を往來し、京都に於ては、九條關白、及び其の諸大夫島田龍章（左近）と相ひ詢り、江戸に向ては、其の主井伊及び井伊の公用人宇津木景福（六之丞）と相ひ應じ、志士逮捕の謀を獻じ、且つ行ふ可く勵めた。而して酒井及び間部が、此の一件に就て、長野の傀儡であつたことは云ふ迄もない。

如何に長野義言の手が、志士逮捕に働らきたる乎は、九月朔日、間部詮勝に向て、井伊の用人宇津木六之丞が、差出したる、左の書翰を見ても分明だ。

兎角殿下を落し可申と、必至と相働候者之内に、梅田源二郎、安藤石見介、入江伊織、梁川星巖、奥村春平と申者、尤相働居候趣に付、御上洛之上、品に寄、御召捕に相成不申而者、治り申間敷哉、いづれ主膳事、上方近き御旅館へ罷出、委細言上仕候趣候。此段乍恐奉申上候。

梅田捕縛
の勳説

九月朔日

宇津木六之丞（重川）

此れにて如何に長野が宇津木と東西相ひ應じて、此の方面に活動したるか、察せらるゝ。云ふ迄もなく長野は彦根を出で、酒井所司代を、伊勢桑名驛に迎へ、既に梅田源二郎捕縛の一件を勸説してゐる。而して長野も亦た所司代の後を趁うて入京してゐる。然も宇津木、長野等の活動は、所司代京都到着以前からの事であつたことは、八月廿五日附、宇津木が長野へ與へた書中の一節に、右勅説之御文言是迄之御文格と相違致し、何とも合點不參事に付、御探索被成候處、出處は水老公（水戸齊昭）に而、先日申進候山本貞一郎御使に參り候趣に相聞へ、尙御穿鑿中、近々證據も出候様子に相成、隠謀露顯之絲口、實に邪は正に不勝、自業自得と奉存候。

とあれば、彼等が目は既に山本其人に向て光つてゐたことが判知る。抑も山本は何人である乎。

山本貞一
郎

信州松本の産にて、豪商堤屋（近藤）茂左衛門弟なり。水府に仕へ、後浪

人となり、京師に登り、時事を周旋し、搦紳家へ入説せり。三條西殿へ出入せり。三條家へは森寺因州によりて、申せし事ありしに、戊午の九月上旬、江戸同志の者へ書簡を送りたるに、其者反心し、夫より發覺に及び、關東より京都役人へ手廻り、甚危くなりしかば、貞一郎此頃コレヲ病に罹りしを、窃に大坂に落し遣りたりしに間もなく、大坂にて病死しけり。

後浮田松庵に聞に、山本貞一郎、實は我等宅にて、戊午八月廿日比死せり、屍は黒谷に葬るといへり。「世古格太郎著伯義見聞録」

山本の人物と其運

恐らくは後説を正しとす可きであらう。山本は和歌を善くし、筆蹟に妙であり、水戸人士に交際多かつた爲め、水戸の目付竹村儀兵衛、杉浦仁右衛門等の依頼を受け、名を砂村六二と改め、安政五年五月京都に來り、當時町奉行付の屬僚たる其の家兄近藤茂左衛門——信州松本松平丹波守領分の大名主屋號堤屋——に投じ、近藤が搦紳家への縁故を辿りて、出入し、又た其の紹介もて、宇喜多一蕙父子と交り、一蕙父子によりて、搦紳諸家へ出入し、尾、水、越三

山本の策

家の赦免、及び松平慶永後見職任命などの事に就て運動した。彼の策は京都から勅使を下し、定例通り傳奏屋敷に入らず、品川驛に旅館を定め、江戸城に入り、大老の官位を罷め、尾越二卿の謹慎を解き、其の出仕を命じ、即時に退出。更らに尾水二卿を案内者として水邸に入り、齊昭の謹慎を解く旨、當人に直接宣旨を下し、即日尾邸に止宿、勅使警固には、尾水二家より百人づつ、下馬先へ指出すと云ふ方法であつたと云ふ。

山本病死

固より彼は有志者中では、左程重きを爲す程の者ではなかつたが、水戸家へ勅諭の降下以來、彼の身邊には、目明文吉——有名なる探偵——等の注意を惹き遂ひに逮捕せらるゝに垂んとして病死し、而して其兄茂左衛門は、遂ひに九月五日を以て縛に就いた。それは九月五日附の、酒井忠義より問部詮勝への書狀中に、

山本貞一郎儀は、病死致候趣、其外近藤茂左衛門と申者、疑敷儀有之、則今日町奉行に而召捕、及二吟味一候積、今朝談合之事に御座候、尙ほ分

り次第可ニ申上一候
とあるを以て知らる。而して此れが實に志士逮捕の手始めだ。

〔七八〕長野と梅田(一)

酒井第一
着の仕事

酒井所司代の京都到着、第一の仕事は、其の舊臣であつた梅田源二郎の捕縛であつたらう。梅田は梁川星巖と與に、京都に於ける處士の領袖となり、頻りに上下に奔走し、井伊派第一の注意人物となつた。彼が長野、宇津木の徒から、危険人物、悪謀の張本として注目せられたることは、梅田の姓名が、屢ば彼等の取り遣りの書翰中に掲記せられたるを見ても、之を知ることが出来る。長野が酒井を桑名に迎へて、京都の事情を語り、且つ献策したる第一の事は、固より梅田逮捕の一事であつたに相違ない。

梅田の舊
主辭職勸
告

然るに梅田は、其の舊主たるの故を以て、酒井忠義の入京に際しては、之を蹴上へ、當今の時節は、殿様が所司代などお勤ある可き場合でない。唯だ速かに其職を辭し、御歸國——若州小濱に——ある可しと諫めたが、忠義は一喝の下に之を斥けたと云ふ説がある。果して然るや否やを詳にせざるも、斯くある可き筈と思ふ。

梅田召捕
差控案

扱も長野主膳が、如何に梅田捕縛に就て、熱心であつたか、彼が九月五日附、宇津木六之丞へ與へたる書中の一節に、
一 八ツ半時過(午後三時過)若州侯より(當時長野は天津にあたり)旅宿迄御使として、三浦七兵衛を被遣、對面之上、昨申上候梅田源二郎事之咄出候に付、右者如何相成候哉と尋候處、一昨日内藤殿(内藤豊後守正繩)と御對話に、梅田は召捕可然との事にて、豊後殿御歸路、岡部土佐守(豊常)方へ御立寄り被仰出候處、承知之旨申上、翌五日期岡部御諸司代へ參被申候には、令度殿下(九條關白)は内覽御免に相成候以來、近衛殿之御取扱可相成、左候

長野の梅田召捕勸

へばその御手先之人々を召捕、御氣を立候ては、如何成大變可相成も難計間、梅田召捕之義は、御見合可然と申に付任其意候との事。

右は酒井側の申分だ。此に於て長野は更らに左の如く論じてゐる。

拙者申候には、然らば此上左府公(近衛忠熙)内覽にて、彌關東之御趣意は通り不申、間部侯御上京にても、其甲斐無く相成、行々水老一橋へ勅命出而も、其儘に御隨ひ可被成思召に候哉。

此の如く一撃を加へ、更らに曰く、

關東にては右様之義有之候而、勅命出候上は、朝敵と相成候事は、恐多思召候に付、精々事穩便治め度、思召候處より、先梅田を召捕、其口により、其徒四五人も御召捕に相成候は、惡謀之御方々、自然と前非を悔、鎮り可申哉。よし左なくて一騒動に相成候共、國家之爲、朝廷之爲、不義不忠之反逆人を、御罰し相成候事は、左而已御恐可有之筋とも不存。只々無體に勅命を恐被成候事と奉存候。

長野の論法

而して長野は一步進めて、酒井を脅すに左の論法を以てした。

然ば梅田は正邪分明之大本にて、第一關東を朝敵とし、御大老も同様、是に組被成候ては、朝敵と申ものと、正しく手紙にも認有之候へば(参照 四二)、御諸司代にて御召捕不相成次第も候は、關東へ御召捕は勿論之事ながら、急速之間に合不申、其内萬一取逃候ては、左府公(近衛忠熙)御不承知可被仰立、根本を失ひ候事故、彦根へ召捕可申と申候へば、御勝手にて可然と今日も被仰候旨に付、拙者申候には、然らば是より上京、いかにも其手當は可仕、乍去爲念申上候。抑今般御諸司代御上京之御頼筋によりて、拙者罷登り、間部侯御上京迄に可治之御用意御行届之爲に被仰付候次第にて、歸府仕候迄は、御貸人同様にて候へば、自然御諸司代に御手落有之候ては、拙者も主人へ無三申譯候に付、爲念と申は、他にあらず。右等は間部侯御上京之上、片時も御捨可相成筋共不奉存、左程之事を、其儘被成置候而、御諸司代之御働は何を以被遊候事哉。

所司代責任論

長野の意
氣込

又右様之書狀御覽之上、主人之上（井伊のこと）を思召候はゞ、不願共思召は可付程之義、夫を此方へとらせ、他より御覽も少々如何之上、町奉行之所存に御便も、時節柄不似合かと奉存候。

如何にも突込みたる申分だ。此れでは酒井も袖手傍觀は出来まい。

併右にても宜敷候はゞ、町奉行方を頼み、承知無之候はゞ、彦根表より人数差向候而も、召捕不申ては忽ち天下之大事、國家之存亡にかゝり候義故、捨置候事は、決して不相成と申候處、七兵衛（三浦）申候には、然らば今一度主人（酒井）に申上見度候間、今晚上京いたし吳候様申候に付、夜分諸司代屋敷迄可罷出と奉存候。

此れを見ても如何に長野が、血に渴したる餓狼が、其の生餌を要むる如く、梅田に其の鋭眼を注ぎつつあるかを知る可きであらう。

〔七九〕長野と梅田（二）

町奉行無
見當な思
る

井伊にて
召捕も可

長野は執念深くも、前書（參照 七八）の續きに於て、扱々町奉行（岡部豊常）之無見當、此儘にては、眼前天下之大亂は勿論之事を、何と申臆病神のさそひかあらん。

など、憤發してゐる。云ふ迄もなく、岡部は長野發議の梅田雲濱捕縛説に反對したからだ。而して長野は尙ほ前書の追伸中に、尙々梅田事は、御召捕を恐れ被成候はゞ、若州へ（所司代酒井忠義、御呼寄、手紙之件々、不ニ容易一義に付、〔參照 四二〕御尋候ても可然と申上候心得に御座候。夫も御不承知候はゞ、殿下（九條關白）も一たび若州へは、御通し被遊間敷程之場に至り候間、無據候はゞ、御家（井伊家）より頼を入候ても不遑内に召捕置度、奉存候事。

と云うてゐる。而して長野は更らに別紙に左の通り、前書同様宇津木當にて、

梅田捕縛の略

申し通してゐる。
只今本書(參照 七八)相認 候處へ、京都より飛脚著、書狀一見 候處、山本貞一郎兄茂左衛門(近藤)飛脚供等召捕、又梅田源次郎を召捕 候に付、三條殿(實萬)も大分手を引被申 候様子、風聞 計にても、右之場に至 候様にと存、心配 候事に 候間、先々都合宜敷と奉 存 候。

梁川星巖の書類箱の事

酒井腹病を罵る

此れは全くの風聞にて、梅田は未だ捕縛には到らなかつた。
然るに梁川星巖事(九月二日病死)悪謀之問屋にて、諸方へ出入、且書類大箱に錠を付、取置有之 事 儘に 承り 候に付、右を早々御取上げ相成 候様申置 候處、此節右書狀は、焼捨 候哉、又外へ預 候哉、同人宅には無之趣にて、後室紅蘭女を召捕吟味候は、可然とも 存 候へども、左様にては世上へばつと致し、不 宜 旨を以、若州之三浦七兵衛事、後閑彌太郎(此れは問部の臣)方へ相談に 參 候由、扱々手弱くいふ甲斐なき事共に御座候と慨嘆してゐる。而して彼は酒井所司代の手弱きには、ほとく愛相をつかし、

長野贈賄の辯明

何と臆病神に誘はれ被成 候 事哉、迎も右様之御見當にては、此度之一條御取鎮之器には、乍 恐無ニ覺束一事共に御座 候。茂左衛門之吟味さへ、問部侯御上 京之上ならでは、出來不 申様子也。何分問部侯に御威勢無之ては、迎も今度の治りは付申間敷と奉 存 候。
と云うてゐる。而して彼は更らに酒井忠義の用人、三浦七兵衛當にて、左の如く申送つてゐる。
抑 本月二日夜(九月)乍 恐主上如何成思召歟。關白職御辭退被成 候様二條殿を以、被 仰出 候由、實に大變驚入 候。右 恐 察 候處、先達て來、惡謀之方々、種々姦計を被 廻、就 中義言(長野主膳)江戸出 立之節、御諸司代、問部侯等より多分之金子を持出し、去月(八月)七日頃、女房之乗物にて參殿(九條家へ)いたし、臺萬兩差上、右賄賂を以、殿下へ惡謀之御取持願 出 候。杯と、形も無き惡評を立 候 事は、其節京地より之手紙を以て、言上之通に御座 候。

惡謀者手
先召捕急
要

右は長野自から辯明したるもの、其餘是迄之姦計は擧て難數、關東へ御内通等之沙汰は投書並に梅源（梅田源二郎）之手翰にても御承知之通りに御座候。然る處、此度惡徒遂ニ本意、此上は跡御職之定り候期を俟て、水府一橋殿に勅命を下し、諸役人を罪に與として、利望十分之惡計を可施之結構顯然、不ニ容易ニ國家之一大事、既に至候へば、早く惡謀之手先之者共を、御召捕相成、此上之惡計を可防之御手段肝要と奉存候。

志士一網
羅拘勸告

此の如く彼は所司代に向て、志士を一網に羅拘せんとを苦勸してゐる。此上無體之勅命等下り、關東へ朝敵之名を奉爲負候ては不ニ相濟ニ義に付、右に付ても先日伺候梅田源二郎事は、第一大切之御召捕ものにて候へば、少しも遅々相成、萬一取逃し候ては、奸惡之逆徒可ニ相糾ニ之大本を失ひ候様可ニ相成、關東朝敵と申ふらし候次第等、此度江戸表より被ニ仰越候事有之候間、萬一太守様（酒井忠義）にて、御召捕方御差支等有之候は

ば、公邊え御召捕は勿論之事、急速之義は、彦根へ召捕相成候て可然旨、留守居之者承之、今日彦根出立仕、明六日京著之筈に御座候。右梅田之口揚り候は、梁川星巖を始、右之徒四五人計御召捕、御吟味相成候は、惡逆徒之根元可ニ相分奉存候。左候へば、凡此期に及、國亂之基本を豫め御治め被遊候術は、此他に有之問敷歟。此の如く長野は酒井所司代に向て、梅田逮捕の一件を肉薄した。

【八〇】長野と梅田（三）

執念蛇の如き長野は、酒井所司代を、或は脅かし、或は賺かし、或は甘語、或は苦言、遂ひに梅田逮捕の段取りに至らしめた。彼の苦心も井伊側の立場からすれば、亦た諒とせねばならぬ。而して若し此際一個の長野微りせば、恐らく

捕遂に梅田
至縛段取

梅田捕縛
評決

は井伊側の手は、それほどには延びなかつたかも知れない。果して然らば長野は實に井伊側に取りては、第一人者と云はねばならぬ。今更九月七日附にて、九條家の諸大夫島田龍草(左近)が、長野に答へたる書を見るに、
御紙表拜誦、然ば只今三浦(七兵衛、吉信)參上、昨夜伏見表へ被參、内藤侯(豊後守正徳)に面會、同道にて歸京、直に梅源御召捕御治定之趣、誠に御秘計奉深感候。先刻之御狀にては腹もたつ如く、前後も忘ずる心地に有之候處、漸々正邪分明之大道に出可申候。場に至りかけ、御互に安悦不奉存候。

此これにて見れば六日の夜は、長野自から伏見に赴き、奉行内藤正繩に會見し、彼を伴ひ京都に出で、遂ひに梅田逮捕の事を評決するに至らしめたる事が判知る。

手段進行

又彼侯(酒井忠義であらう)御自分屋敷にて、御面會之事、深く御遠慮之趣に付、今晚西奉(西奉行所)え御越之由、御苦勞千萬、此上御如才は無御座候義には

梅田就縛

御座候得共、随分嚴敷御申入、何も得心被致候様、御説得被成、此上は小林、金田、三國(何れも鷹司家の臣)夫々十分に、内吟味有之様、御申置可然奉存候。此上西奉(小笠原長門守長常)虚路疲れ候ては、更に一大事に付、吳々睨と御申入置可被成様奉存候。

此の如く、事は略ぼ順調に運んだ。而して九月八日附、長野より宇津木への書狀は、能く此の間の消息を語つてゐる。

梅田就縛
の日時

梅田一件、漸々落著、今日(八日)内藤豊後守殿、俄に出京相成、同夜無滯御召捕相成、安心仕候。他人之患を樂候儀は不仁心に似たる様に候へ共、君上(井伊直弼)を大悪人とし、若州(酒井忠義)へも、彦根侯と御内意被成候ては朝敵と申もの也といひ、其惡業身に報ひ、忽天罰蒙り候儀と奉存候。是より追々絲口開可申と悦存じ候。

此これにて見れば、梅田も愈よ内藤豊後守の手にて、逮捕せられたる事が判知る。八日附の手紙に、今日若しくは同夜とあれば、八日夜と認む可き様であるが、

梅田引渡

紙面の前後を通讀すれば、今日とあるは七日、同夜とあるは七日の夜とせねば意義相通せざる點がある。又た前掲島田の書面と對照しても、同様の點がある。故に予は梅田の就縛を、七日の夜と斷定して置く。

同夜諸司代より被_二仰越_一、小笠原長州へ參、八つ時(午前二時)迄物語り候處、長州にも、是迄見當違ひ之働いたし、悉く徒事にて候。今晚掛_二御目_一大に此上之所置明く相成候とて、漸々梅田之吟味も糸口開け、同人事は伏見奉行へ引渡し、彼の方にて吟味之筈に相成、扱々此一條には心配やら、いまましいやら、大迷惑仕候。諸司代も、此度此梅田に手をひかれ候ては、殿下(九條關白)は勿論、此上運動も、出來中間敷と存候處、御合點參、右之場に及、先方惣方安心に御座候。

此の如く梅田の就縛は、全く長野義言の力と云ふも、過言でない。されば、若し此れが功とせば、長野は殊勳者といはねばならぬ。若し此れが罪とせば、長野は元兇といはねばならぬ。何れにしても井伊側に於ては、殆んど長野の一人

長野一人舞臺

舞臺と云ふも、不可なき程であつた。固より九條家の諸大夫島田龍章も、長野の介添として、脇役を勤めたが、然も彼は畢竟脇役に過ぎず、唯だ長野の爲めに、犬馬の勞を竭したるに過ぎなかつた。

要するに長野には、大局を見るの明があり、更らに又た其の手を下す可き場合と場所とを斷定するの眼孔があつた。然も更らに之を徹底的に斷行するの勇氣と執著力とがあつた。此の如くして彼は有志狩の獵夫の役を勤め上げた。

長野の明と勇

【八一】有志者逮捕に關する長野の意見

鶴岡父子捕縛の事

長野は梅田逮捕を宇津木に報ずると與に、更らに其手を他の諸有志逮捕に擴げんとする模様を、宇津木に報じてゐる。以下掲ぐるは前文の續きである。(參照八〇)

鶴飼吉左衛門
同 幸吉

右兩人急に御召捕相成候は、左府公(近衛忠熙)之内覽は、御自分より御辭退にも可相成一歟之見据にて、昨夜(九月七日の夜)より通し島田(左近龍章)と會談、今一應諸司代へ掛合可申、と三浦七兵衛(酒井所司代用人)呼に遣し候事、御座候。

要するに此れは九月七日附にて、島田から長野に與へたる書中に、
今晩四つ時(午後十時)より渡邊氏方へ向參上可仕候間、必左様御承引可被下候。

とあれば、彼等が町奉行付與力渡邊金三郎方にて、會合したるものであらうと推定せらるゝ。

小林金田
事等捕縛の

長野は鶴飼父子の外、更らに左の如く目を著けてゐる。

大関殿内

小林民部權大輔
同 金田伊藏
同 三國大學

青蓮院宮
に及ぼすとす

右三人をも御召捕、惡謀之手先を押へ置候て、近衛殿内覽御指支之旨、關東より被仰出候節、何故と被仰出候は、是迄之積惡申立、彌相調候は、可然は如何様にも明白可相成、併右様仕候ては、三槐之御上にも疵付可申、左候ては、御當代之恥を、萬代に流し候道理に付、御賢考可然と申上候は、格別之場に迄至不申とも、治り可申歟と奉存候。右様御掛合之場に迄至り候て、諸方之目覺しに、○役者(此れは青蓮院宮のこと)だけは、勿論之事にて候得共、乍去善惡分明之道開け、何事も殿下(九條尚忠)執奏之場に至不申ては、容易には難行少々面倒ものに御座候。此れにて見れば、彼は鷹司家の諸臣を逮捕し、更らに其手は青蓮院宮にも及ぼさんとしたとが判知る。諸方之目覺しに、○役者だけは、勿論之事とは他の見

近衛氏内
覽の恐れ

せしめに此の法親王だけは、相應の處分をする積りであつたことが判知る。

一 當月(九月)二日、水戸殿へ御後見之勅命下り候哉之風聞 此れは虚説)此上とも左府公(近衛忠熙)内覽にては、いかなる勅命下り可申も難計、豫て之御手行相後候ては、實に大變と奉存候

彼は此の如く機眼前にあり、逸す可からずと勸説した。

一 最早御聞も候はん、山本貞一郎は、先月廿八日病死、一類茂左衛門(山本の兄、近藤茂左衛門)並飛脚之者召捕相成、書付類も少々手に入、猶貞一郎の荷物も、御手に可入趣に相聞 左候はゞ、彌健成證も澤山に出可申と奉存候

一 茂左衛門より貞一郎妻方へ遣し候書中に、杉浦仁左衛門(水戸家中與力)之事も有之由、いづれ茂左衛門之口より顯れ可申義可有之と奉存候
一 殿下内覽被免候に付而は、最早惡謀之證を取候より早き術は無レ之、惣方此品にさへ心付候はゞ、是迄より却ていたし易くにも可有之と

奉存候 下略

九月八日

宇津 木君

義

言

星巖遠行

尙々梁川屋巖も遠行之由、是はとも角も、山貞(山本貞一郎)はをしき事に御座候何も此場に迄押寄候上は、十に入九は首尾よく治り可申と奉存候
不遠吉左衛門(鶴岡)言上可仕候。是のみ樂存居候

如何にも長野が一網羅致を企てたる恐ろしき腹の底が、ありありと文面に現れてゐる 當時京都には諸有志雲の如くあつたが、未だ一個の長野に對して先手を打つ程の竦腕家はなかつた様だ。尙ほ此の書狀に對して、島田龍章は左の如く裏書してゐる。

島田裏書

前文之條々、御尤千萬何も承知仕候 御端書之通り相違に相成候はゞ、乍鹿末頭をさし上可申候 敬白
と、されば此の書狀は、長野が認めたる上、島田の一覽を経、而して後之を宇

津木に發送したものであらう。島田は申す迄もなく、九條家の代表者にして、長野は井伊家の代表者。兩人合體の運動の顛末、略ぼ此れを見ても察知せらるる。

第十五章 梁川星巖と其の最後

〔八二〕 有志者の經綸如何

勅諭の意

當時京都側に於ては、果して如何なる經綸の存したる乎。固より承久、元弘の事などは思も寄らず。唯だ八月八日に、幕府及び水戸に對し、勅諭を下だされたのは、永世安全、公武御合體を意味する迄にして、要するに舉國一致の思召に外ならない。

有志者の目的

然も有志の面々は、此の勅諭降下と與に、やがては井伊大老を斥け、一橋慶喜を擁立し、幕政を改革して、聖旨を奉戴せんとの底意であつたに相違ない。然も各藩有志者及び浪士の間には、それぞれ以心傳心の契合はあつたにせよ、何等の取り留めたる約束もなく、又た有力なる大藩が、其の背後に控へて、いざとならば、其の實力もて、之を實行するの責に任ずる約束もなく、云はゞ銘

有志の水
戸買被り

銘隨意の運動に外ならなかつた。
固より彼等當初の望は、一に島津齊彬が、大兵を率ゐて上京し、之を以て朝旨を奉じ、幕府に莅み、大事を行ふに存したるも、七月十六日には、俄然病の爲めに長逝したれば、今は彼に代りて、志士の望を繋ぐ可きは、只だ水戸藩に止つた。然も水戸藩の内情は、とても其力を他に及ぼす程の運びに至らず、乃ち勅諭降下の如きも、云はゞ水戸藩の實力を買被りたる嫌ひはないでもなかつた。

井伊打倒
の氣分

されど京都には井伊が主上を彦根城に移し奉るの風聞専ら盛んにして、承久、元弘の例をも目前に見る可き危機を孕ましめ、主上の宸襟安からず、宛も大暴れ以前の雲行の如く、頗る穩かならぬものがあつた。此に於てか志士側では何事は扱て置き、先づ「井伊をやつつけろ」と云ふ氣分が出で來つた。
赤川直次郎來りて曰く、一快事有り、兄未だ聞かざる乎、尾水薩越、將さに彦根大老を襲ひ殺さんとして、援を吾藩に求む。長井、雅樂の江戸を發する、

井伊襲撃
の計

事未だ決せず。事果して決すれば、則ち山縣半藏、將さに繼いで發せんとする也。余乃ち同志を會し議して曰く、四藩の舉蓋し在下の志士より發する也。如今諸侯動かし難し、天下皆な然り、獨り吾藩のみならざる也。吾藩誠能く四藩を合し、奸人を誅せば、則ち善矣。然も四藩を首と爲し、吾藩を從と爲す、豈に志士の大恥に非ず乎。因て同志を糾し上京して、間部侯を誅殺せんと欲す。血盟書を作り、十七名を得、半藏至る日を以て、發せんと約す。(岡室文稿)
以上は、吉田松陰の萩に在りて記する所。固より一の風説に過ぎざるも、當時天下有志者の脈が、如何に動きつゝあるかを卜するに足るものがあらう。
數日、家兄之を前田に聞く、云ふ、薩摩堀忠左衛門、山縣半藏に語りて曰く、余同志の士を糾して五十人を得たり。將さに大老を襲はんとす。而して上國未だ應援有らず、貴藩豈に意無きを得ん乎。山縣愕然として曰く、是れ余が能く及ぶ所に非ざる也。已む無くんば則ち越前乎。堀之を然りとして、急に之を越

江戸よりの刺撃

前に謀る。越前則ち應じ、上國の事を以て自から任ず。是れ江戸の報なりと。余謂く、二説同じからずと雖も、江戸已に人の先ずる所と爲る。上國亦た事に及ばず。則ち吾黨何の面目か之れ有らむと、益上京の事を謀る。(同上)

此れによりて見れば、吉田松陰が其の門人を糾合して、間部詮勝を上京途中に襲殺せんと企てたのは、全く江戸に於ける井伊大老掩殺の企てを聞いて、それに刺戟せられたるものに外ならない。而して水戸及び薩摩の志士中には、當面の大計は、井伊大老を斃すにありとしたるもの一二に止まらなかつたことは、深く臆測する迄もない。但だそれは有志者間の契合にて、固より其の藩論でなかつたことは、云ふ迄もない。

されば有志者側は、何等中心勢力あるではなく、云はゞ唯だ烏合の衆であつた。若し夫れ藩から見れば、薩摩でも、水戸でも、尾張でも、越前でも、長州でも、何れも汲々乎として、其の一番の安全を是れ期待して、固より他に及ぶには違あらなかつた。

有志無中心

幕府中心人物

之に反して幕府では井伊大老が中心人物として、京都の九條關白と照應し、長野、島田の徒、互ひに活躍し、而して間部、酒井、内藤等何れも井伊の手足となりて、それ／＼奔走努力した。されば井伊派對有志派の對抗は、とても相撲にはならなかつた。

【八三】 京都に於ける梁川星巖(一)

各藩屏息

各藩としては、何れも井伊大老の威勢に壓せられ、従來國事に奔走したる藩主例せば松平慶永の如き——さへも、今は屏息の姿であり、薩摩なども、齊彬の病死後は、藩論が頓に一變したる情態を呈し來つた。されば吉田松陰などが、長州の藩論が、有耶無耶の間に彷徨しつゝあるを、もどかしく思うたのも、無理はなかつた。

朝廷の御

斯る場合に於て、朝廷のみは、孝明天皇が青蓮院宮及び近衛、三條などの親臣と與に、幕府の措置を不是とし、頗る宸襟を惱まし給ひ、幕府をして少からず不安を感せしめた。而して民間の諸有志も、亦た遙かに雲上と相ひ呼應して、それぞれ運動する處あつた。此れが爲めに幕府の不安は愈よ増加した。而して井伊派は、寧ろ此の民間の諸有志が、雲上を動かしつゝあるものと認め、先づ此の動力の原を取り押へんとした。

幕府の禍根絶策

然るに此の民間の諸有志は、何れも其の縁を水戸に繋ぎつゝあれば、此の有志者を取り押ふるは、やがて水戸を取り押ふる所以であると認めた。改めて云へば、民間諸有志者は、水戸の手先となりて、朝廷を動かすものであれば、若し彼等を審問せん乎、一切の事情は判明するばかりでなく、其の禍根を断つの手段も、此中より生じ來る可きものと認められた。

有志の中心人物

斯る次第であれば、井伊側が先づ此の有志者に著目したのも、彼等としては決して徒爾ではなかつた。而して其の民間諸有志の中心人物は、實に梁川星巖

と、梅田雲濱(源二郎)であつた。此の如くして既記の如く、梅田の逮捕は、長野が極力主張したる所となり、遂ひにそれが實行せらるゝに至つた。(參照 七八)

中心中の

されど事實を云へば、梁川星巖は寧ろ梅田の先輩だ。而して中心人物としては、恐らくは梅田以上に、其の重きをなしてゐた。彼は安政五年には、七十の老翁となつてゐた。彼は詩人としては、日本の名譽ある老大家だ。彼の詩生涯は、文化年間に始まり、文政に至りては、既に大家の群に入り、天保時代には、江戸に於て、玉池吟社の長となり、詩壇の主盟となつた。若し彼が天保の末に終つたならば、彼は長へに幕末の詩人として、長へに日本文學史上に、其の姓名を留めたであらう。

星巖入京

然るに彼は弘化二年五十七歳にして、玉池吟社を閉ぢ、江戸を去り、更らに其の翌年をもて、新生涯を京都に始めた。時に弘化三年、五十八歳、孝明天皇踐祚の當年だ。而して此れより十二年間、即ち安政五年九月二日、七十歳にて逝

く迄は、彼の有志者時代にして、彼の眞面目は、寧ろ尤も此際に於て發揮せられた。

星巖入京の目的

彼は當初から有志者として、國事に力を竭さんが爲めに、江戸を去りて京都に來りたる乎。恐らくは然らざる可し。彼は寧ろ外交の危機、近きに迫るを察し、江戸を去りて、其身を安全地帯に措かんが爲めであつたらう。彼も自から斯く明言してゐる。然も彼は京都に在りて、親しく其の環境に接觸し、京都の山水よりも、却て京都の人事により多く感激した。

志士の星巖訪問

何は兎もあれ彼は京都に於ける有志者の問屋となつた。苟も志ある者は、其の何人たるを問はず京都を経由する者は、概ね彼を訪問した。而して彼を訪問せんが爲めに、故らに京都を経由したるものも少くなかつた。而して天下の有志にして、其の經綸を懐くものは、概ね彼の手を藉りて、其の意見を朝廷に致さんとした。佐久間象山、吉田松陰の如き其の著しき例證だ。此の如くして彼は志士意見の交換所たる役目を勤めた。

年と共に意氣加はる

多くの人は老と與に、國事を念頭より去り、然らざるまでも、稀薄ならしむるもの。然も星巖は全くそれと相ひ反した。彼は年と共に愈よ國事を憂ひ來つた。彼の元氣は、寧ろ齡と逆行の姿であつた。乃ち五十歳の星巖よりも、六十歳の星巖は、熱度を加へ、六十歳の星巖よりも、七十歳の星巖は、更らに熱度を加へ、其の最後には、遂ひに一個の老壯士を打出した。此れは固より時勢の變、環境の變にも歸す可きものであるが、然も亦た星巖其人の異りたる天分を無視する譯には參らない。

【八四】 京都に於ける梁川星巖 (二)

抑も梁川星巖彼れ自身は、如何なる經綸の持主であつた乎、彼は必らずしも討論幕論者ではなかつた。彼は必らずしも一時に朝權を恢復せんとの改革者ではな

星巖の現狀不滿

星巖の二重人格

かつた。されど彼は頗る現狀に不満であつた。而して其の不満の對象は、幕府及び幕府の當局であつたことは、論を待たない。而して此れがやがて幕府から悪謀の間屋と目指さるゝに到つた一の理由であらう。

星巖は決して書齋的學者ではなかつた。彼は一種の策士であり、又た策に長じてゐた。若し彼をして寶曆時代にあらしめば、或は竹内式部の二の舞を、京都に演じたるやも知れなかつた。彼には詩人としての星巖と、志士としての星巖と二重の人格があつた。彼は人を説くに於て、自から妙を得てゐた。壯士には壯士に、大人には大人に、乃至は文人、朝紳、何れもそれぞれ其の對手と應酬して、其の道を過らなかつた。

而して彼は能く人を知りて、之を操縦するの術を解してゐた。此れが爲めに彼は坐ながらにして、其の手は八方に伸ることが出来た。横井小楠は、當代無二の説客であつた。何人も彼の舌頭にはころりと參らぬものは無かつた。然も此の小楠さへも、星巖の爲めに、殆んどころりと參らんとした。小楠の嘉永四年

星巖の有志操縦術

星巖の憂

星巖を京都に訪ふや、星巖懇ろに小楠の京都に留らんことを慫慂して曰く、「公家の中にも、随分談ず可きものがある、君よ此地に駐りて、一仕事しては如何」と。萬事斯る調子であつたから、星巖が自然に京都に於ける有志の中心人物となつたのも、自然の勢ひと云はねばならぬ。

彼は世界的の知識に於ては、到底佐久間、横井に伍す可き程の見識を持たなかつた。彼は寧ろ眞醇に幾き攘夷家であつた。眞醇と云はんよりも、寧ろ單純と云ふ可き程であつた。然も彼は中心よりの憂國者であつた。彼が安政五年戊午六月十八日、其の七十回の誕生日に際して、舊故、門生等の壽筵を辭したる詩に曰く、

鴛劣無能年已高。眼看鯨鯨鼓風濤。生辰不受諸朋賀。爲憶大君宵肝勞。

と、此れは全く彼の誠意の迸り出でたる詩であらう。

彼は固より神奈川條約に反對だ。而して特に勅許を俟たずして調印したるに、最も反對だ。彼は凡有る方便もて、此の趨勢を沮止し、若しくは反廻せんと欲

神奈川條約反對

した。彼が如何なる意見を有したるかは、彼の友人久我家の諸大夫春日讃岐守の申口書が、能く之を語りてゐる。春日は陽明學者にして、星巖が獨り京都の儒者中、與に談ずるに足るとなしたるもの。其の申口書なるものは、春日が安政戊午の大獄に羅織せられたる一人としての審問に答へたる口供なれば、固より其言に尋酌あれども、さりとして亦た事實を捏造し、若しくは黑白を顛倒したるが如きことは、斷じて有るまじきことなれば、假令確實ではない迄も、其の真相を得るに幾きは、論を俟たない。

一 當地儒者梁川星巖に者、十ヶ年程以前より、心易相成、其以來折々面會いたし居候處、六ヶ年以前、神奈川横濱邊へ、亞夷渡來之頃より外夷一條専ら議論いたし、同人議論之大意と申者、和親交易之儀は、既に支那、印度杯之的證も有之候付、直ちに當今打拂之論に有之、此者にも其節之議論者、星巖と敢て替り候儀も無之、右横濱邊へ亞夷襲來候砌者、打拂之論も世上盛に有之候付、夫々覺悟も可有之儀、即打拂に相成候はゞ、御國

威も相立可然事と存、其趣者互に語合候儀も有之。とあれば、星巖は癸丑甲寅(嘉永六年、安政元年)以來、愈よ其の攘夷論を鼓吹したものであらう。

其後兩三年過、當地儒者頼三樹八郎と申者に、於星巖方一度出會いたし候得共、三樹八郎と者、外夷一條等議論および候儀は無之、交りいたし不申旨。然るに去巳年十二月(安政四年)林大學頭上京之頃より、星巖之議論者、追々切迫に相成候様子にて、其頃同人より書面を以、朝廷之御論如何に候哉と而已認越候付、右者星巖之心中専ら外夷之御所置振、朝議を伺ひ候儀と相察候付、必一定之御論に可相成一哉と申遣候旨。とあれば、星巖の議論が、時勢と與に、加速度もて熱度の増倍したるを知る可きであらう。

【八五】 京都に於ける梁川星巖(三)

星巖對外
意見

春日讚岐守の申口書は、なほ星巖に就て、左の如く語りてゐる。

一 一體星巖毎々激論いたし居候には、外夷望に任せ、追々開港場所取廣げ候儀者、素より往々深害も有之、不可然儀にて、同人底意之處者、是迄御許容相成候下田、箱館共開港取潰、禁中より關東へ打拂之儀を被仰進候はゞ、人心居り合もいたし、銘々覺悟も可致と之星巖之建議も、此者承り、發揮と入説とも相心得不申候得共、主人(春日主人久我建通)より外夷内評聽候節者、右星巖之建議も、參考之ため申述候事も有之候旨。

星巖の堀
田所説反
對運動

とあれば、如何に星巖が攘夷説の急先鋒であつたかは、此れにて思ひやらるゝ。
一 當春堀田備中守殿爲ニ御使一御上京之頃、開港場所等、叡聞に達し候處、兵庫、堺等開港相除候様と之御評議にも相成候處、追々外夷應接濟之儀に付、是等も六ヶ舖御次第之趣、星巖外より承および、案外之様

三家大老
招致入説

とあれば、如何に堀田正睦上京の際、星巖が其の使命に對する反對運動に活躍したるか、推察するに餘りある。

一 備中守殿歸府被致候後も、速に御返答も不レ被仰進、此上は御三家方御大老之内、御呼登、叡慮之趣被仰進候より外致方も無之、右様相成候はゞ、重疊之儀に付、右之通御三家方、御大老方之内、御呼登有之度旨を、星巖より入説之意味に咄聞候云々。
とあり、而して更らに、
其時御所向より御三家大老之内御呼登相成候處、御差登も無之候付、御催促にても不レ被仰進候而者難ニ相成哉之儀者、星巖より是又入説之意味云々。

星巖の一橋擁立論

とあれば、如何に京都側の廟議に付て、星巖の意見が、採用せられつゝ、あつたかは、之を推知するに足るものがあらう。

一 當七月末頃と覺、外夷御所置切迫に相成候由を以、於神奈川一假條約書、黒夷へ御渡相成候趣、風説有之候處、星巖罷越申聞候には、先達て備中守殿御上京之節、勅答之趣有之候處、假條約迄御渡相成候者、全違勅に相當り、其上國家安危之御時節、名君之譽有之水戸老侯其外尾越侯御各御隱居等被二仰付一候儀者、天下之御不爲に有之、方今之急務者、人望有之橋侯に御政務御委任有之、一時に天下之耳目を驚し候程之御處置無之候半而者相成問敷哉に、星巖申聞候云々

とあり、又た、

關東の賄賂策

一 右同頃と覺、間部下總守殿、爲二御使一御上京之風説及レ承候處、星巖罷越申聞候に者、關東より登り候者共之内、堂々方々立廻り、賄賂金を蒔散し、品々入説いたし候由、自然右様之儀有之候而者、朝廷之御

威光にも拘可申事に付、何と歟御取示有之候様致度旨、星巖申聞候云々。

とあり、更らに一步を進めて、

星巖間部に勸説せんとす

一 右同頃と覺、下總守殿、御上京之上者、承久之例を以、暴政可被行と之風説も有之候處、其比星巖罷越申聞候には、同人にも右風説承込候趣にて、自然暴政被行候様にては、國家之安危に拘り、不二容易一儀に有之、星巖儀、是迄下總守殿御英明と伺居候。旁以、大津驛迄出張、御目通相願、京師之事情等具に申上、身命を抛、御所置之可否を議論可致旨、星巖申聞。

星巖の久我接近策

此れにて見れば、如何に此の七十の老翁が、身命を賭して、國家の事に奔走したるか判知る。昭和の時代では、七十歳は決して古稀ではないが、安政年間には、七十となれば、全くの隠居的年齢だ。然るに星巖が、此の如く屢ば春日讃岐守(泮庵)を往訪したるは、彼によりて議奏たる久我建通卿を動かさん

が爲めであつたに相違あるまい。而して其の目的が果して如何なる程度迄成功したるかは、知る可からざるも、其の國事に熱心の事實は、之をもて十二分に其の證據と認むるに差支あるまい。

星巖間部に會見せんとす

京師儒者の中にて、眞に國事を憂ひたりしは、梁川星巖翁にて、また春日譜岐守といへる人あり。これも王陽明の學を信ずと云ふ。八月の末つ方關東より老中間部下總守、大老等の命を承けて京都に上るべしとの知らせ、内々に星巖の許にありければ、「さてはいかなる謀計を爲すやらむ。朝廷を苦しめ奉らんこと想ひやられぬ」とて、憂ふる事一方ならず「朝廷と關東との意志互に隔てばこそ、みだりに壓制暴虐の策をも運らすなれ。よし間部に逢うて此の事論さげや」と、譜岐守、小林、高橋等の新紳家の人々とも語り合せて、兎やせむ角やせむと心を痛めつゝありし。「陽明學第三號所引柴のけふり」

【八六】 京都に於ける梁川星巖 (四)

星巖の王政復古説

春日譜岐守の申口書は、更らに續いてゐる。

一 其後下總守殿(間部詮勝)御上京暴政可被行と之風説、追々盛に相成候に付ては、其時勢に乗じ候哉、王政御回復可相成一杯と取沙汰いたし候趣、追々星巖より噂有之候得共、此者(春日)には當分堂上向之氣配にては、迎も其場に到り兼候儀と存、其旨相答候處、星巖にも、右御回復之儀は、田舎にて建議いたし居候者有之候と而已にて、其名前は不申聞一候得共、信州松代藩中佐久間修理、長州藩中吉田寅次郎之説者、兼て星巖感伏いたし、毎々此者(春日)え噂も有之、旁田舎ものと申者、修理、寅次郎之事に可有之と相察罷在云々

乃ち星巖の心は、既に進んで皇政維新に向ひつゝあつたことが、略ぼ察せらるる。されど當時當面の問題は、對間部、若しくは對幕府であつたに相違あるま

賜勅一件
に参加

一 八月十三日(安政五年)星巖儀罷越、勅諭之寫差出し申聞候には、右は眞偽如何に候哉承度旨申來り候。此者(春日)は更に不ニ相心得儀に付、不審に有之候付、右はいづれより手に入候哉と相尋候處、右寫之出元者忌諱いたし候哉不ニ申聞候得共、右は貳三ヶ所よりも手に入云々。

久我建通
面謁

とあれば、彼の賜勅一件には、星巖も當初より参加したる乎、左なき迄も最初に與り聞いたる一人であつたことは、上記によりて之を知るに難くあるまい。而して星巖が、春日潜庵を介して、久我建通卿に面會したる模様は、左記が能く之を語つてゐる。
一 星巖より前書咄合之中、當時之形勢杯、追々主人え申込置候處、一應星巖え被逢候旨にて、當八月九日、同人を被相招罷出、其節此者(春日)座席に不ニ相詰委細之事柄不ニ相辨候得共、退席之上、此者え申聞候には、

星巖交友

志士の中

星巖儀十分に暴論申述候儀と相見、主人は温順に候得共、氣魄之薄き方と被伺候旨申居、其砌主人より白銀三枚、絹壹卷、星巖え賜候旨。
勿論久我卿には、星巖の意見が、十分に嘉納なかりしとするも、星巖の剴切の議論は、十分に暴論申述の一句にて盡きてゐる。
星巖の手は、必らずしも春日潜庵の手を透して、久我家に及んだばかりではな。佐久間、吉田等の諸有志は勿論、其の詩の門人として、日本に擴りたる諸同人を透して、隨處に及んでゐる。彦根の岡本黄石、江戸の横山、(小野)湖山の如きは、則ち其の重なる者だ。而して京都に於ては梅田雲濱、頼三樹、池内大學など、何れも星巖の後輩として、それぞれ其の役目を働いたことは、宇津木六之丞が長野主膳に與へたる書中に(安政五年十二月廿六日附)、
一 梁川星巖方へ參會いたし候三樹八郎、池内大學、梅田源次郎、右四人反逆の四天王と自稱致し候由、其連中之外、長藩吉田寅次郎と申者、力量も有之、惡謀の働き拔群の由にて、各申合せ、一旦水老之謀反にて、争亂の

世となし、詰る處は徳川の天下を京都へ預り、各同志の徒にて、執權可致との目論見之由。

とあれば、如何に星巖が中心人物として、在京諸有志の間に、重きをなしたるか、判知る。固より上記の説は、取るに足らざる誣説なれども、兎も角も星巖が、斯く迄井伊側から首謀の棟梁として重く見られたる一事は、争ひ難き事實と云はねばならぬ。

星巖注目

されば星巖の身邊は、何人よりも先きに、井伊側から著目せられてゐたことは、安政五年八月八日附、長野より宇津木への書状の一節に、
梁川星巖方にて密會、折々水戸人も加り有之、其中にて拙者上京之悪口、彦根之内間より證據も取有之旨、不ニ容易一事共申觸らし候に付、右探索方、西奉行所へ頼置候事に御座候
と云ひ、更らに八月二十四日附にては、
彌々關白職御大老職を取上、水隠(水戸齊昭)を出し、天下を奪ひ候手立行

届候様、相見へ候はゞ、直に拙者手元にて慥成手掛り有之候安藤石見介、同伊織、梅田源二郎、梁川星巖、シユン平(奥村禮所)を召捕、急度作人(九條家へ投げ込んだる大封書の作人)を取出し候上は、二度之口は明させ申間敷事は、痛みてもにくみても飽きたらぬ事に御座候
とあれば、星巖の一身は、今や薄氷を履むの危地に瀕したることは、當人は知るや、知らずや、斷じて疑を容れない。

「八七」罪言二十五首(一)

悪謀の間

假令梁川星巖が、自から反逆四天王の隨一と稱せざるまでも(參照 八六) 井伊派から見れば、所謂「悪謀の間屋」たることは、決して間違はなかつたであらう。
〔參照 七九〕されば若し彼にして生存したらんには、梅田に先ち、若しくは同時

星巖の企

に逮捕せらる可きは必然であつた。然も彼としては仕合にも其の以前に病死した。彼は其の死が眼前に迫るをも知らず、前記の如く〔参照 八五〕間部上京の際、之を大津まで迎へ、一身を賭して、説破する所あらんとした。間部は曾て詩を星巖に學んだ縁故がある。星巖と間部とは、位地の隔りはあつたが、文字の交があつた。乃ち星巖は此の縁故を辿りて、間部を解得せしめんと企てた。

二十五篇

松堂間部侯京師に上る。因て紀事二十五篇を録して、以て下執事に呈す。附するに二絶句を以てす。序有り。小杜罪言有り、其位に非して而して之を言ふ。故に罪言と曰ふ。孟緯（星巖）は則ち草野の一詩人、固に其れ言ふ當からず。然れども國家安危の時に當りては、黙止するを得ず、乃ち遂ひに漫言を作る。自ら大罪の逃る可からざるを知る焉。明公幸に鑒裁を賜へ。不奉清揚二十四年。頭毛秃盡面如烟。忽聞五馬入二京句。

争使衰翁不躍然

漫言二十有五篇。併ニ裏幽潜一仰向天。亦是子平（林子平）竹山（中井竹山）例書生迂濶古來然。

此れは二十五篇の緒言だ。星巖が間部と面會してから、既に早くも十四年を過ぎてゐる（彼は弘化二年五十七歳にして江戸を去つた）。然も間部の入京を聞き、老朽の彼も躍然として、林子平や、中井竹山の例に仍りて、意見書を上ると云ふ意味だ。

紀事二十

紀事二十五首

從出江門二十四秋。更無三片夢到荒陬。今朝北斗城邊望。 殘氣冥々五大洲。 天地無情白髮生。 妖祲不獨風浪惡。 人間何物李西平。 驚扑鯨吞何處邊。 依然遁跡舊溪山。 一腔熱血寄無垠地。

灑向乾螢枯蠹間

一篝燈火夜三更。展轉孤牀夢不成。憂國淚邊秋雨滴。

霖霖相伴到天明

以上は星巖自身即今の境遇、及び心地に就て、自から語る所

佛蘭英吉沸ニ鯨波。豈止俄羅美理哥。八面紛爭皆勁敵。

中流砥柱奈吾何。

敵國は佛や、英や、露や、米ばかりではない。八面皆な敵だ。

海怪群飛白日昏。痛心在目淚潺湲。一朝有事計何出。

諸老先生置不レ論。

諸老先生置不レ論、是れ星巖の慷慨自ら禁ずる能はざる所

不レ得一言披肺附。諸公只苟目前安。春風桃李飄零盡。

或有孤松彰歲寒。

孤松歲寒、是れ夫子自ら語るものたるなからん哉。

八面皆敵

聖慮焦勞

小籌大策漫紛々。一舉誰能掃海氛。聖慮焦勞無晝夜。

教臣爭不効忠勤

聖慮焦勞無晝夜。洵とに其の通りだ。洵とに其の文字通りだ。此れは星巖其人

勢孤大樹支難得。

勢孤大樹支難得。運去夔牛挽不回。欲壽國家真命脈。

只須竭力拔群才

大樹は大樹。當時徳川將軍のことを大樹と稱してゐた。此詩は暗に徳川家も孤

立ては危殆であると云ふ意を諷してゐる。而して其の人材拔擢は、固より門地

に拘らず、材能本位であらねばならぬ。此論は横井小楠なども、當時専ら主唱

した。星巖の意見も、恐らくはそれであらう。されど井伊の施爲は、人材拔擢

でなく、むしろ人材驅逐であつた。

人材拔擢
の見

【八八】罪言二十五首(二)

太平陶醉
罵倒

更無一議及二兵戈。怯懦因循可奈何。聞說江門此時節。
滿城齊唱太平歌。

此れは江戸に於ける太平陶酔の現狀を罵倒したるもの。然も更らに一步を進めて考れば、此れは幕府當局を罵倒したるものと云はねばならぬ。

事有機宜一時勢迫。男兒豈是讀書秋。不除積疊稔禍去。
億兆冤聲何日休。

老夫伏地淚漣漣。國體不持何面皮。無復錚錚一鐵漢。
坐令蠶々逼二台司。

蠢々とは外人を云ふ。ハリスの如きが、その重なる標本であらう。朝參暮謁盡蹉跎。管絃堂々氣力多。已失霸朝專制權。不知結局竟如何。

幕府無氣

賄賂公行

林大學も失敗、堀田備中も失敗、公家の意氣は既に天下を呑まんとしてゐる。而して從來政權の專制者であつた幕府は、今や手を束ねて公家の鼻息を窺はんとするの情態だ。其の行末の事は、如何なるものであらう。

黃金磊落眩衆目。獨有二宣公早見機。賄賂一開公議滅。
可下能峻防其微。

義門利路本分明。一步纒差禍已生。若匪堂堂守公器。
舉朝誰不徇私情。

此れは賄賂公行の弊を指摘したるもの。暗に間部の京都に於ける買収運動に向て、其の豫防線を張りたるものであらうと見受けらる。

霜田開港已怪事。何況三都諸要津。只許二前條一不容後。
一寬一猛太分明。

霜田は下田だ。彼は下田は致方なしとするも、三都の開港だけは斷然拒否可しとの意見だ。詳に云へば彼はハリスの訂契したる日米條約には、全然反對

三都開港
の不可

だ。單に勅許を得ざるが爲めばかりでなく、條約其物に反對だ。

不_レ屑_二霜田_一開_二港約_一。抗聲更欲_レ得_二要津_一。甘_二渠脅嚇_一。受_二渠汚_一。

地下王孫會笑_レ人。

若し此の條約を承認せば、幕府當局の諸有司も、徳川初期の執權者に對して、

今更ら申譯があるまい。地下王孫とは、三代將軍家光を斥したる乎、將た保科

正之の徒を斥したる乎。

執政の怯

諸老先生皆怯病。恐他大寇薄_二吾疆_一。果能雄略如_二神后_一。

未_レ害出_二師征_二八方_一。

我が上古史を援き來りて、現代執權者の附甲斐なきを慨嘆す。

北指_二蝦夷_一南八丈。朝鮮流鬼及臺灣。籌_二千里外_一非_二難事_一。

不_レ出_二諸君尊祖問_一。

但だ如何せん、尊祖の間に出ざるも、其事に當る人無きことを。若使_三善摩_二如_二鬼谷_一。

上凌_二王室_一下藩屏。威詐爲_レ謀恐不_レ成。

諸侯爭得_レ逃_二其情_一。

此れは正面攻撃だ。上凌_二王室_一下藩屏。幕府當局者の不埒、不都合、不心得、

喝破_レ來りて痛快。

莫_レ援_二承久元弘例_一。事體方今迥不同。皇上只_二要_二殲_二海怪_一。

未_レ嘗_二一刻外_二關東_一。

此れは堂々たる大議論だ。而して正しく孝明天皇の思召を、遺憾なく宣明して

ある。

當年乃祖氣馮凌。叱_二咤風雲_一。卷_二地輿_一。今日不能_レ除_二外費_一。

征夷二字是虛稱。

曰く長久手、曰く關ヶ原、曰く大阪、戦へば勝ち、勝てば取る徳川氏の興隆の

當年と對照して、即今の情態は、何たる見苦しき事よ。

爲_レ臣豈得_レ建_二私議_一。通信通商是禍胎。若_二弄_二空權_一忘_二大本_一。

内憂外患一時來。

祖先に恥

通商禍胎

普天率土仰相望。葵藿心皆向大陽。諸老何心梗朝命。

不知梗得自家亡。

是れ實に徳川幕府彈劾の萬言書にも勝る熱烈なる抗議だ。斯る言句は、到底民間の一處士が、徳川幕府の老中に向て、告ぐ可きものでない。然もそれを知りつゝ、斯く言明せんとするもの、星巖の覺悟や知る可きのみだ。

命世之才古亦稀。八方今日事乖違。人心得失君須鑒。即是興亡一大機。

此れが二十五首の結論だ。彼れ星巖は此の興亡一大機の十字街頭に立つて、大聲疾呼した。

【八九】 梁川星巖の死

星巖癩病

梁川星巖は、寧ろ仕合せであつた。若し彼にして生存したらんには、彼は間部詮勝の入京を、天津まで迎ふる企てを遂げ得ざるのみならず、其の以前に當然逮捕せらる可き一人であつた。然るに彼は八月下旬より時疫にかつた。當時安政のコレラと稱して、疫癘が流行してゐた。乃ちそれに冒された。世古格太郎の所記に曰く、

戊午の秋、京師も異病流行しけるに、九月□日、予星巖を訪ひしに此日病床に座し居、談話しけり。病體を尋ねしに、「今朝より一兩度下痢あり、氣分には變りたる事なし」と云ひしかば、予「是は彼の流行病ならんも知り難し、早く治療あるべし」と勧めしかど、更に驚く氣色なかりしに、妻紅蘭云ひけるは「昨日體を食し給へり、惡かりしにや」と云へり。予「彼の流行病は、鱧より引出し候といへば、甚だ恐るべき事なり」といへど、星巖笑ひて、「旨かりしなり、中々コレラには非ず、當分の事にて、一兩日にて快氣すべし」とて、氣丈に物語しけるに、翌日俄に歿したりと聞けり。果して流行病

星巖の最後

なりき。予も弔ひに往かむと思ひしかど、時事實に切迫す。暇を得ず、池内陶所に三條家にて逢ひ、紅蘭へ傳言せしのみなりき。後聞くに星巖病重りしかば、紅蘭に云ひけるは、「男子婦人の手に死せず、汝別室に在るべし」とて、遠ざけて、門人をして介抱せしめ、死に臨み、病床を出で、端座瞑目して終れりとなり。平生の學問に恥ぢずと人之を稱せり。〔倡義見聞録〕

而して久坂義助の所記に曰く、

星巖梁川翁は、世の所謂る詩人者流に非る也。戊午九月二日病んで歿す。前二日余翁の家を過り、談時事に及ぶ。翁翁を推して曰く、靖江侯〔間部詮勝〕將に西上せんとす。余は本と侯と舊あり、余將に之を大津驛に要し、諭する所有らんとす。事未だ果さざるに及んで竟に歿す。實に悲しむ可き也。世翁の國風を傳へ誦す。曰く。

「毛能能不乃、由美也止留身毛、波津留良女、和加於保幾美乃、太計幾美

「古古呂」。

翁晚年最も力を皇室に竭す。豈に安んぞ之を詩人視することを得ん哉。〔俟采擇録〕

星巖醫を斥く

以上によりて星巖が如何に病み、如何に死したるか、判知る。彼の病は九月二日に至り大に漸む。偶々門人松本巖〔天木〕家に在り、交友門生に報ず、頼三樹、江馬天江相接して來る。天江良醫を迎んと請うたが、星巖は可かず、其の死期の近くを知るや、夫人紅蘭を別室に退かしめ、衾を排して正坐し、三樹、天江前後相ひ擁し、泊然瞑目して逝いた。

死上手

彼にして若し其の死期が、數日の後にあつたならば、彼は必らず投獄の苦を嘗めたであらう。されば當時京都の人が、「星巖は死上手」〔死、詩と意相ひ通す〕と稱したるは、良とに能く穿つた言であつた。然り梅田の就縛は、實に九月七日の夜にして、其間才かに五日に過ぎなかつた。

井伊派の残念がり

而して如何に星巖の死を、井伊側の者共が残念がったかは、九月五日附、長野

が宇津木に與へたる書中に、既記の如く、然るに梁川星巖事、惡謀の間屋にて、諸方へ出入、且書類大箱に錠を付、取置有之の事儘に承り候に付、右を早々御取上げ相成候様申置候處、此節右書状は焼捨候哉、又外へ預け候哉、同人宅には無之趣にて、後室紅蘭女史を召捕吟味候は、可然と存候へども、左様にては世上へばつといたし不旨旨を以て、若州の三浦七兵衛事、後閑彌太郎方へ相談に參候由、扱々手弱く、いふかひなき事共に御座候。

とあれば、亦た以て如何に彼等が星巖の死を口惜がりしかを知るに足らむ。而して彼等は遂に、紅蘭を拘引して審問したるが、遂ひに其の要領を得ずして止んだ。紅蘭も亦た星巖の夫人たるを辱めざる女丈夫と云はねばならぬ。

【九〇】梅田の就縛

梅田就縛の日時

梅田源二郎就縛は、安政五年九月七日の夜もて、確實とす可きかと思はる。乃ち六日の夕長野主膳は、大津より伏見に赴き、伏見にて伏見奉行内藤豊後守と會見し、内藤は七日出京、同夜愈よそれが實行せられたることは、長野より宇津木への書翰及び島田の長野へ與へたる書翰によりて(井伊家秘書集録)、之を推定するに難くない。而して其の顛末は、長州の京都留守居福原與三兵衛の本藩に報告したる書が、最も要領を得てゐる。

福原與三兵衛覺書

一 梅田源治郎事、過る七日夜半、東西町方與力同心其外多人數、彼宅罷越、被召捕候由、翌八日源治郎懇意之醫師大高又二郎と申者、草刈又八固屋罷越相話候(與三兵衛留守に付、又八方罷越候)然る處鞞負殿(長州藩家老浦鞞負)御内赤根武人と申者(去る七月廿二三日頃、江戸より歸り掛、安元立寄り、梅田方に滞留致居候由之處、八月廿二三日頃、歸國仕候由にて、梅田方出立致候由。いかゞの趣に候哉、七日又々梅田方へ

内藤氏の梅田捕縛

内藤の人物

立歸り、同夜止宿致居候由。爰元滯留諸生之職承り候得ば、旅用乏敷相成り候故、不_レ得_レ止、又々罷歸候哉とも申候。家内同様禁足、他人相對被_ニ差留、町内より嚴重に番人付添、一向出入不_ニ相成_一候由承り候に付、昨十日朝、兼而館入同心森孫六方へ、弘平五郎を以て、内密聞繕申付候處、孫六事久々所勞引籠居候に付、一向様子承り不_レ申由。彼者申分には、彼様之儀、御内聞有_レ之候ても、當分は容易に様子相分り兼候物に而、却而達而御聞合被_レ成候はゞ、不_レ可_レ然趣も可_レ致_ニ出來_一に付、當分御見合被_レ成可_レ然由申事之様子に候。(此度梅田被_ニ召捕_一候一件は、總而伏見奉行内藤豊後守殿の手に而、取計相成候由。源治郎事、翌八日夕伏見へ速越に相成候由、旁於三爰元一は、當分様子相分り申間敷由)

以上にて一通りの様子は分明だ。乃ち内藤の手に捕はれ、又内藤の手に預ることとなつたのだ。内藤はかねて伏見奉行であつたが、七月十七日、井伊が彼を拔擢して、御所向取締を兼任せしめ、大いに志士壓迫の手先とす可き内命を帯びたる者、彼は水野忠邦の弟にて、信州岩村田藩主であつたが、其の材幹

捕縛の状況

梅田の窮迫

は尋常の肉食者流ではなかつたから、彼をして梅田逮捕の任に當らしめたのは、寧ろ當然過ぎることと云はねばならぬ。

今朝御用達服部屋五郎兵衛に申遣し、梅田住宅之町内年寄に、五郎兵衛懇意之者有_レ之由に付、差遣し承り繕ひ候處、過る七日夜半、捕手五六十人彼宅押寄せ召捕候趣、相違無_レ之跡は源治郎妻と子供三人、下女、下男、外長州藩之書生一人(按ずるに赤根武人)滯留之由に而、嚴重に番等仕候様御沙汰に而、夜白無_ニ怠慢_一番人數詰居候由。

とあれば、如何に梅田の逮捕、且つは其後の取締に就て、十二分に注意を加へつゝあつたかと思ひやらるゝ。

且此書生(赤根武人)何等之爲に被_レ致_ニ滯留_一候哉、甚不審之儀に御座候。書籍一卷も無_レ之内にて、學問修行とも不_ニ相見_一、且家内は衣裳其外諸道具何にも無_レ之、眞の明家同然、源治郎殿の差料も無_レ之様子。(此趣は梅田事、先達而世帯難澁、日別之俵料にも差間候趣は、追々傳承候。定而追々家財賣拂、差料、書籍等も無_レ之段、尤に

相聞候)

とあり。更らに、

源二郎被三相捕一候節も、何事と申事及三白狀一候譯に而も無レ之由、夜半多
人數押込み、無二無三に搦捕候様子、家内も一圓何等之趣とも不ニ相辨一よ
し。とある。此の一件が、當時如何の衝動を、京都の志士に與へたるかは頼三樹
の兄頼支峰の語る所によりて、其の一斑を察す可しだ。

志士の衝

戊午の秋、梁川星巖新たに歿し、故舊之が爲に後事を經紀す。一日諸子某處
に會し、其の事を議す。吾弟醇(三樹)亦坐にあり。議方に半ばにして、忽ち
人あり、走り報じて曰く、梅田雲濱今已に縛に就けりと。一坐色動き、席を
蹴て起つと云ふ。支峰親しくこれを視聞に得たり。其の言信ずべし。「石津瀧
岡梅嵐士傳略」

此れは恐らくは事實であらう。尙ほ梅田の家宅搜索をしたるに新葉和歌集一冊
と、左傳五六冊の外、他に目ぼしきものは無つたと云ふ。何れにしても梅田は
其の一身以外には、何等の罪跡を徴す可き資料を残さなかつた。

第十六章 鵜飼父子の捕縛

【九二】 禍機は何れより發したる

志士逮捕の動機

井伊派の目指す敵は、水戸だ、水戸齊昭だ。彼等は京都に於ける一切の運動は、悉く皆な水戸齊昭の指金から出で来るものと認定し、一切の禍根は、悉く皆な彼に在りと認定し、如何様にしても此の禍根を斷つ可く、乃ち其の方便として京都に於ける志士の逮捕となつて來た。云はゞ梅田の逮捕、梁川星巖や、山本貞一郎の逮捕せられんとしたる——彼等は其の以前に逝いた——も、近藤茂左衛門の逮捕せられたるも、亦た此れが爲めに外ならぬ。

井伊派は京都の志士を逮捕し、拷問すれば、水戸關係の秘密が、必らずそれを暴露するであらう。其の證據を握れば、水戸齊昭を處分し、水戸をして屏息せしむるも、敢て難きにあらずと認定し、其の全力を此に致さんとした。而し

魔物指す邪

井伊派豫定の計畫

て彼等が京都に於て、民間の志士と與に目指す邪魔物は、第一青蓮院宮、近衛、鷹司、三條家にして、特に鷹司家は水戸と姻戚千係あつた爲め、鷹司家を押ふれば、水戸の秘密を知るに便なりとの臆測からして、その方面に力を用ひた。それには鷹司家の諸臣にして、民間志士と交通したる小林良典、金田伊織、三國大學、其中にても特に小林に著目した。

京都に於ける井伊派の運動が、九月二日、九條尚忠が、關白辭職を強要せられ、近衛忠熙が彼に代りて内覽となつた一事から頓に刺戟せられたことは、疑を容れないが、假りに此の事件なしとするも、志士の逮捕は、井伊派豫定の計畫であつた。云ひ換ふれば、九條尚忠が關白であつても、關白でなくても、苟も孝明天皇が上に在し、青蓮院宮や、近衛、鷹司、三條等が其の側近に在り、而して志士が其下にありて、互ひに氣脈を通じつゝあるに際しては、到底井伊派の手は、凡有る方面、就中志士の方面に及ぶことは、豫定の計畫に相違なかつた。

井伊水戸
何れか原
因

問題は見様によりて原因ともなり、結果ともなる。乃ち水戸派が動いたから、井伊派が動いた乎。井伊派が動いたから、水戸派が動いた乎。井伊派から云へば、水戸派が先きに手を出したから、今更ら致し方なく、その手を押ふる必要からして、自から動かざるを得なかつたと云ふであらう。此れも確かに一理あるに相違ない。

水戸齊昭
の性癖

併し若し假りに阿部正弘が従前の如く存在して幕政を乗り、水戸、薩摩、越前、其他と妥協して、曲りなりにも、當面の問題を片附けつつありたらんには、水戸派は果して直接行動に訴ふるが如き、手荒らき運動に出づ可かりし乎。そは何人に質しても、斷じて是れある可しとは明言は出来まい。固より阿部正弘の執政時代でも、水戸齊昭の京都手入が、皆無とは云はない。水戸齊昭は、其の動機は、必らずしも反對者の非難するが如くではなかつたが、其の性癖中には何れかと云へば、干渉癖と、容喙癖とが尤も彩色せられた。此れが爲めに阿部正弘杯も、内々は當惑したるに相違あるまい。されど之を程能く牽掣すること

井伊の反
動政治

も、亦た決して道なきではなかつた。然るに井伊は當初から水戸退治の使命を帯びたるが如くして、大老職に就いた。而して其職に就くや否や直ちに眞正面から反動政治を行ふた。反動政治とは阿部の政策の逆を行くことだ。即ち阿部の妥協政治に反して、高壓政治を行ふことだ。此に於てか反動の反動が、自然に生じ來らざるを得なかつた。井伊の反動政治を挑撥したるは、水戸であると云へば、云はれないこともない。されど水戸一派の反動を激成したるは、井伊一派であることは、更らに確實に、嚴正に云ふことが出来る。

志士の對
策

長野義言は、若し此際寛裕の政治を行はざれば、彼等志士は、如何なる大事を惹起せんも、未だ知る可からず。故に何は兎もあれ、彼等を牛犢々と逮捕し、彼等をして手も足も出づることが出来ない様にするに若くはなしと云うたが、其實は民間の志士も、此の高壓手段の對策として、それ〴〵過激の謀策を廻らすの已む無きに至つたのだ。天下事無し、庸人之を濫ると云ふが、凡そ世の中に恐る可

きものは、策士の策より甚だしきものは無い。

【九二】 長野義言と鶴飼父子

長野小林
を祖ふ

長野主膳の手は、追々と時勢の急迫につれて伸び、而してその手が伸びると與に、時勢も愈よ急迫となつて來た。彼は梅田の逮捕をもて足れりとせず、更らに小林良典を指した。これは長野としては、一隻眼を具へたものと云はねばならぬ。小林の鷹司家に於けるは、猶ほ島田の九條家に於けるが如く、而して其の力の及ぶ所は、或は之に過ぐるものあつたかも知れない。小林は單に鷹司太閤（政道）の態度を、一變せしむるに力あつたばかりでなく、更らに青蓮院宮、近衛家、三條家等にも出入し、又た廣く民間の志士とも交際し、云はゞ一種の聯絡掛りであつた。されば長野が彼を指したのは、能く其の對手を認めたるも

長野鶴飼
父子を祖ふ

のと云はねばならぬ。然も亦た此れと同時に、水戸家京都留守居鶴飼父子だ。此の父子が如何に水戸家を中心として、京紳と志士との間に奔走したるかは、鶴飼幸吉が勅諭を齎らして、東下したる一事を以てするも、之を證するに餘りありだ。されば長野は梅田就縛の翌夜——即ち九月八日の夜附にて——左の如く宇津木に申通じてゐる。

水戸京留守居鶴飼吉左衛門同倅幸吉、右二人老公之腹心にして、去月歸京、老公之御書を萬里小路殿へ相渡候てより、別て惡謀方勢強、終に關白御辭職之場に迄至、猶又虚實も存不申候へども、今月（九月）二日、水戸え後見之勅命下り候由之風聞、加之九日迄に疊表替等之仰事、竝に老新（水戸齊昭、慶篤）御慎中故、かの兩人（鶴飼父子）も慎罷在候處、堂上より御免等、追々自由を働、此上如何成事被働可申も難計、實に天下存亡之根元たる者にて候へば、何卒一時も早くかの兩人を召捕、惡謀方法計

之切先を折不申候ては不相成と、今朝より島田と工風を仕候へども、手段無之、夕方若州(酒井所司代)之三浦(七兵衛)も立合候へども、水府御家來之事にて候へば、忽御召捕には不相成候に付、此上は御諸司代へ願、關東にて水戸家へ御掛合、此上にて御召取相成候歟。又は急に水戸家より御用召にて、江戸表へ御引取之上、中納言様御爲筋に不相成趣を以、殿敷慎被仰付、御吟味被下置候歟に仕度、今晚言上仕候間、猶右之處御差含相成、一時も早く精々かの兩人(就中幸吉)此儘にて惡謀之働不相成様に、不被成下置候ては、不容易大事にも及可申、只今此者さへ右様相成候は、左府公(近衛忠熙)之内覽、強て御勤には相成間敷程之事と奉存候。

此の如く彼は鶴飼父子逮捕を以て、刻下の急務とし、如何なる手段を以ても、此れを遂行せんと努力したことは、上記の文字に躍如たるものがある。彼は尙ほ同書中に、

一 梁川星巖事、段々承り候處、今度の張本人第一なる者にて、諸國有志組とか稱して、惡謀之徒、此者によらざるはなく、堂上下直書類悉所持、大なる一箱に納有之事儘に承り候に付、早々右狀入箱御取上相成候様相談仕置候。但本人は遠行也。

とあるが、蓋し此の書狀の存在せることは、星巖の同志であつた奥村櫻所が、反覆して申立たものとのことであるが、その眞否は姑らく措き、星巖の歿後は、何も其の手掛りとなる可きものは、一も是れ無かつた。されば此の方面に於ては、長野等は固より失望したるに相違あるまい。

然も長野は如何にもして、鶴飼父子を逮捕する可く運動した。彼は九月十二日の書翰にて、宇津木に向て、斯く云うてゐる。

此上水戸へ勅命不出様に不仕ては、如何成隱謀有之も難計、若其儀御遠慮過、其内水戸より勅命之旨を以、一揆を起し候様にては、彌一騒動不相成ては、難治と奉存候。

と云ひ、又た、

御穩當之御沙汰而已にては、兎角手後れ可申儀に付、何事も臨機之御取計ひ御用捨有之之間敷旨、兼て間部侯へ被仰進置候様仕度奉存候

と云ひ、又た、

此人物(鶴飼幸吉)さへ手に入候はゞ、惡謀方を取押へ候事は、大に安く可相成、急々御沙汰奉願度候

と云うてゐる。彼が斯く迄鶴飼父子を、執念深く付け狙ふのは、要するに彼等父子によりて、水戸を制せんが爲めであらう。

【九三】 間部と長野

長野間部

長野主膳は、如何様にもして水戸藩京都留守居鶴飼吉左衛門及び其の子鶴飼幸

申意見具

吉を逮捕して、所謂水戸齊昭の惡謀に關する端緒を發見せんと企てたが、それが御三家の一なる水戸家に直接の干係を持つてゐるから、容易の業ではなかつた。而して彼は豫定の如く、途中で間部の上京を迎へ、取り敢へず京都の現狀を報道し、併せて之に處する意見を具陳した。彼が九月十八日附、宇津木に與へたる書中の一節に曰く、

鶴飼捕縛の獻策

拙者(長野主膳)十三日夕立、しか谷へ迄夜中忍入、十四日七半時(午後五時)醒ヶ井御本陣にて、間部侯へ調し、夜九時(午前零時)迄、京都之事實、是迄之次第柄等、委敷申上候處、一々御承知にて、第一水戸留守居鶴飼吉左衛門幸吉を御吟味相成、八月八日偽勅詔を以、幸吉事名を替、江戸下向等之事、御調付候はゞ、左府公(近衛忠照)之内覽、關東御不承知被仰立、第一之御事にて、凡武家にては、攝家官方之御使にても、途中宿々杖拂を付、夫嚴重に被仰付候事は、皆天朝を尊崇之故也。然るにかりにも勅詔を幸吉如き者に御渡し、道中名偽、盜賊同様之振舞にて、水戸へ被遣候事、

間部の決意

朝廷之威を落し、非禮非法、是より甚敷は無レ之候。右之次第を以、左府公之内覽御不承知被仰立一候は、可然と申上候處、早々大津迄、十六日小笠原長門守（○京都町奉行）御用筋有レ之旨被仰遣、大津にて鶴飼を召捕候様可申付旨、被仰候。其外は申上候條、一々尤に思召云々とある。されば鶴飼父子の逮捕に關する長野の建策は、即時に間部に採用せられたことが判知る。而して長野は更らに同書中に於て、斯く云うてゐる。

抑間部候も、今度は天下分目之御使に候へば、一生懸命之思召にて、申上候事共、一々御承知に相成候間、如斯に候へば、高貴の方々へ迄は、爲レ及不申ても、不日に治り付可申と安悦存候事に御座候。

此處にて高貴の方々とあるは、云ふ迄もなく近衛、鷹司、三條等の人々を斥すものであらう。

小林金田召縛の案

右鶴飼父子御召捕に而も、猶内覽之御辭退出不申候は、鷹司殿御家來小林民部權大輔、金田伊織を御召捕相成候は、左府公（近衛忠照）一言之申譯無レ

計畫實現せんとす

之事もあり、かの僞勅書之事もあり。其外投書之本人に候へば、其場にも及可申歟と奉存候。

と云ひ、小林等の逮捕を、第二の手段として、目論見つゝあつたことが判知る。彼は又た同書中に於て、

一 十七日五時（午前八時）只今大津著船承り候へば、小笠原長州昨日大津迄被參、夜五つ時（午後八時）出立歸京之由、左候へば鶴飼は必思召通りに相成候事と奉存候。

此の如く彼が間部への進言は、彼が未だ大津に歸著せざる以前に、實行の緒に就いたことが判知る。

梅田捕縛の影響

一 京地之様子、梅田召捕に付、大分人氣替り、此中迄御家（井伊家）を朝敵杯と申居候者共も、俄に變じ甚恐怖之體に相見へ、又後閑彌太郎三條殿へ被召候處、是も同様何しらぬ顔にて、御家之事を案じ候杯と、誠にアキレハテタル御方と立腹いたし居候。是も大分恐怖後悔に近寄候歟と、一

笑仕候事に御座候

此れも或る程度までは、事實であつたであらう。梅田の逮捕は、京都有志者の上下に、多大の衝動を與へたことは、間違ない事實だ。

此後の安定策

此上は鵜飼父子と小林民部權大輔御吟味筋にて揚屋入にても被仰付候はば、不日に治り可申、其上は主上之思召より禁中一洗相成候迄には至不申ては不相成と奉存候

此れが彼の胸中に描きたる筋書だ。而して間部の其後に於ける措置も、概して此の筋書通りに動いてゐる。此の如くして長野は、實に井伊側に於ける第一人者たるばかりでなく、殆んど唯一人たるの働らきをした。

第十七章 有馬新七等の運動

【九四】 鵜飼父子逮捕と其の書翰の押收

鵜飼就縛

豫定の如く、鵜飼父子は、遂ひに京都町奉行小笠原長門守の手にて逮捕せられた。

戊午(安政五年)九月、東使(間部詮勝)上京前より、事態變じ、同月七日梅田源二郎等囚に就きしかば、災ひ其身に及びと覺悟して、書類は大體丙丁したりけるが、十八日(九月)町奉行より、差紙にて父子(吉左衛門、幸吉)西町奉行に出けるに、捕て駕にて、裏門より、父子共六角の牢屋敷揚り屋へ送り、禁錮せられけり。此時從者は斯る事を知らず、待けるに、時移りて留置になりけるよし申聞しければ、大に驚き、空輿を持せ、すこすこ立歸りしなり。(世古格太郎著 倡義見聞録)

幸吉逮捕
狀況

又た幸吉に就ては、其の逮捕の狀況を左の如く記してゐる。
 安政五年九月十八日、終に父と俱に西町奉行小笠原長門守の囚に就きけり。
 此時幸吉云ひけるは、吾等町奉行の支配にあらざれば、命は受けずとあるに、
 幕吏曰く父吉左衛門は、命を受けたるに、子として命を拒むべしやといひし
 かば、幸吉父は父の志ありて命は受けたり共、吾ほ又吾の志あり。殊に別
 に祿を受けたる事なれば、父に拘るべからずといひしに、吏町奉行の命にあら
 ず、御老中間部下總守殿の命なりといひしにより、終に囚に就たりと。(同上)
 此の如く鞆飼父子は、間部の入京と同時に縛に就いた。而して意外にも、鞆飼
 吉左衛門が、日下部伊三次に與ふる書が、幕吏の手に押收せられた。此の書簡
 は、井伊側に於ては、實に思ひ掛なき大獲物であつた。そは九月廿日附長野か
 ら宇津木への書狀に、
 然ば今度水戸留守居鞆飼吉左衛門、同幸吉事御呼出し、御役所に被留置一候
 處、同人より江戸表へ差遣し候手紙、其飛脚、今日(九月廿日)途中にて御召

鞆飼書狀
押收

敵計看破
の喜び

捕に御相成、いづれも十八日認也。扱不ニ容易一は、數通之内、別紙之一通に
 御座候。問部侯御暴政と相聞候はゞ、打拂、澤山城を一戦に取つぶし候
 杯と、薩藩之西郷と申に、別紙之通に御座候。
 とある。此れには流石の長野も、頗る狼狽したるものらしい。彼が九月廿一日
 附にて、彦根の諸家老に與へたる書中に、
 昨夜急飛脚にて申上候一條、實は驚き候へども不始末に存じ……右は全く
 在府の悪謀連中を、一揆いたさせ、今一度騒動いたさせんと急作にして、
 當時大坂の人数には、少し不足いたし、其上薩は卒去(齊彬七月十六日に逝く)土
 は在府、長州計は在國に候へども、右様之儀可有義に無之、右申ふら
 し候者共、早々召捕申付候也との御事に御座候。實に左様可有之、大
 安悦返すも鞆飼吉左衛門、同幸吉御召捕之事、今二三日相後れ候はゞ、
 又々騒動可仕候之處、日月地におちず、徳川之武運陵夷不仕、且君上
 (井伊直弼)之御高德、吳々も難有奉存候。

とあれば、長野は一旦は驚きたるが、再考の上、先は仕合であつたと胸を撫で卸したものであらう。彼は更らに鶴飼書狀中に就て、

一發切込等之字は、此後とても御用意奉願度候に付、是又御覽後、江戸表へ御廻し被下置一度奉願候。

と、特に彦根の家老連中に、警告を與へてゐる。此の如く鶴飼父子の逮捕は、當初より長野の筋書にて、彼は此事の實行の爲めに、一方ならず骨を折つたが、遂ひに酒井所司代では埒が明かず、漸く間部を説きつけて、其の同意を得、直に實行の運びになり、それと殆んど同時に、此の鶴飼の書狀が手に入りたること。旁た以て長野に取りては、一たびは驚き一たびは喜び、漸く一刹那の際に、其の機宜を過らなかつたことを、自ら祝したるは、彼の立場から見れば、固に當然と云はねばならぬ。

機宜に適す

〔九五〕 有馬新七の上京

有志側運動

鶴飼吉左衛門（知信）の書翰が、井伊側に押寄せられたる一事は、多大の便宜を井伊側に與へたるに相違ない。今少し溯りて有志側の運動に就て語らしめよ。

義兵召集の計

有志側では幕府が間部を上京せしめて、高壓手段を取ることを探知し、今は其の對策として、勅書を列藩に下し、義兵を召集せんと企てがあつた。而して此の爲に有馬新七（武滿）は上京した。

有馬の志

己れ武滿男道なき身にし有れど、いかで此をよそにのみ見るに堪ふ可きかは。甚く切に慷慨み、己が志し同じき友等とかたらひ、武滿都に參上り、征夷府の事情を詳に、朝廷邊に申し奉り、彼奸賊（井伊大老）を誅戮ひ、夷狄等を抑ひ平げ、我が故中將 君齊彬公の御遺志を繼奉り、（原注、公平常に朝廷を深く恭敬ひ給ひ、夷狄を攘除て、皇威を、海外に振ひ給はむの御志座しけるが、今年七月十六日、身

退り給ひき。實に天下萬世皇國の不幸とも申し奉る可し。甚と遺憾し。朝廷邊を鎮め奉らむ者ぞと、膽太く思ひ起せるなり。比は秋の半過、八月廿九日の夜になむありける。窃に日下部氏(原注、名を伊三治と稱へり。此も今年七月京に參上りて、水戸の殿人 鶴岡幸吉が、勅書を奉護て、關東に下れると同行て、伊三治も三條殿の御許にも參じ、且別に奉護て下れるも有り)家に至りて宿り、水戸の殿人鮎澤伊太夫、征夷府の家人勝野豊作等の人々も集來て、夜もすがら酒飲みかはし、天下の形勢を深切に物語りしつゝ、寅の刻比(午前四時頃)宿を立出でぬ。(有馬新七都日記)

有馬著京

之を見れば有馬の上京は、全く水戸人士及び日下部等一味に相談の上、若しくは承知の上の事であつたことが判知る。

七日……逢阪山の邊より日暮たり。追分より栗田山を越へ、四條の繩手に出で、夜酉の下刻比(午後七時八時の間)四條の錦小路柳の馬場上る所の鍵屋某が家に至り著きぬ。此に旅宿しける己れが友なりける西郷隆盛、伊地知季靖、有村兼俊(海江田信義)の三人、即て立出で、ともに喜びねぎらふ。此人々は固より忠誠

月照と會

にして、深く朝廷を崇敬ひ、畏み奉り、雄々しき眞情堅確き人々にて、皆へだてなきどちなれば、何くれと語らふに、旅の勞も打忘れ、方今の事情を語り合ひて、共に歎息き、慷慨み、夜いたく更行まで酒飲みかはして寝たり。とあれば、如何に彼の上京が、同志間に馳迎せられたるか知らるる。而して彼等の謀る所は、何事ぞ。然も焉んぞ知らむ、安政五年九月七日は、實に梅田雲濱就縛の當日ならむとは。

同八日(安政五年九月)天氣よく晴れたり。朝疾く起出で、隆盛より月照和尚に、余が參上りし由を、文以て申しおこせたり。程なく和尚參られき。此の人は近衛殿下の御寵遇深き人にて人から濃厚にして慎謹深く、且忠誠の雄心確く、皇威を振起しなん大志を起し、清水寺の主職を既く退て、隱居の身となり、此春より此方一日も安閑に居ることなく、種々に朝廷の御爲に心力を盡したる人なり。

如此て關東の事情形勢を詳に語り、且其を巨細に書記したる書をまゐら

せければ、和尚即て此を懐にして、近衛殿下の御許に參らる。之を見れば當時月照和尚が、如何に有志間に重んぜられ、且つ調寶がられてゐたか、判知る。而して近衛公と有志との連絡には、和尚専ら之に任じたること判知る。

上下氣息相通

未刻(午後二時)頃旅宿に歸れり。即て和尚參られ、種々の論談に及びき。彼の事情を書記したる書は、近衛殿下に留置せ給ひ、徹覽に備奉り給ふ可きよしのためはせたるよし、甚とく畏くうれしくこそ侍れ、和尚申の下刻(五時過ぎ六時前)頃歸られたり。之を見れば如何に民間の志士と、雲上の間に、其の氣息が通うてゐたか、判知る。

有馬新七叔父坂木六郎に贈るの狀

君公御薨被レ遊候儀に付而は、誠に以開夜に燈を失ひ候心地仕候而御同前何共難ニ申上ニ義に御坐候。

扱而爰許の動靜も大に相變じ、井伊、眞部の姦賊共暴政、天朝の御無意を奉レ背候次第、旁不屈至極、免角人臣不レ可レ忍之砌御坐候付、依ニ時宜ニは、井伊眞部兩人を打果候手段も有志中有レ之候得共右は扣置候而、右の姦賊共を退候手段に心を盡申候。私事も乍レ憚少々志も有レ之候故、天朝之爲に心志を盡し候心組に而、切角赤心を盡申候。此期に當りて家を可レ顧時節に而は無レ之、最早必死の格護罷在申候。就而は心にかゝり候は老母に而御座候間、萬一の事も有レ之候はゞ、何卒老母一人丈は、可レ然様奉ニ合掌ニ候。何れ皇國の爲に身命を盡候儀、即君公の御遺意を奉レ繼候儀に而御座候得ば、忠孝の道、此より大なるは無レ之義と奉レ存候。尙今後に相變儀も候はゞ、巨細可ニ申上ニ、先は右御願旁如レ斯御座候。恐惶謹言。

八月卅日

正

義(花押)

叔父様

參人御中

〔有馬新七遺稿〕

〔九六〕 義兵招集の計畫

朝廷に於ける活動者

當時京都に於ける雲上界には、如何なる方々が、其の重なる活動者であつた乎。有馬新七は、實に斯く記してゐる。

此月（九月）二日、九條殿下、御所勞の由にて、關白内覽御辭退坐て（原注、九條殿下關東の奸黨に御内通有りしに依て、かく御辭退ありしなり。）同三日に主上聞食給ひ、即て近衛殿下に、内覽宣下坐て、内外の機務を預聞かせ給ふ。近衛殿下は、忠誠の御志し確然坐て、關東の奸賊等さまざまに謀計をめぐらし、賄賂様の物以て御心を惑し奉らむとすれども、少しも御動搖給はず、殊更主上未だ東宮に御坐し時より、東宮の傳にて、忠誠に勤み給ひし故に、主上の思食も他に異にして、かく内覽宣下も坐しけるとぞ。且三條殿下、鷹司殿下、（原注、太閤は志しなき方に坐しける。）共に忠誠に坐て、左右の大臣になむ坐ける。親王には青蓮院粟田宮坐て英邁く絶倫たる御天質に坐て、共に朝廷を輔佐奉り給

粟田宮の英邁

へる故に（原注、其他中山中納言卿、大原三位卿、久我大納言卿、二條大納言卿、阿野宰相卿などの御方を初め、忠義の志しある御方鮮からざりき。）關東の奸賊等忌諱奉ること甚と深し。然と朝廷正しく剛健英明に坐ば、彼等いかに暴逆を選らうし、彌荒びに荒びなすとも、必ず大直日の神見直し聞直し坐て、即て奸賊の荒びは止みなむ物ぞ。されば皇道豈に振興ざらめやも。

以上が疑ひなき現狀であつた。而して有馬と鶴飼との間に、如何なる脈絡の存したるかは、水戸の留守居鶴飼より書翰來り、余にも對面せまほしけれども、世態さわがしく、且旁嫌疑も鮮からざる故に、ことさらに得對面せず云々と申しおこせたり。

在京薩人の目論見

とあるを見ても知らるゝ。此れは有馬京都到着の翌日、九月八日のことだ。而して彼等在京の薩人等は、如何なる事を目論見たる乎。九日天氣よく晴れたり。朝いまだほのぐらきに、和尚參られたり。我黨謀て

勅諭再降
下難

謂く、世態かく成りし上は、速に有志の國々の國主城主達に、再び勅命を下し給ひ、奸賊を征伐せ給はむこそ然らめ。殊に越前、土佐等の國主等は、水戸に勅書下れるを聞いて、願くは御寫にても拜見奉らんと請望せられたり。然ば此度は斷然と國々に勅命下し給ひなば、長門の萩、因幡の鳥取の城の主等も、直に馳參て、勤王せられなむ。さも有らば東西一時に振興て、奸賊を誅はむに、何の難き事有らむや。

和尚此を聞いて、再び勅命を下し給はむ御事は、容易からぬ御事にて、此はとも成難からむ。(原注、朝廷の御時體成難き所以も坐すとぞ。下より奉り窺るとは、また格別の御事も坐す事になむ) 去八月に、水戸に勅命を下し給ひし時に、近衛殿下、三條殿下など御談合坐て、各其が所縁に依て、勅命の御寫を遣し給ひたれば、越前、土佐等には、三條殿下より遣はし給ひしなるべきを、然は無かりしにや、甚と不審しと申さる。余曰く越前、土佐には、御遣はしなき事疑ひなし、此は余慥に聞ける所にて、兩侯達も、度々此事を申されたりと云へば、(原注、

此の他種々の議論も有れど、此には略さぬ)和尚は即て近衛殿下の御許に參られたり。以上も彼等の今後に於ける運動の輪廓が、略ぼ推測せらる。然も彼等は果して其身が薄氷の上にいるを知るや知らずや。而して今や彼等と近衛左府との間に介して、周旋の勞を取りつゝある月照和尚の身上は、果して奈何。實に世の中は油斷がならない。

【九七】 月照、西郷及び有馬

月照の義
兵招集周
旋

有馬等の義兵招集に就て、月照和尚は如何に周旋の勞を取りし乎。

十日(安政五年九月)天氣よく晴れたり。朝に和尚參らる。越前、土佐等の事、昨日近衛殿下より三條殿下に仰談ひ給ひけるに、いまだ勅書の御寫は遣はし給はざりし由にて、篤と御談合坐て遣し給へるに決定れり。此の御使には

西郷の近衛家訪問

月照難を避けんとす

余を遣はし給ふべき御内証なりとぞ。甚と畏しこく辱くなむ有りける。斯くて種々の談合に及びて、和尙は近衛殿下の御許に参られき。斯て午の刻頃、和尙より使來りて隆盛に近衛殿下の御許まで参りたびねと申しおこせられたり。即て隆盛参られき。申刻(午後四時)頃に隆盛歸られき。正午から四時頃まで、西郷隆盛は、月照和尙と、近衛家に於て、何事を評議したる。當時京都に於ける志士の身邊漸く險惡に趨きつゝあるの状想ひやらるゝ。然るに和尙も、所司代より嫌疑深く、探索ること嚴重なれば、奈良に所縁有れば、彼所に赴いて、難を避なむと思へる由にて、彼是かたらひけるとぞ。且余は勅書の御寫し、三條殿下の御直書(原注、勅書の御寫といへども、實は御内勅の譯なり。其は再び勅命を下し給ふ事の容易ならぬ故なれば、御寫を遣し給へるなり。)を奉護りて、早關東に下り、土佐守(山内豊信)に遣はし、越前、宇和島の兩侯には、土佐守より達せらるゝ様にいと、近衛殿下のたまはせたる御言を畏み奉りき。且阿波、因幡兩侯の御受書の趣をも詳に土佐守にいへと、近衛殿下のたま

右要領

はせたり。(原注、兩侯にも、勅書の御寫を遣はし給ひしかば、謹み畏み奉り、御受到徳川家を御扶助の思食、誠に難有奉存候。萬一有レ事時は、右の勅書の御寫を捧げ奉りて、一番に駈参り、忠勸を可奉盡云々の趣なり。加賀の御受書も有れど、其は云ふに足らざるものなり。)此れにて略ぼ朝廷の御模様一斑が判知る。三條家と山内家とは、親戚の間柄であつたから、特に三條公の直書と、曾て水戸に賜はりし勅書の寫しを、有馬が奉持して、山内豊信に渡し、又た山内よりして松平慶永、伊達宗城等にも、相ひ渡す可しとのこと。而して蜂須賀齊裕、池田慶徳等の勅書に對する受書の趣をも、山内に告ぐ可しとのことだ。當時此の蜂須賀、池田の兩人は、尤も勅書に奨順して、奉公を勵むものと朝廷にても認められたものであらう。其他朝廷の機密に關係する事共、且掛卷も畏き主上の叡慮の程をも切に拜聞奉れる事も、種々ありしかど、恐れれば此に記さず。斯く朝廷の重き機密の御使を、余が如き卑賤しき者に命じ給へる御事、時勢とは申ながら、誠に恐き辱きこと、何と言擧せん便もあらず。惟泣涕て畏み奉るのみ。たとひ身

は碎け骨は粉に成ぬとも、此御使を首尾能く奉勤て、即て舉義の策を決定て、再び都に馳上りなむものぞと思決定たり。斯て今夜の深更に發足を定む。

當時志士の胸中、以て察するに足る。維新回天の氣運は、既に彼等の胸中に其曙光を現しつゝある。

西郷月照
を奈良に
送る

隆盛は今夜の曉天に、兼俊（有村、後に海江田信義）と共に、和尙を送りて、奈良に赴行くに定め、季靖（伊地知）は後にのこりて、都の事情を窺ふになむ定めたる。即て酒宴を催して、種々の會議に及べり。（原注、隆盛兼俊は和尙を送り、若し路にて奸黨捕へむとせば、直に切抜け、伏見奉行内藤豊後守が邸に切入り、切死に決定たり。幸有て事故なく和尙を送りなば、直に我藩に下り、舉義を謀り、全國義應なり難くば、同志の士、三四百人餘を駆催し、駈のぼるにさだめたり。）夜丑刻になりて、余は人々に別れを告げ、御書箱を首にかけ、嚴重に奉護りて、驛馬にうち乗り、都を立出でたり。

此の如く彼等は思ひ々に其の方向に足を擧げた。然も果して彼等の豫定の計畫が遂行せられたる乎、否乎、深く穿鑿する迄もない。井伊側にも亦た其人ありだ。

【九八】 江戸に於ける有志の計畫

有志立後

何れかと云へば、有志者の側よりも、井伊側の手が、猶敏に動いた。有志者の評議は、必らずしも後れを取らなかつたが、其の實行は、概して立ち後れとなつた。此れには種々の理由もあらうが、其の重なる一は、大なる中心人物が其の運動を指揮しなかつた爲めと云はねばなるまい。

有馬江戸
歸著

却説も安政五年八月廿九日、江戸を發したる有馬新七は、九月七日夜、京都に著し、種々同志と評議の上、九月十日の夜京都を發し、同十六日江戸に歸著した。而して爾後の運動は如何。

其後の運

去月（九月）十六日都より東國に下れり。同月の十七日に、勅書の御寫竝に三條殿下の御書、即て土佐守（山内豊信）に呈り、近衛殿下より御口上の趣も詳に申し、斯て毎日越前國福井藩土橋本左内、三岡石二郎、長門國萩の藩士山縣半藏、土佐の橋詰明平、其他四方有志勤王の人々に會議て、舉義の策を相謀れり。水戸の藩は偶々勃興して、小がね驛まで出たりし人々も、空しく、國に歸る事となりたれば、今は共に語ふも詮なしとて、彼藩には謀議ざりき。（原注、我黨勃興せば、彼藩も傍觀は成るまじけれ共、豫め謀議りたき所以も有りき。）

水戸除外

此の如く水戸が除外せられたのは、當時水戸が幕府の強大なる干渉の下に措かれて、其の運動の自由を殆んと失墜したるが爲めであつた。その事情は、別に陳る機會があるであらう。

日下部就

然るに九月二十三日の夜に、我黨の士、日下部伊三治、老中松平泉守より御用召有て、捕はれに就きぬ。（原注、此は水戸の都留守居鶴何吉左衛門同小吉郎（幸吉）父子、酒井若狭守が手に捕はれ、去る八月に日下部、小吉郎（幸吉）は共に、勅書を奉護て下れる事顯は

魔手江戸に伸ぶ井伊謀殺の計

れて、かくは日下部も捕はれに就きたるなり。最と遺憾しき事なりかし。此の如く京都は愚ろか江戸にまで既に魔の手は伸びた。

是に於て我黨會議すらく、かく舉義の決策遅りて定まらずんば、天下忠義の士は、往々奸黨の爲に捕はれ、遂に正路に復るの期無るべし。且今有志の諸藩といへども、容易く決舉はせまじ。然在れば空しく時機を過す中に、若し問部下總守が（原注、去月十八日に都に参上れり。）奸謀成就し、正義の大宮人を挫き奉り、強ちに將軍宣下を申し下しなば、奸黨益勢を得て、暴威を振ひなむ。然らば正義は彌々破れて、我が黨手を動す事成難かるべし。斯て在らむよりは、十月朔日に、井伊掃部頭が登城をまち伏せ、前後左右より切り入りなば、彼を討取ること必定なり。かゝらば少しく大義を天下に伸べ、四方の義氣を鼓舞するに足りなむ。斯る次第なれば、井伊の運命は、未だ必らずしも萬延元年三月三日、櫻田門外の雪朝を俟たなかつたのだ。但だ意外とするは、彼が寧ろその時まで生存し得

京都警備の任

たることだ。

然れど今都に間部、酒井等有りて、彼を輔る國々も有れば、速に後を繼いで都に馳上り、朝廷を奉衛護る者無くては、恐も主上の御危難坐さむは、眼前なれば、(原注、彼の井伊間部等が奸謀に、若しも事有らば、主上をとり奉りて、朝廷を要して、四方を討つの謀議も有し之しこと、儘に開けるよし有けり)此を越前、長門の人々にかたらひ、天下義舉の先駆は、我黨すべければ、都を奉衛護の任を自任たびねと、堀貞通と共に、橋本、山縣等の人々に談合らひき。

以上は有馬が自から筆記するところ、是れ實に机上の空論にあらず、彼は飽く迄斯く信じ、彼は飽く迄斯く行はんと期した。

井伊謀殺の計

廿四日(安政五年九月)

辰刻過芝御邸に差越候所、昨晚日下部捕はれに就きたる由、由て貞通と申、下刻比より日下氏に差越候て、要機に係りたる書附額取調べ候て竊に持かへり、岩下佐次右衛門に託し置きぬ。尤日下氏

の妻誠にけなげなる働にて、彼の要機の書翰等は格護いたし置かれ、實に感心なる事共なり。

廿五日(晴)

我黨議して以爲らく、かく事遅々に及び候而は、有志の士往々捕はれ、終に事をなす事難かるべし。因て來月朔日九日の間の兩日に井伊が登城をまち討取るべし。然共後を繼ぐ人なくしては詮なき事故、越長の兩藩に談合、彼等後を繼がれ候はゞ、速に此策をなすべしと一決し、予は酉刻比かへる。

廿六日(朝雨後晴)

卯刻比昨日の計議につき越の三岡が所に至りぬれば留主なり。堀は長の山縣所に至りぬ。久木山行達は土佐の邸に至りぬ。長土は尤の議論なれども兩三日まぢくるべし。彼方にて吟味し何分返答いたすべしとの事なり。

廿七日(曇)

今朝再び三岡氏に至り駕と示談。此れも長士の返答に異ならず。此より芝御邸に差越談合暮時分歸る。

十月朔日(晴)

芝御邸に至る。越長の返答に依ては九日の登城是非討取るべし。幸にして萬一逃るゝ路あらば、京都に馳登るべし。因て我黨申談拜借金を願ひ、且勝野豊作に切手の事。(有馬新七日記)

【九九】計企畫餅に歸す

慶永上京の計

尙ほ有馬は左の如く記してゐる。
 然るに越前侯、遂に心を決定られ、自ら潜行して都に馳上り、朝廷を奉衛護
 て、奸賊を討つ策を決定給ひき。我黨雀躍して喜びに堪へず。(原注、潜行の
 謀計等は、今此に略きたり。)因て貞通(堀)は東海路を晝夜兼行して、都に立寄り、詳
 に決擧の策を、近衛殿下まで申奉り、且筑前國福岡の城主黒田美濃守近日
 國を立て、江戸に下り給ふ由故、此を大坂、伏見の間に滯居り給ふやう近衛
 殿下より仰下され度趣をも申奉り(原注、黒田侯の滯居を期として、四方一時に振興
 の策なり。)速に我藩(薩摩)に下り、擧國て義應なりがたくば、同盟の士を催
 し、駈上るべき決策なり。(原注、貞通は十月十三日に、江戸を發足の賦なり。)

右の眞疑如何

以上は果して悉く信據す可き事實に基きての畫策であつた乎。例せば越前侯
 が潜行して京都に赴き、奸賊を討つ魁首となる杯とは、果して期待す可き事

有馬の奔走

柄であつた乎、否乎。其邊の事は、頗る疑問とす可き價値がないでもない。然
 も有馬が越前の橋本や、三岡等と交りて、其の意見を上下したることは、斷じ
 て疑を容れない。但だ何れにもせよ、彼等の計企は、殆んど井伊側に先鞭を
 著けられ、悉く後の祭りとなり、所謂畫餅に歸したるは、遺憾であつた。
 余は(有馬新七)北陸道を潜行して、大坂の城代土屋采女正(原注、常陸の國土浦の城主
 の公用人大久保要、忠義の志し有る人故、此の人をかたらひ、暫く采女正の關
 東下向を止め(原注、采女正は忠義勤王の志有る人にて、深く時の世を憂ひ、且大坂の城にも、非常
 の爲に、兵糧七萬石餘備置きて、事有らば都を奉衛護らむとの志を懐けり。故に奸黨既く此を疑ひ、
 頗る忌諱るゆゑに、大阪に置くことを欲せず、近日關東呼下の策を成せるなり。)夫より因幡國鳥
 取に行き、因幡守(池田慶徳)に擧義を進め(原注、此も固より勤王の志し深き人なり)義旗
 を擧ぐるは、此も黒田の滯居を期とするなり。即て都の邊に潜居して、彼地の動靜を伺ひ、
 奸黨の虛實を探り、四方に布告の決策にて、備置きたる諸の書籍并に衣服
 の類を悉く賣りしろなし、十月十一日の朝、竊に築地の旅館を立出で(原注、

三岡櫻と
會見

時に余は築地の門跡の邊なる美濃國加納の城主、永井肥前守の儒臣長戸植太郎が塾に止宿れり。我藩の久保田好學なども、此に宿居りき。因て近國を遊歴と欺きて、此を立出けるなり。芝御邸(薩藩邸)に至り、同志の士と會議り、再對面も期し難るべしと、互に永訣を告げ、日暮比に、此を立出て、向島なる東橋の向側越前侯の下邸、三岡石二郎が旅館に至れり。(原注、此は櫻任藏を同行する約定有る故に、今夜酉の刻(午後六時)を期として、此に至る事を定め置ける故に、ことさらに此に至れり。)三岡、櫻の兩士、まぢもうけて歡喜ひかたらひ、斯て酒宴に及び、佳肴美味とりまかなひ、種々の物語に及び、此度は必ず奸賊の首を見むものぞと、互に語るも勇々し。斯て深更に及て旅装し、余は此度は毛利平右衛門と姓名を變へ、櫻は端山仙藏と改めて、余が家來の姿になし、丑刻比此を立出で、僕一人を召具し、鎗を持たせたり。(原注、鎗は隆盛(西郷)が江戸に遣し置けるなり。鎗を持たせたるは、諸所の關所を通るに便りよければなり。)

有馬上京

此の如く有馬と櫻とは甲州路を経て、木曾路に出で、幕府偵吏の間を潜行して、

廿六日大阪に到着したが、土屋城代も、其の公用人大久保も、十三日比に去りてあらず。斯くて櫻は因幡へ去り、有馬は大阪、伏見、京都の間に潜匿して其の時機を俟つた。

十八日(安政五年十一月)に、間部が參内の由を聞きしゆゑ、竊びて、都に詣り、折よくば刺殺しなむものと窺ひたれど、戒備いと嚴重にて近付得ず、夜に入りて彼が旅館を窺ひたるに、此もいと嚴重なりき。且寢所も定まらずして、居所も何くとも定所なしとぞ。夜更て直彰(長藩士山縣半藏)が旅館に至りて宿り、曉方伏見に歸れり。

此の如くして有馬の計企も、その當時は空しく晝餅に歸した。

第十八章 水戸藩有志の議論と運動

[1007] 鵜飼父子の運動

東西事情
疎隔

江戸と京都とは、其の事情が能く疎通してゐなかつた。云はゞ京都の有志者は、何れも江戸に於ける有志者側の力を過信してゐた。彼等は江戸の有志者、特に其の本家本元とも云ふ可き水戸の力を買取りてゐた。而して京都の水戸藩留守居鵜飼吉左衛門(知信)の如きも、其の禍の旦夕に迫りつゝあるに拘らず、尙ほ東西相應じて、正義派の志を伸ぶ可く、其力を竭しつゝあつた。彼が九月十四日附にて、京都の月照和尚に與へたる書翰を見れば、その模様を、推察するに難くない。

鵜飼月照
寂状

謹て拜啓仕候。時下秋冷之候に候へ共、彌御安靜被成。御座奉敬賀。扱不慮之儀にて、御旅行嘸々御心配之御儀奉。恐察候。浪花へ御安著

之旨、昨夜西郷より承り安心仕候。

此れは月照和尚が、一度奈良に逃れんとしたが、更らに大阪に赴き、やがて九州に下り、遂ひに薩摩灣に投ずる途中のことだ。安心などと云ふも、神ならぬ身の致し方なきことだ。

勅書各藩
傳達使者
發足

扱又御尊御座候。列侯へ之御寫、長州、越前、宇和島等への分は、一昨夜陽明様(近衛忠熙)より御下げ相成、直に其夜出立仕候。〔此れは有馬新七が奉持して東下した。参照 九八、九九〕因州等への四通は、昨日阿公(阿野中將)より當方へ御

近衛氏藩
贈

渡に相成候に付、昨夜西郷へ相渡申候間、御安心可被下候。此の如く西郷、有馬等が、相謀りたる如く、勅書を發して、四方の義兵を招集することは、少くとも其の手續だけは緒に就いた。陽明様(近衛忠熙)も、一昨日は甚御弱り被遊、不レ得レ止事に候。間部上京之上は、將軍宣下願之通相濟し、萬事關東へ爲御任と申振に可致歟。扱と被仰候由。

小林との策應

此の如く近衛左府も、落膽した。

然る處 御指圖之通 (此れは月照和尚の意見通りと云ふこと) 悴 (鶴伺幸吉) 小林 (民部權大輔良典) へ遣 候處、至極都合宜、右にて右府公 (鷹司輔熙) 大御張込にて、一昨日之處にては、右府様之御正論にて、先可成は御取留にも相成 候 歟に御座 候。右に付又々一昨夜小林へ入説 仕 候處、先刻手紙到來、一昨夜之談事夫々話に相成 候。委細之儀は今夕暮早く參 候 様にと申來 候間、又相分り次第可申上 候。

風前の燈

此れにて如何に鶴伺父子と小林とが、相ひ呼應して、運動しつゝあつたか、判知る。而して焉んぞ知らむ、鶴伺父子も、小林も、長野の地獄帳の第一頁に書き入れられ、彼等の運命は、旦夕の間に迫りつつあつたことを。

扱又御住居の所、住吉龜林寺と申は、水戸表 私菩提所之末寺に御座 候間、此方より申 遣 候得ば、如何様にも相成 候間、則 大久保 (土屋大坂城代の公用人、大久保要) へも相談申 遣 候。御治定にも相成候はゞ、大久保よ

り家内へ沙汰次第にて取計申 候様、申付置遣 候。依て此段旁申上 候。不備頓首。

九月十四日

月照 和 尚

玉 几 下

登 母 信 (鶴伺知信)

書狀井伊派に奪は

此れにて見れば月照は當分大阪附近の住吉に避難の積りであつたらしい。實に一寸先は暗の夜とは、此事であらう。

上掲の書翰は唯だ彼等有志者仲間の運動に關する事柄だけにて、別に何等の不思議もなかつた。九月十五日附にて、彼が在江戸の目下部伊三次に與へたる書翰は、更らに百尺竿頭一步を進めたるものにて、井伊側に取りては、容易ならぬ文書であつた。然るに此の文書が目下部の手に達せざるのみならず、不幸にも大津にて、井伊側の手に落ちた。此れは實に有志者側に於ける、一の大なる不幸であつた。乃ち此の書翰の井伊側の手中に落ちたることは、井伊側をし

て、單に有志者側の運動に備ふる所あらしめたるのみならず、却て積極的に井伊側をして、其志を大いに有志者側に向て、逞しくする所以の動機となつた。

【101】 鵜飼父子の日下部に與へたる書翰

鵜飼書狀
本文

既記の如く鵜飼父子は、十八日逮捕の上、六角の牢獄に、揚屋入を命せられ（參照 九四）、而して其の書狀は同日の夜、大津に於て井伊派の手中に落ちた。今ま九月十五日附の、鵜飼吉左衛門から日下部伊三次に與へたる書を掲げんに、拜啓秋冷相募り候處、彌御安健被成ニ御奉職ニ奉ニ恭賀一候。追々之書狀類相届候哉。密事認分も有レ之候處、如何可レ有レ之と致ニ心配一候。扱三條前内府公は甚ごたくにて、殆當惑、世子（三條實美）も大に氣を採、去六日には涕泣仕候而申上候に付、篤と御吞込之様子に付、又候若御

三條軟弱

所へも、其由申置候趣之處、八日御集參には、更に役に立不申、御變心之由。

此れは三條實萬が、軟弱で困るとの次第を申述べたのだ。三條實萬は、本來井伊家とも關係ある家柄にて、直弼とも交際があり、時としては彼の合力（金銀上の補助）を得たることもあり。固より至尊の御信賴を得、忠誠無比の純臣ではあつたが、民間志士の思ふ通りの硬派ではなかつた。此處に「若御所」とあるは、恐らくは鷹司太閤に對して、其子右大臣鷹司輔熙のことを斥すものであらう。或は他に斥す所ある乎。

近衛三條の相違

此方よりは陽へ（陽明家即ち近衛家のこと）入説仕置候處、陽之御論と、雲泥之相違に付、陽へはカンボウ（間部のこと）上京前に云々と申上置候間、其砌被仰下候處、夫は不宜何分カンボウ著之上、一應事情承り、事を計る方可然と三（三條實萬）にては、被申候由にては機會も外れ、萬一暴政等にても有レ之様にては大變、同志討に可ニ相成も難レ計と申候、振に被仰候

處、たとひ暴政を取計 候共、此方は何國迄も定意清論にて押通し 候方
 可然との論にて、三(三條)にては、更に非常之論は不取用、陽公(近衛)も
 殆御當惑にてどふか借々御引倒されにも可相成一歎之模様にて御座 候處、
 高右(鷹司右大臣輔照)大に正議にて、先御踏止に相成 候歎之趣に御座 候。
 三條實萬は、兎も角も間部の入京を俟ち、彼の説を聞いて、而して後とのこと、
 他の人々は寧ろ間部の入京に先ちて斷行す可しとのこと、此處に其の意見の相
 違が出で來つたものであらう。

月照の位

月師(月照和尚)も市尹(京都町奉行)より手を入 候歎にて、退 候方との積に
 て、小輪筑(小林良典)へ、此方より直に入説之事申 候に付、任其意一忤(鶴御
 幸吉)差出 候處、至極之上請にて、追々之入説も、粗相整 候振合にて、
 安心 仕 候。

月照和尚も、身を以て退く必要から、鶴御直接に小林と交渉することとなつ
 たものであらう。此を以て月照和尚が、如何に民間有志者と雲上諸貴紳との

小林の立場

間に於ける、一種の交渉委員であつたかと判知る。又た小林良典が、如何に此
 際に於て、鷹司、三條、近衛諸公の間に重きを做してゐたかと判知る。

然る處 榎多(梅田)召捕に相成、梁川(星巖)は流行病にて没、山本貞は肝
 病にて黄泉之客と相成、月師(月照和尚)も微行、他も同斷、右にて萬事當地
 之振合御推考被下度 候。

井伊氏切込の計

實に京都に於ける志士遭厄の現狀 恨む可く、嘆ず可し。

扱小輪(小林)へ云々之事入説之處、如何にも六ヶ敷、併赤鬼(井伊)之方へ、
 一發致二切込一もの有レ之候へば、直に林志(繪旨)を出す事は、安きとの内話も
 御座 候。御勘考可レ被下 候。

「赤鬼之方へ一發致二切込」とは是れ小林の内話だ。然も此事未だ行はれざる以
 前に、赤鬼の手は既に延びて、早くも諸有志の頭首を捕へてゐた。此の如く先
 鞭は却て彼方に著けられた。

扱先日申上 候 喬(二橋)云々之儀、何分御周旋可レ被下 候。先當地模様は、

別便振合にて、危急存亡之狀に御座候。乍去小輪（小林）へ入説之通、カンボウ（間部詮勝）等之事は、入説通に相成候様、且高右（鷹司右大臣）之御勢ひ益御隆之御様子、随て陽春（近衛家）右に付、御力を被得候趣、爲ニ國家可賀御事に御座候。色々認申上度候得共、如何にも嫌疑も有之候に付、文略仕候。不備頓首。

九月十五日當賀

桑樞兩人拜

雲雀大人玉堂下

桑樞兩人とは、鶴飼父子のこと、雲雀は日下部伊三次の變名、鶴澤信三に因みてのこと。

間部參内
押留案

別啓カンボウ（間部）參内は、廿八日後迄押留、□□（將軍のことであらう）宣下は、暫相延候趣。夫迄に御三家御大老之内、是非呼登せに相成候趣、小輪（小林）之物語に御座候。可秘々々、御披見後、早速丙丁々々。然も此の「可秘々々」の文書は、幕吏の手に渡りては、今更ら致し方はあるま

ら。否な此書が幕吏の手に渡りしと、鶴飼父子の入獄とは、殆んど同時と云はざるも、同日であつたことは相違なき事實だ。

【1011】西郷隆盛の日下部、堀に與ふる書翰

西郷の覺悟

西郷隆盛は、月照和尚が、幕吏の指目する所となつたから、それを保護するに努力しつゝも、更らに最後まで踏み泳へ、いよいよと云へば義兵もて禁闕を守護し、赤鬼等を退治せんと覺悟しつゝあつた。左に掲ぐるは九月十七日附にて、日下部、及び堀に寄せたるもの。

任ニ幸便一啓上仕候。冷氣相慕候得共、彌御安康可被成ニ御座一奉ニ恐賀一候。小弟無ニ異儀一滯留仕居申候間、乍憚御安慮可被下候。陳ば有馬君御著府にて、御當地之事情、委敷御聞取被下候半。（參照 九五―九七）

西郷等江戸に喝望

此後之處、左の通りに御坐候。以上にて、西郷や、有馬は何れも互ひに打合せ濟の運動にて、決して個々別々ではなかつたことが判知る。而して西郷等は、大いに江戸側の憤發に望を喝したことが判知る。

近衛家の苦痛

一 月照一條より、陽明家(近衛家)此上御弱之御模様にて、苦心此事に御座候。此れは確かに斯くある可きこと。幕府の手が月照に廻るは、是れ近衛家に廻る所以にして、近衛家に取りては、一は月照を失ふ苦痛、一は身邊に來る苦痛、二重の苦痛を感ずる譯だ。

鷹右府公(鷹司輔照)は、小林え鶴飼より餘程責掛候處、案外御張込罷成、大慶之儀に御坐候。就ては左府公御儀に付ては、決して御案じ被下問敷、老公(島津齊興)御一條實に苦心仕、既に私えも引拂候儀は勿論、原田才助え御返事之趣には、いづれ幕府より之命を不受候ては、逆も守衛之人被差出兼候。然し若哉之事に付ては、如何様共可ニ相盡一段被ニ仰下候由。

事悉く組

當時島津家には齊彬死して其父齊興に決を仰ぐこととなり、然も齊興は新時態に通せず、西郷なども歸國、藩兵も京地には留めず、事悉く西郷等の計畫と齟齬するばかりであるから、此に當惑したのは、決して近衛家ばかりではなかつたであらう。

薩兵大阪留置

是にて餘程御弱を付候儀に御坐候。然處豊家(権臣島津豊後)を拜謁迄(近衛忠照公へ)仕掛置候處、至極難有がり居候得共、老公より御差止に相成計も皆崩れ、頓と手を切候處、今一と振切て仕掛候處、老公御聞通に相成、御立□□御英斷被爲在。江戸表出立相成候守衛人數大坂御屋敷え備候儀に相成、表通之處、追付幼君公(齊彬相續者島津忠義)御出府相成候間、其内御供方人數も故障等も難計、夫故被召止候筋にて、大坂御留守居、京都御留守共へも委敷、豊印(島津豊後)より被相渡、案外振廻、此上は十分之人數被ニ線出候場に相成、陽明家(近衛忠照)え拜謁仕候て、細事言上仕候。此の如く故らに種々の口實を設け、薩摩兵士の江戸守衛の歸郷者を、大阪屋敷

に留置し、萬一の時機に備ふることゝした。

西郷眼中
幕開なし

守衛人數、何も中途へ被差向、早々著坂仕候様、御達にも相成、誠に難有次第に御座候。明日(十八日)間閣(間部詮勝)著之賦に御座候。若哉暴發仕候はゞ、直様義兵を擧可申、左候はゞ、土州土屋之兵は應じ可申、尾張も同様と相考申候間、若等之兵(若狭即ち酒井所司代の兵)は柔弱故に、打破可申、左候はゞ、彦城(井伊直弼の居城)を乗落候様可仕候間、其節は關東にて、兵を合せ、打崩候様、御責可被下候。是れ西郷の眼中、既に酒井所司代無く、又た井伊大老無きものと云はねばならぬ。

一 關東之模様有馬著之上は、決して相替可申候間、何卒雷發之向に御座候はゞ、早々御知可被下候。左様無御坐候ては、京都之御備にも相拘候て、第一不當相成、御國元へも申遣、人數繰登候様可致事に御座候。(下略)

西郷吉兵衛

九月十七日

日下部伊三次様
堀 仲左衛門様

此の如く西郷は關東の雷發を頗る期待してゐた。而して彌よ其事とならば、薩摩から人數を上京せしめんとの覺悟であつた。然も發信者の西郷も、受信者たる可き日下部も、銘々の運命は、今や危殆に瀕してゐた。

【一〇三】 勅諭下降以後水戸の立場

水戸の硬
軟兩派

翻て水戸藩の現状を察するに、幕府は上から之を壓迫し、有志は下に憤慨の情禁じ難く、而してその有志者中にも、激派と穩派とありて、例せば會澤安

水藩の朝廷依頼策

の如き老成者は、此際幕府に對して、恭順を專一とす可しと説き、激派は勅諭の御旨趣を、飽迄徹底す可しと云ひ、動もすれば、此れが爲めに直接行動に出んとする者あり。其の江戸に於ける水戸藩邸の危殆を心配し、水戸から小金驛まで出懸けたる者も少なくなく、中には義憤の餘、切腹したる者さへあつた。斯る形勢であつたから、藩の有志者は、更らに朝廷に頼りて事を謀る可く、長谷川作十郎（允迪）を上京せしめんとしたが、目付方の提議にて果さず、更らに鈴木安之進（豊大）を薩藩の有馬新七と與に上京せしめんとしたるが、此れも果さず、新七のみ上京した。「參照 九五」然も此まゝ止む可きでなかつたから、當主水戸慶篤は、家老安島帶刀（信立）を、上京せしめ、奉答せしめんとした。其の文案中には左の文句があつた。

扱御別紙の趣も御座候間、紀伊尾張兩家并に兩卿（一橋、田安）へ早速通達仕候處、諸大名傳達の儀は、幕府にて取扱候様甲開置、度々催促も仕候處、何分指支候由。尤下總守（間部詮勝）上京の上、言上

水戸藩士の計畫

の品も有之趣にて、未廻達不相成心配仕候。此度の御儀に付ては、於幕府取計候廉有之、上使を以可中上と奉存居候處、下總守發足罷成候に付ては、餘り延引にも罷成恐入候間、是迄の旨儀、大略奉申上度、此段御奏達可被成下一候。

然るに幕府にては、水戸より家老安島を上京せしむ可しと聞かや、直に之を抑止し、京都へ奉答の事は、一切之を間部詮勝に委任せしむ可き旨を命じたから、此事も亦た果さなかつた。

然るに當時三條家の諸大夫丹羽豊前守（正庸）は、三條家より使命を帯びて江戸に來つたから、彼によりて、其の意見を京都に達せんとした。それは間部上京せば、先づ其の違勅を嚴責し、暫らく滯京せしめ、更らに井伊大老に上京を命じ、同時に前内府三條實萬を勅使として下向せしめ、勅命もて幕政を匡正し、併せて勅書を列藩に傳達せしめ、此の如くして大義名分もて、勤王の事を行はんとするにあつた。當水戸藩の勘定奉行鮎澤伊太夫（國維）が、日下部伊

伊三次丹羽宛狀

三次を价して、丹羽に與へたる書は、左の通りだ。云ふ迄もなく日下部と丹羽とは、相知の間柄だ。

呈一書一候 益御安健奉賀候 先日御内話の一條、實兄(高橋多一郎)上りを待候處、御承知之通、四五日以來、關國義士蜂起、御府内並小金宿迄、相詰候もの、四五百人に御座候。郷中も同斷憤發、今程は如何と且悦び且心配に御座候。依て按茅兩人(安島帶刀、茅根伊豫之介)へ相談候所、別紙之意味に御座候間、書取にて御廻申上候。當方において、旋策は一切心付無御座候。宜敷御通奉願度存候。如何にも寸暇なく取込、只今より新宿迄出張の積り、書餘は三甫(木村三穂介)より御聞可被下候。以上。

九月十一日

互に頼を欲す

尙々有志之大藩等え弊國(水戸藩)存意、近日之模様御通可被下候。此の如く鮎澤は、安島、茅根の兩人と合議の上、所謂る別紙の書取を、丹羽正庸に與へ、彼によつて之を京都に通じ、京都より天降りに、之を行はんと試

みた。元來京都では水戸の力を藉りて、其事を行はんとせられたるに、水戸にては却て京都の力を藉りて、其事を行はんとするは、如何にも異様の感を免れな

水戸藩黨争激烈

朝廷よりは如前記二幕府へも御降命ありし事故、同日夕(○八月十九日)關老太田備後守殿、間部下總守殿、礫邸へ往向ひにて、詰問の上勅詔御返上に相成候か、幕府へ御差出に相成候様との事なりしに、中納言殿を初一郎の志士、中々承引不致して兩問も空敷引取られたり。此已來幕府との往復大葛藤を生じ、幕府への款願を名として、水府より千餘人の有志出府せんとせしを、幕より礫邸へ命じて中途に抑留せしめし故進退谷り、慷慨悲憤に堪へず脱走するあり、自刃するあり、已に大事に及ぼんとする勢なりし故、御憤中ながら老公の御諭告書によつて、此條は寢鎮靜の委なりしかど、餘炎全滅息せず、正奸の朋黨相軋り、比年の諍論止時なし。(昨夢紀事)

【一〇四】 鮎澤國維、意見書を丹羽正庸に送る

鮎澤意見
書本文

扱も鮎澤伊太夫が、安島帶刀、茅根伊豫之介と協議の上に、三條家諸大夫丹羽
豊前守に渡したる書取は、左の通りだ。

一 寒閣老等（奸閣老等）退轉之儀、外諸侯へ勅御下被遊候も、諸侯立場
にては、迎も取計出來不申、左すれば討伐より外無之候得共、夫は又御
英斷如何、定て御六ヶ敷可有御座、差當青閣（青は鮎に通ず、鮎江即ち間部詮勝）今
程は、百方旋策最中に可有之候得共、何一つ勅を奉候廉も無之、罷
登候儀、實に不束至極、殊に廻達相滯候儀も、弊藩（水戸）之不行届、
恐縮千萬に候へ共、柳營御扶助、元老始め異議云々之御文意に相泥み候よ
り、寒（奸）閣の術中に陥り、堅く差押候事にて、其情實は、閣老にて違
勅を重候次第に御座候故、勅を不奉御廉は、幾重にも御手堅く御押
拔被遊度、尤青閣（間部）は調印御渡後之仁にて、御尋被遊候ても、相

違勅殿詰
の事

分兼候御深意も被爲在候廉を以、元老御呼寄之儀、御達に相成、何
も其上くと青閣（間部）御引留被爲在、彌大老出立之御模様相分候は
い、行違に三條公へ、たとへ御位は御昇御座候共、正義の御方様御付添にて
御下向被遊、太、久、内（太田、久世、内藤）三閣へ勅書御下、元老等轉除之儀、嚴重
被仰達、其節之御時宜次第、水尾越三隠、柳營へ被爲召、御相談御座候
方可然御手順と奉存候。

但し久、内（久世、内藤）兩閣は、調印中之仁に御座候得共、末席は御容免被
遊度、尙久（久世廣周）は七月五日には、引籠中に御座候。

此れは如何にも有志者側に取ては、面白き策に相違ない。但だ問題は事實が
果して此通りに行はれ得可き乎、否乎に存する。間部を人質同様にして、井伊
を上京せしめ、其の明巢へ三條實萬卿を勅使として東下せしめ、幕府の施政を
根本的に改革せんとするが如きは、如何にも水戸側に取りては、願うたり、叶
うたりの計企ではあるが、それは幕府側にて、中々以て斯く甘く運ばしむるこ

元老拒勅

との期待せらる可き筈はあるまじ。

一 水戸へ廻達之儀被仰蒙一候處、三家三卿之外は、老中にて堅く差留候趣、水戸之不行届は勿論に候得共、元老始め勅を拒候理に相當、以之外不_レ相濟、爲_二柳營_一被_レ惱_二欲慮_一候厚_二御盛意_一も相貫不_レ申、恐入候間、此方より直に相下候旨、青閣(岡部)へ御斷にて、直様諸侯へ一日も早く御達被遊候様奉願度事。

水戸の不行届

此れは幕府の手をも、水戸の手をも經由せず、諸大名へは、朝廷から直接に勅諭を下し賜はる可き旨を告げたるもの。水戸としては幕府の妨げは勿論であるが、それを押し切つて勅諭を諸侯へ頒つことを敢てしなかつたことは、當然其の不行届と云はねばならぬ。此方は水戸に取りては、痛手である。

大老青閣の營私

一 足利時代と違、名義天下に明にして、又尊氏義時の如き奸力有_レ之豪傑も不_二相見_一、又桂枝(京師)之思召、何一つ御無理不_レ被_レ爲_レ在、誰逆感激不_レ仕もの可有_二御座_一哉。全く大老青閣等、柳營の威を假り、私を營候心よ

水藩士押出

り暴横之取計故、幕人といへども、決して心服不_レ仕、表に恐伏仕居候而已。萬一暴横相募候ても、乍恐仙洞被遊(按ずるに御讓位のこと)候處置より外有之間敷。併其節には、天下之義士蜂起御扶助申上候は必定と奉_レ存候。且可_レ恐は威を以_レおとし、利を以_レ誘ひ、正義の御方御滅被遊候御事而已。過憂仕候。

此れは幕府暴横の極點を揣摩しての立論だ。弊藩之儀も、閩國必死相極め、昨日(九月十日)迄御府内(江戸)並小金宿(江戸より七リ、水戸より廿三リ)迄押出候義士五六百人、郷中今程は何千人となく憤發罷出候勢、如何様取押候ても、三四人自殺之ものも有_レ之。堀八二郎、野村某、高橋清左衛門伴等)殺氣相立申候故、存亡在_レ近と、痛憤浩嘆御察可_レ被_レ下候以上。

九月十一日

然も如上の策は、唯だ水戸人士の江戸に在りての評定に止まり、京都の勢

は、既に一變して、到底手の著く可き様は無かつた。

【一〇五】時局に關する安島信立の意見書(一)

意見書密
傳達

尙ほ水戸藩家老安島帶刀(信立)は、三條家諸大夫丹羽豊前守(正庸)の歸京に際し、水戸藩士荻君寛、小瀬光清の兩人をして、途中に密會せしめ、其の意見書を提出せしめた。此れは丹羽から江戸では嫌疑多い爲め、歸途何れの旅亭に於てか會見せんとの申込に對し、安島は當時既に幕命によりて、水戸藩執政を免せられ、且つ其の進退も自由でなかつた爲めに、故らに兩士をして、戸塚驛にて、密會手交せしめたものだ。此れは頗る長文であるが、然も此れによりて當時如何に水戸藩の有志者が、時局に對して畫策する所あつたかを知る有用の文字と認むるを以て、其の全文を登載する。

幕吏逸勃
の附歴々

八月八日(安政五年)之勅説、幕府へ十九日相達し、廿日に一通り、御請之書、開老連署にて申上候由之所、廿四日に至り、本條約爲ニ取替之爲、外國奉行を亞墨利加へ被遣候旨、被ニ仰出候。此一事にても、幕吏頑平として、詔勅を不奉之意は、現然なり。右迄邪毒深く候間、此上容易之事にては、叡慮行渡り候儀、安心不仕、誠以、敷敷奉存候。折角御頼被ニ思召候水府をも、威を以、劫し、利を以、誘ひ、晦日に至り、有志之老臣四五輩を除き、奸臣を引擧げ、加之先年より奸説先入にて、宗室之政を亂り、父子之間を離間せし高松(松平頼胤)始めとして、政事向取締と號し立入せ、後ろ安く致し置、九月三日下總守(間部詮勝)發足上京之手段、奸計現然に有之候事。

太田柔弱

右謀主喉とは分り兼候へ共、高松(松平頼胤)並彦根(井伊直弼)、青魚(間部詮勝)、水土(水野土佐守忠央)四人之胸中より出候事なるべし。懸川(太田資始)柔弱にて押張不足。

水藩士眼

(付札) 懸川柔弱に相聞へ候處、青魚(間部)同腹に有之、水府家へ、跡
 兩日罷出候節は、惣て懸川(太田)之辯論にて押張候よし、青魚
 (間部)を御誹責御座候からは、懸川も同罪の見込にて可然事。村上
 (内藤信親)は凡庸にて策も無之、龍野(脇坂安宅)は新參にて口出しも不
 成事なるべし。又尾の竹腰も、頗る此策を賛成せしなれ共、尾老公(徳川
 慶恕)之出現を恐れ候迄にて、左程之事も有之間敷と云。
 (付札) 竹腰は尾老公を讒言いたし、御隠居と申儀は、上田(松平忠固)在役
 中、請合置候事よし、其砌漏洩承り及候に付、心得に田彌(田
 宮彌太郎)迄、爲ニ申聞候へき。奸賊可惡。
 是等之處も、得と御勘考可然、又赤鬼(井伊直弼)も是計にて決候理は無之、
 畢竟九印(九條尚忠)之應援有之ゆへと被存候事。
 以上は水戸有志等の眼中に映じたる所を、其儘告白したるもの。彼等の眼目と
 する所は、「赤鬼」と「九印」とにあるは、云ふ迄もない。

一 此度鯖江(間部)上京に付、如何様之儀申上候哉難計候へ共、譬は
 勅諭之趣誠に以恐入候次第、畢竟最初備中守(堀田正睦)等中上方行
 届不申より、右之場合に至候所、夷情ケ様にて無已右之調印に相
 成候儀は、何分御用捨被下置候様仕度候。擬當時上様(將軍家茂)御幼
 年に付、田安殿後見被致候所、夫而已にては天下之信服も如何敷。又勅諭
 も別段御下ケにも相成候故、水戸殿(水戸慶篤)をも同様後見にいたし水(水戸)
 と田(田安)との決を取、幕政を取計、何分奉安ニ叡慮候様可仕杯
 との事にも可有之哉。さすれば京都にても、是迄之事情を以、御安心御許
 容に可相成との見込可有之被存候事。

幕之策若此に出候は、必ず御動き無之様仕度候。水公之御勢も、
 去月勅諭御受已來御盛にて、閣老をも度々招かれ種々推論被成候由の
 所、閣(老中共)にても、辟易致候事と相見へ、手を替候て、手足をもぎ、
 有志之家老等不殘退け、三連枝初を立入せ、役方を不殘引替候て、論

押返しの結果

之出所無之様いたし、其上にて、御後見杯と致し、京師をも欺き奉り、諸侯をも押付候策、現然に相見へ申候。扱ケ様申候ては、水公にて御反覆之様に相見へ候得共、左様にも無之、是迄老公(齊昭)御憤已來種々之事降來り候を、押返し被成候處、幕にても激し、此度又押返し候は、必ず老公御身上にも拘り候。勢相見へ候に付、無餘儀右之通御受相成候事之由、併右之所に至り候間、水府之御後見杯申事を以、御安心は勿論相成兼、又水府を御頼に勅諭等被下候ては、最早行はれ申間敷、此段宜御勘考有之度候事。

水戸有志 己惚れ

水戸當主を、將軍の後見に推薦し、それを以て朝廷を欺かんとする幕閣の策などは、畢竟水戸有志の己惚れから出で來りたる想像説にて、當時の幕府は、水戸に對し、又た朝廷に對し、左様の策略を施す程の尋酌は無かつた。井伊は眞甲から水戸を退治せんと期してゐた。而して朝廷に對しても、平押しに押し付けん」と期してゐた。

【一〇六】時局に關する安島信立の意見書(二)

井伊等の責任

一 懸川、青魚、太田、間部、水家(水戸家小石川邸)へ被出候節、京師之御都合ケ様相成候ては、佐倉(堀田正睦)之不調法に有之、何と歎御調之上、御沙汰無之候ては、不調法上田(松平忠固)之儀も隨而不相濟と申儀を御内話申候由、左すれば調印之儀より、惣て右之兩人(堀田正睦と松平忠固)へかぶせ、彦(井伊大老)は丸拔に相成候様取成候つもりと相見候。定て右等之處も、何とか申上候儀と相見候處、たとへ兩人にいかゞ之罪狀御座候にいたせ、調印之一條は、立場柄と申、彦(井伊大老)に於ては、萬々無通儀勿論に御座候間、決て御迷無之様にと奉存候事。

天下公論

此れは水戸人士の口より出づる議論にて、或は公平を缺くの嫌なきにあらざるも、其實全く公論と云はねばならぬ。安政日米條約調印の責任の井伊直弼に存す可きは、誰よりも第一當人が自から認めてゐる所であらう。

井伊等罪

一 青(間部)へは、此度之勅詔を握つぶし、水戸家へ御下之分迄廻達を相拒候段、いかゞと申廉御詰問、たとへば、春中條約之儀に付、重く御沙汰之趣も被爲在候處、其後一廉之伺も無之調印被遊候趣に付、三家大老を被爲召候處、いづれも云々之廉を以、御斷を申、下總守(間部詮勝)罷登候振申立置候て、只今迄遲滞、薨御(將軍家定)に付、彼是延引とは相見候へ共、其後何等申上候儀も無之に付、畢竟被爲惱二叡慮一候餘り、此度之儀も被二仰出一候儀、何一つ御取用ひ無之、惣て御違背に相成候様取扱候段、いかゞ之心得に有之候哉。徳川家之御爲を深く御憂慮被遊候て之御事柄に候處、右等之儀聊勘辨も無之段、御不審に思召候と申様之振にて御責に相成候はゞ、自分より身を引候事にも可相成一候也。

但右は左に認候通、彦(井伊)を召寄、彦慎候様相成候上にて、被遊候方、御手都合よろしき歟奉存候。左様無之、一度に御責に

敵情偵察

相成候へば、兩人必死合力に可相成一候間、先づ青(間部)をうかし置に相成候様と奉存候事。

此れにて見れば水戸人士は、全く敵情偵察を誤りてゐる。井伊大老が「自分より身を引候事にも可相成一候」とは、とても思ひも寄らぬ事だ。井伊は一切の困難を排除して幕進する覺悟の漢だ。

一 鯖江(間部)罷出候は、廿八日御書中に相見候京師より被召候儀に無之候間、勝手次第可致ニ上京、但此節參内は難ニ相成一との御事に候へば、罷登候ても、何にも御取合無之、御詰問等も不被遊、只調印之儀は、其節事に預り候者に、委敷事情御尋被遊度思召に被爲在候間、彦(井伊)にて罷登候様と申様之御振にて罷登候迄の處は、何分御言柔に無據罷登不申候ては不ニ相成一候様御仕向御引付之上にて、違勅之取計致候廉、左之通、屹と御詰問に相成候御手順御都合可然と奉存候。左様無之、調印之廉、青魚(間部)より申上候に御順ひ、彼

是と御詰問等被_レ爲_レ在候はゞ、是は彌不_ニ容易_一と相心得、何分登り不_レ申手段を可_レ行、其内如何様之儀を謀り候、歟も不_ニ相知_一候へば、前文之通、青魚へは善惡御取合無_レ之被_ニ指置_一候て、彦(井伊)被_レ登候を、尻強に御沙汰御座候様に奉_レ存候事。

此れは水戸側からは、妙策であるが、とても間部や、井伊が、その手に乗る筈がない。元來間部の上京は、井伊に代りての上京だ。然るに間部を閑却して、井伊を召喚することは、假令如何なる手段や口實を用ふるも、それは出来ない相談と云はねばならぬ。

井伊召喚の不可能

【107】時局に關する安島信立の意見書(三)

井伊申わ

一 彦根(井伊大老)登之上、調印之儀、御詰問に相成候はゞ、必_ニ暗夷_一(英吉利)

之勢切迫、不_レ得_レ止取計候旨を、彼此と陳し可_レ申候へ共、警關夷何程迫候と申候ても、墨(米)魯兩夷より訴候迄之儀にて、十日や十五日、京師へ一應申上候猶豫を得_レ不_レ申筈無_レ之、尙又三家等へも、一回御懸けも無_レ之由。將軍家に於て、決て右様被_レ成候筈無_レ之、是迄之御忠節にも相違いたし候。いかゞと申様、將軍家を御立に相成、御尋に相成候はば、辭屈し可_レ申、尙又窮し候へば、台慮を伺取計候、坏矯して申上候、歟も難_レ計候處、其せつは、たとへ台慮に出候とも、御達勅にも相成候。大事之儀に候へば、諫争いたし候ても、爲_ニ御伺_一に取計可_レ然候處、其儀無_レ之段、いかゞ。夫にて京師へも、將軍家へも、大老職之御申譯相立候。哉之旨を、筋道を以て、どこ迄も、御根強く御押詰に相成候はゞ、辭屈し恐入を申上候、外有_レ之間敷、彌御申譯不_ニ相立_一、恐入候旨を、申上候節、慎可_ニ罷在_一旨、御沙汰に相成候はゞ、進退夫迄に極り可_レ申奉_レ存候。

井伊窮餘の想

且又水尾(水戸、尾張)急御登城、御論判之節も(參照 井伊直弼執政時代 七〇—七三)元より大老初之取計ゆへ、恐入候旨は申候へども、將軍家へ伺候杯申事は、一切不申よし之處、京師にて御詰問之節、窮し候時は、遁道無之、如前文、將軍家を出しに遣候も、難計奉存候事。扱右様爲御慎置に相成候上、其旨を以て、屹と御沙汰に及候様關東へ被仰下候はば、御都合も可然と奉存候事。

無益の用意

但御申譯無之場合に至候は、御沙汰無之候とも、自分より身を引候様可相成や。左候は、參内御差留にも相成候て、直に關東へ被仰下候方と奉存候事。以上は井伊大老が召命に應じて上京後の對策だ。如何にも用意周到と云へば、云へぬこともない。去りながら彼等水戸人士は、其の第一觀察を誤りてゐる。そは井伊直弼が、決して上京す可き筈がない。既に上京す可き筈がなければ、彼が上京後の對策の必要のある可き筈がない。されば折角の周到なる用意も、

掛川亦彦青同罪

其の歸著する所は、痴人説夢と、何等擇ぶ所はない。

一 青彦(間部、井伊)屈伏、關東へ被仰遣候段に相成候は、末へ認候通、掛川(太田資始)之儀も、立場と申、青(間部)同罪に候間、其廉青(間部)同様屹と被仰遣候様致度。扱和州(久世廣周)は引込居候へ共、やはり泉州(松平乗全)初、和州も名前御加へにて被仰遣候様致度、其節は水尾越之儀も、末へ認候様之御振にて、冤を解候様、被仰遣候方と奉存候。和州(久世廣周)之儀は、水尾等暴命を蒙り候節は、異論にて青(間部)等と争ひ、前日より引込候由に候へば、右之廉を以て、御生しに相成、御引出にて、若州(酒井忠義)一同に、御取計方可然奉存候。猶又右暴發之節、正義有之候趣を、別に近公(近衛忠熙)よりなり、和州へ可然御褒詞出勤致候て、此上天下之爲め正義を以て盡力有之様云々御勵し有之候へば、彌正義を唱候様可相成候事。

久世

和州(久世廣周)は、泉州(松平乗全)と違ひ、氣力も有之候間、正に向候へ

ば、相應御用に相立可申哉に候。

右は勅使御下向御六ヶ敷節之御手順大意水尾越之冤を解候迄之處を認

候處、其跡之所は、やはり末へ認候勅使御下向之節之御手都合にて、

御斟酌有之候へばよろしくと、別に認不申候にて、御人物さへ御手揃候

へば、何分御下向之御處置至願致候事。

井伊、開部が京都に於てやりつけられたる上の措置に付ての意見としては、如

何にも尤の次第であるが、此れは其の前提が間違つてゐるから、如何にその

後の措置を論じたればとて、到底役に立つ可き筋のものではあるまい。

「二〇八」時局に關する安島信立の意見書(四)

井伊召寄詰責案

一 彦(井伊大老)を被召寄御責に相成候せつは、違勅一筋に被遊、水尾

越之冤罪等は、別口に服罪後御沙汰御座候様仕度奉存候。水尾兩君をば、幕奸吏一體に恐れ居候間、右を一所に御尋御座候様相成候へば、彦(井伊)のみに無之、惣體必死に相成、違勅之服罪迄六ヶ敷可相成と心配いたし候事。

此れは違勅問題と、水戸齊昭、尾張慶恕、越前慶永の冤罪問題とは、別々に取扱ふ可しとの意見だ。

強藩内命非常準備の要

一 井伊被爲召候段に被爲至候は、誠に御安心に候へ共、極密近公(近衛忠熙)よりなり、薩、長州其外漏洩之御憂無之懣なる四五侯へ、御内命爲御響、萬一暴を行候時之御備、陰に御含御座候様にと奉存候事。

何にとか目に立不申様、手當之致方可有之事。薩長、其他四五藩の大名に御内命も結構の話ではあるが、當時は薩長でさへも、未だ勤王の藩論は一定してゐなかつた。況んや其他をやだ。要するに志士の畫策と、天下の大勢とは、必らずしも一致するものではなかつた。

江戸下向
勅使人選
に就き

前文彦、青(井伊、間部)を御詰問御申譯相立不申候居候處にて、實は勅使御下向、左之通之御意味を以て、御取計に相成候へば、實以て天下之大幸と奉存候所、夫には是非近、三御兩公(近衛忠熙、三條實萬)歟、又は御一方にいたせ阿野殿なり、誰殿なり、御兩三公御指添、關東に於て、如何様之難題等申出候とも、臨機應變、一々御裁斷にて、御遺算無之様御處置可相成、氣力才幹御座候御人を御選に相成候儀、肝要に有之、若其人を得不申候て、なま中御指下にも相成候ては、不容易御不都合も出來可申奉存候間、強ては申上兼候事。

此れは江戸下向勅使の人選に就ての意見だ。未だ必らずしも良策では無いと云はぬ。但だ當時の日本は未だ其の氣運には達してゐなかつた。井伊大老の勢力は、いざと云へば、江戸も京都も壓倒的であつた。されば此策も畢竟は、机上の空論に止つた。

勅使仰渡
の件

一 勅使御下向之節は、太田備後、松平和泉兩人え勅書被成下、去暮以來

關東措置
案

墨夷之事に付、追々被仰出候御慮何一つ關東にて、御奉承無之、深御逆鱗被遊候。大樹公には賢明之所、有司之罪に可有之、先達ても其段被仰出候へ共、諸大名へ、御慮之趣傳達も不致、又水府へも同様之儀被仰下、水府より相談被致候歟之處、是と申取計も無之、下總守(間部)上京相成候段、追々之勅諭を如何心得候哉、畢竟東照宮以來之勤勞を被思召候へばこそ、深被惱御慮、懇切に被仰出候を、右之仕末、甚如何之事に候。依て掃部頭、下總守等をば早々退役爲致、違勅之御申譯相立候様、尙又以後之處は、尾張殿並前尾張殿、水戸殿等えも相談之上取計候様可致云々被仰、兩人(太田資始、松平乗全)承伏不仕に於ては、別勅之趣も有之と、嚴重被仰出候は、必御受可仕候事。此れは勅使下向して太田、松平の兩閣老に諭す理由及び順序に付ての意見だ。併し井伊來らず勅使往かず、折角の意見も、晝餅と其の歸する所を一にする。(付机)大老立場へ、越前老公(慶永)御引上げ肝要に候處、此は最初より

御口外は無之、尾老公(慶恕)並一橋公等へ別命有之可然哉之事。
 別勅は若右之事承伏不仕候は、兩人(責始、乘全)をも直に爲御引、三藩を召被仰出候。御慮有之可然哉之事。
 尚又水尾越之儀は、兼々忠誠之趣、御聞にも達居、幕府之羽翼と御頼み被思召候所、蠻夷の形勢如此切迫之砌、親藩と申、三位以上之者を、容易にケ様嚴重に申付候儀、いかゞ之罪狀に候哉。委被開召一度、御慮云々と申、御意味より御糺、一まづ罪を御解に相成、其上にて御若年に候間、水尾越隠居へ厚く御相談之上、大政心を付取計候様と申御都合可然、尤越は三藩とも違候間、始終大老立場へ御委任之御含みにて、御仕向有之度、事實は前文付札之通、懸川(太田)も青(岡部)同様に候間、同様の廉を以、爲御引、久世を御引出、泉州(松平乘全)初一體に被命可然事。(付札)右之通被仰出、萬一命を奉じ不申節は、たとへ徳川家之爲めを深く御慮被遊候、故之儀に被爲在候處、各に於て御請を拒候儀

所詮實行

に候は、別に思召も被爲在候間、左様心得候様云々之旨、爲御含臨機之御處置なり可有之候事。
 以上は勅使東下の際、水、尾、越三隠居解冤、越前の松平慶永を大老職に補する順序、及び幕閣改造に就ての方法だ。是等も若し其の時節到來せば、必らずしも不當の意見ではないが、當時に於ては、到底實行し難きものであつた。

【一〇九】時局に關する安島信立の意見書 (五)

必ず命を奉承せしむる事

一 右之通被仰出候件々(参照一〇八)命を奉承無之内は、一切宣下被仰出無之可然事。
 水士(水野土佐守忠央)等之策は、早く宣下を申下し、其上にて水老公(齊昭)尾公(慶恕)越公(慶永)等を大刑にも可處の論有之由、傍宣下は御引締無之

實行不能の策

候ては、大事去り可申事。尤宣下之儀は、極々奥の手に御引締置にて、違勅之廉より順に御推しに相成候處、御專要と奉存候へ共、初より其御色を御示にては不宣。只々違勅之御申譯相立不申候ては、宣下之儀、必御六ヶ敷と、先より勘念仕候處へ陥入被遊候様にと奉存候。右を初より御顯題に被遊候へば、必死に相成り、關東にて惣懸りと申様相成り、暴に出候程難計心配致候事。

此れは將軍宣下を奥の手に握り、之を以て徳川幕府を押へる方便となし、容易に宣下の仰出なき様に手控へ、兎も角も此方の注文條件を幕府が悉く獎勵遵行したる上にて、仰せ下さる可しとのこと。而して此れは幕府側より勘付きて自發的にかくせしむ可く、此方より公然打出しては、却て幕府の絶對的反抗を挑撥す可しとのこと。何れも一種の方策ではあるが、然も到底斯る方策が行はれ得可くもなかつた。それは當時の朝廷は、遺憾ながら將軍の宣下を手控あらせらる可き程の實力が無かつた。

條約破壞の不可能

一條約之儀、墨夷へは調印も取極メ、魯夷、閩佛(英佛)へも同様取結候儀と相見候へ共、只今に至り、右を改候て取直し候事には、京師にて何にと思召候ても、時勢逆も出來不申儀に候へば、右之處不レ得止候間、只邪教傳染、四民誑惑之憂無之内、備を嚴に、京師を初め、警衛向幾重にも手厚く、後患無之様いたし候處を、屹と御沙汰有之、横濱調印之儀は、無レ伺取計候違勅之廉のみ彦(井伊大老)へ御責に相成候様にと奉存候。

條約破壞の惡影響

此れにて見れば水戸人士も、條約締結を、條約破壞に一轉せしむることは天下の大勢、到底不可能であることを看取しむたことが分明だ。されば彼等は條約其物を咎めず、只だ勅許を俟たず、幕府獨斷にて其の條約に調印したる一點のみ咎む可しとした。

左様無之、調印違勅を御糺、夫よりして條約迄も御變改と申、御趣意に相成候ては、旦夕に兵端を開き、大亂に可レ及と幕にては、必死に相成、違勅

を御札の廉迄、合力一致いたし、御防申上候事に相成候儀は、差見にて、次第に事六ヶ敷相成候間、是等之御境、初より御趣意之相分り候様、被遊候儀、可然奉存候事。

京地は勿論之儀、たとへ兵端を開候とも、違勅之罪を、御札之上、條約は勿論御變革、交易も御斷、夫を承服不致候は、以前へ返り打拂杯申論も可有之候へ共、是は時勢を不知論に御座候間、能々御勘考無之候ては、やはり大事を破り候事に可相成候。尤本條約不三相濟候間、前條之御事柄御都合能御辨じに相成候上には、無餘儀一候條、又如何様とか御改にも出來可申候。初より右之處迄へ之御趣意にて、御責に相成候ては、必事六ヶ敷可相成一候事。

水野派と

以上を通讀すれば、水戸の議論——少くとも安島等——は、京都に於ける梁川

京都志士との相違

星巖や、梅田雲濱や、小林良典等のそれに比し、少からざる差違があることが知らる。

水戸派の憂慮

此の如く安島が尋々として條約其物に反對するの不可を陳述したる所以は、均しく同志者としても、彼等においても、江戸の見議と、京都の見議とが、對外問題に就て、多大の徑庭あることを感付いた爲めであつたと思はる。現に當時人材の藪淵とも云ふ可き外國奉行等にも一橋派が少くなく、否井伊派が少くない。然るに彼等迄も之を反對黨に押し遣るが如きは、策の尤も拙なるものだ。水戸派の憂慮も決して徒爾ではない。

【110】 時局に關する安島信立の意見書 (六)

一 君擁立

一 水老君(水戸齊昭)を直に勅命にて御引出、又は一君(一橋慶喜)へ宣下を御

能論の不可

下し可然杯申論、當方(江戸)有志中に有之、定て京師遊説家之論にも可有之哉に候處、此は事情を解不申論に候間、必御取上無之様いたし度。此節之事情へ、右様之儀御發に相成候へば、勅命御反故になり候のみならず、兩君を死地に入候事に相成申候。左無之候ても、當時第一に恐れ候は老君(齊昭)第一に忌候は一君(一橋)に有之、一君(一橋慶喜)之儀は、只御慎と計にて、御登城に相成候さへ鳩毒之奸計を心配致候。水府有志之ものは、殊更痛心致候事。

板挟みの水藩有志

安島等も、京都に於て、所謂最負の引倒しにならんことを虞れ、斯くは丁寧周匝に、豫防線を張り廻はしたるものであらう。固より當地の有志者中には、單刀直入、衆流截斷、勅命もて水戸老公を政局の上に引き出し、將軍後見となし、一橋慶喜を直に將軍となさんとするの策を立てたるものもあつたであらう。されど斯くては齊昭、慶喜父子を死地に擠すものであるとは、水戸人士の均しく心配したる所であつた。されば安島等は一方には井伊派の暴壓に惱

九條参内指留案

まされ、他方には同志者の過激に困められ、彼等は宛も板挟みの姿であつた。乃ち彼等の境遇も亦た憐れむ可きではあるまい乎。

一 公には九(九條尙忠)武には彦(井伊直弼)有之候ては、萬事不相成道理に候間、第一九御落職、近(近衛忠照)御入替に不相成候ては不相叶候處何を申も御外戚(尙忠は女御夙子一後に英照皇太后の父)に被爲在候間、何程御英明に被爲入候ても、自然誰殿なり御上言も存分御申上被成兼候御場合も御座候半と遙察遺憾に奉存候。やはり當方にて彦(井伊直弼)在職にては、何事も出来不申勢と同様と存候へば、是非御落職急務に有之候處、若不得止候は、追々の御扱不相濟廉を以て、暫之内、御参内御指留に相成、其内彦(井伊)初の御處置御座候様にも無之候ては、いかゞと奉存候事。

これ有志公論

此は九條尙忠と井伊直弼とが、一方は關白とし、他方は大老とし、西東相ひ應じて、政柄を乗るに於ては、何事も出来ないから、當面の問題は、何よりも

先づ此の兩人に對する處分である旨を切言したるものだ。此れは當時有志者側に於て、何れも皆な斯く思はぬものは無かつた。但だ直接の問題は、如何に處分す可きかでなく、如何にして處分す可き乎であつた。

遺算無きを要す

一 前文勅使御下向之一條は、別て御大事其外逆も無御遺算一御處置方其宜を得不申候へば、御不都合も出來可申、御大切に御座候間、京實地の御事情、篤と心得不申候ては、強て申上兼候へ共、當方之事情を以、當方より御都合推察仕候ては、右等之處にて御處置振可有之哉と、見込之所を認申候、勿論御取捨有之候様、奉存候事。

以上は前水戸藩家老——當時幕命も罷められたる——安島信立の意見書にして、之を三條實萬の諸大夫丹羽豊前守正庸に、水戸藩士荻君寛、小瀬光清をして、東海道戸塚驛にて致させたるもの、而して尙ほ小瀬には前書と同時に、左の一項を加へ託した。

勅使評決 急速の要

三公(三條實萬)阿野公外、御有名之堂上方勅使御下向に御治定御決之上、御

見解間違

參著相成候は、直様御登營之上にて、彦、懸川(井伊、太田)等之御處置被成候儀、可成丈は一日之内に、御評決無之候ては、奸計如何相企候も難計候間、將軍宣下を極意之手に御秘置、營中にて御取計有之事。之を要するに安島の計る所、如何にも綿密にて遺算無きに幾きが、但だ如何にも敵情偵察を誤り、其の井伊に對する見解が、殆んど見當違ひをなしたる爲め、折角の計企も、悉皆齟齬するに至つた。更らに溯りて考ふれば、是れ畢竟自力を恃まずして、他力を頼んだるが爲めと云はねばならぬ。自力もて、朝廷を扶けずして、朝廷の力もて自藩を救はんとした。根本的の失策は此の一點に存する。

我等は姑らく井伊大老の彈壓政治を、安政五年九月十八日、老中間部詮勝の著京の當日を限界として此の一卷を了ることとする。而して所謂安政大獄の進展は、實に次に來る可き題目だ。此中には無數の慘劇がある。若し維新回天史

が血もて描かれたりとせば、そは實に此の數頁である。

昭和五年十二月十七日 大森山王艸堂に於て

蘇峰六十八叟

近世日本國民史 安政大獄前篇終

近世日本國民史 安政大獄前篇 年表並人物概覽

其一年表

安政五年 戊午 西曆一八五八年 支那咸豐八年

四月廿三日 井伊直弼大老となる。【一】
六月五日 小笠原長門守京都町奉行となる。【二】

▲十一日。井伊直弼間部詮勝に會見。
【三】▲十二日。井伊直弼間部詮勝に老中就任を申入る。【三】▲十七日。井伊直弼、酒井忠義に京都所司代たるべき旨を申入れ、其内諾を得。【四】▲本日。ハリス米船に乗り、品川に入る。▲十九日。日米條約調印。【三】▲廿二日。井伊間部詮勝、松平乘全等を召す。【四】▲廿三日。間部詮勝、太田道醇、松平

近世日本國民史 年表

乘全老中となる。【三、四】▲今日一橋慶喜井伊直弼に會見、條約問題、將軍繼嗣問題等に就き詰責。▲廿四日。水戸齊昭等不時登城。【三、四、五、六】▲廿五日。幕府紀州慶福を養子とすることを朝廷に奏聞す。【六】▲廿七日。松平慶永久世廣周訪問。【四】▲幕府武家傳奏に酒井忠義の所司代就任を通告す。【六】▲忠義、今日また一書を廣橋光成に贈る。【六】▲廿八日。水戸齊昭書を鷹司政通父子に贈らんとし間もなく謹慎仰付られ、差出さす。【一】▲天皇讓位をなさんとし、宸翰を九條關白等に示す。【二九】▲廿九日。伊達宗城、久世廣周と會見。【四】▲長野義言

五月七日

鳥田龍章に書を與へ、酒井忠義が京都所司代となりたる旨を通知す。【五】禁裏附大久保忠良日魯條約締結の旨を武家傳奏に報告す。【三〇】▲九日、幕府三家大老召喚御斷りの狀を京都に上る。【二六】▲十日、幕府の酒井忠義所司代就任通知狀京都に達す。【六】本日下部伊三次、勝野豊作江戸を發し京都に向ふ。【二四】▲十一日、内藤豊前守城主格に進む。【二】▲幕府水戸藩を攪亂せんとし、今日その家老を召し、本國の家老鈴木重矩、太田資春を江戸に召し篤く任命せんとす。【一〇】▲十四日、三條實萬酒井忠義六月廿七日廣橋宛狀を見、寫し取りて乙夜の覽に入る。【六】▲幕府日魯條約締結につき英佛とも締約せんとするの旨を上奏す。【三一】▲十六日、島津齊彬逝去。

八月三日

【二】▲間部詮勝携帶の上奏文案出來。【七】▲廿一日、間部詮勝水戸風聞書を京都朝廷に捧呈す。【一一】▲天皇讓位をなさんとし、宸翰を近衛忠熙に賜はる。【二九】▲今日下部伊三次三條實萬に會見。【三四】▲廿三日、今日また伊三次三條公に會見。【三四】▲廿八日、幕府松平頼胤、同頼誠、頼經及び尾州家附家老竹腰氏、紀州家附家老水野氏等を召し、江戸籠込邸に水戸齊昭を監守せしむ。【一三】▲本日、井伊直弼書を其の公用人に與へ右の旨を通告す。【一四】▲長野義言彦根より京都に入る。【五三】▲四日、天皇本日宸翰を九條關白に與へ、明五日御讓位の御意志を發表せんとする旨を告ぐ。【三一】▲西郷隆盛京都を發し東下す。【四四】▲五日、天皇

御讓意の宸翰を諸臣に示す。【三二】▲六日、下部伊三次また三條家訪問。【三四】▲七日、水戸賜勅の件に關し、天皇三公及び三條前内府等に勸問あらせらる。【三六】▲この頃長野主膳の罪惡を難詰して公卿縉紳の邸になげこむものあり。【五三】▲八日、今日水戸に勅説を賜はる。【四〇】▲今夜鶴殿幸吉勅説を奉じて、東下す。【四三】▲幕府將軍家定の薨去を京都に報告す。【六二】▲九日、今日幕府に勅説を賜はる。【四〇、四一】▲十日、西郷隆盛今日江戸に著し水戸藩家老安島信立を訪ふ。【四四】▲十一日、池内大學三條實萬を訪ふ。▲鷹司輔熙勅説を毛利氏に傳達す。▲十六日、一條忠香勅説を肥後細川氏に傳達す。【以上四一】▲鶴殿幸吉今夜勅説を奉じて江戸水戸邸に入る。【四

三】▲將軍家定薨去の報京都に達す。【六一】▲所司代酒井忠義江戸を發し京都に上る。【七七】▲十七日、水戸藩老公齊昭の意見により勅説を閉封す。【四六】▲十八日、水戸慶篤勅説請書を提出す。【四五】▲十九日、水戸慶篤勅説を紀尾兩藩及び田安一橋兩卿に傳達し、且つ太田閣老等を招致す。太田、間部今夜水戸慶篤を訪ふ。【四七】▲今日勅説幕府に到達す。【四八】▲二十日、井伊直弼病を力めて登城し、閣僚に勅説請書を差出さしむ。【四八】▲二十日、此頃山本貞一郎死す。【七七】▲廿一日、水戸慶篤勅説を尾張慶恕に示さんとし幕府より抑止せられしが、今日再びその意を幕閣に傳へ、再び抑止せらる。【四九】▲勅説に關し慶篤の命を受けて水戸に赴きたる高橋多一郎今夜十三箇

條を齎し復命す。【五〇】▲此頃九條關白を脅迫するものあり、今日また其館内に大封書を投じ逃去るものあり。【六〇】▲故將軍徳川家定に太政大臣從一位を贈らる。【六二】▲廿四日。水戸慶篤勅諭奉戴の件を幕府閣老に申送る。幕閣之に答へて間部上京の後を待つて返答せんと答ふ。【五二】▲廿七日。慶篤勅諭を列藩に傳達せんとし、之を幕閣に催告す。幕閣之に答へて間部上京の意味を明かにす。【五八】▲廿八日。水戸慶篤今日また太田間部兩人を招き勅諭傳達の事をばかる。兩人かたく之を拒絶す。【五八】▲廿九日。有馬新七義兵を擧げんとし江戸を發し京都に向ふ。【九五】▲晦日。幕府水戸家家老岡田、大場、武田等に隱居を命じ、水野土佐守、竹腰兵部少輔を水戸家取締役と

九月一日

なす。【五九】
水戸慶篤用人中村良忠、桑原信毅を水戸に遣はし、人心を鎮撫せしむ。【五九】
▲二日。水戸慶篤今日太田資忠、高橋愛諸等と同じく水戸に遣はす。【五九】
▲井伊直弼餞別を間部詮勝に贈る。【六〇】
▲廣橋光成萬里小路正房進退何書を差出す。【六四】
▲この頃水戸藩士中懐慨して江戸に出づるもの多し。今夜參政杉浦悉二郎、側用人久木直次郎等水戸を發し小金驛に出張し之を抑留す。【五九】
▲今日内勅を以て九條關白に辭職を諭す。【六二、六三】
▲梁川星巖死す。【八九】
▲三日。酒井忠義京都に著す。【七七】
▲間部詮勝江戸發。【七七】
▲四日。水戸藩參政杉浦悉二郎側用人久木直次郎等江戸に到着す。【五九】
▲九條尙忠内覽辭退を聽許せら

れ、近衛忠熙新たに内覽となる。【六五】
▲六日。長野主膳伏見町奉行内藤正繩を訪ひ、梅田捕縛の議を決す。【八〇】
▲七日。今日梅田源二郎就捕。【八〇、九〇】
▲有馬新七著京。【九五】
▲八日。間部詮勝諷訪驛より太田、内藤兩閣老に意見書を贈る。【六八】
▲有馬新七信月照と會見。【九五】
▲十日。井伊直弼上京中の間部詮勝あて一書を發送す。【六九】
▲有馬新七、また信月照と會見。【九七】
▲今日、新七京を發し江戸に向ふ。【九八】
▲十一日。井伊、字津木をして一書を在京中の長野に贈らしむ。【七〇】
▲十三日。諷訪より間部の發したる狀に對し、幕閣返書を贈る。【七一】
▲今日また幕閣在京の酒井所司代に訓令を與ふ。【七二】
▲十六日。幕府京都よりの關白更迭に關する催促

狀に對し強硬なる反對狀を差出す。【七四】
▲今日有馬新七江戸著。【九八】
▲十七日。間部詮勝京都著。【七七】
▲西郷吉兵衛書を日下部伊三次等に與へ、關東の擧兵をまつ。【一〇二】
▲十八日。鶴岡父子捕はる。【九四】
▲この頃有馬新七等十月一日を期して井伊直弼を殺害せんとして同志と議す。【九八】
▲廿三日。日下部伊三次捕はる。【九八】
▲十一日。有馬新七、櫻任藏等京都に向ふ。【九九】
▲廿六日。有馬新七等大阪に著す。【九九】
▲十八日。間部詮勝著京。今日有馬新七等詮勝を殺さんとして果さず。【九九、一〇〇】

其二 人物概覽

【ア行】

ア

淺見綱齋

名は安正、近江高島の人。後家を京都に移す。初め醫を業とし、高島順良と稱す。後淺見と改む。性峭直、家産を蕩盡し、一時の豪傑と交る。山崎闇齋に心服し、遂に業を改めて儒となる。勤學節操人をして驚かす。及門の士また頗る多し。正徳元年死。年六十。著書數十種、靖獻遺言最も世に行はる。【二一】

赤根武人

通稱幹之丞、周防玖珂郡の醫松崎三宅の子。幼より僧月性に從ひ學び、遂に赤根雅平の養嗣となる。後京都

安島信立

に出で梅田雲濱の門に入り、尋で江戸に赴き齋藤彌九郎に劍を學び、又櫻任藏、羽倉簡堂等の門に經史を學ぶ。安政五年雲濱の事に座し捕へて獄に下さる。ついで許され郷に歸り子弟に教て尊攘の論を鼓吹す。文久中江戸に至り品川御殿山外國公使館を襲ひ燒く。後また歸國し奇兵隊總督となる。されど間もなく病により之を山縣有朋に讓る。後藩吏の誤解するところとなり、慶應二年正月捕はれ斬首せらる。年二十八。九〇】

安島帶刀

安島彌次郎に同じ。公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代篇掲出。【一〇、四四、四五、四六】

安島信立に同じ。【二四、四四、四五、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六】

安島彌次郎

信立に同じ。【五九】

阿野公誠

朝幕交渉篇掲出。【四三、一〇〇】

阿野宰相

公誠に同じ。【九六】

栗田宮

青蓮院宮に同じ。【一四】

會澤憩齋

孝明天皇初期世相、安政條約締結篇掲出。【一】

會澤安

憩齋に同じ。【一三、一〇三】

阿部正弘

天保改革、幕府分解接近時代、彼理來航以前の形勢以下各篇掲出。【二、三、九一】

鮎澤伊大夫

名は國維、字は廉夫。實は水戸藩臣高橋緒往の子。多一郎の弟。出で、鮎澤正行の嗣となる。天保の末弘道館舎長となる。弘化元年藩主齊昭の雪冤に奔走し遂に禁錮の刑に處せらる。後赦され勘定奉行に進み、江戸邸に祇役す。安政戊午の年朝旨違奉を説き捕へられて豊後佐伯藩に禁錮

近世日本國民史 人物概覽

有馬新七

井伊直弼執政時代掲出。【九五、九八、九九、一〇〇】

有村兼俊

海江田信義に同じ。【九五】

青山量太郎

名は延光、字は伯卿、佩弦齋、晩翠等と號す。水戸藩儒延子の子。文化四年十月生る。幼より穎悟、歴史を好み、十八歳にして赤穂四十七士傳を著す。ついで彰考館員に列し、後弘道館小姓頭取兼教授となる。慶篤嗣ぐに及び、側用人兼總教となり、

馬廻番頭に班し五百石を賜はる。當時大日本史紀傳部なり、校刊の事に従事す。明治の後召されて中博士となり、四年九月死。年六十四。著書國史紀事本末、野史纂略等約四十種百五十卷あり。【五〇】

イ、中

井伊掃部頭

直弼に同じ。【五三、九八】

井伊大老

直弼に同じ。【六、七、三三、七五、八二、九五、一〇六、一〇七、一〇八】

井伊直弼

彼理來航以前の形勢、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉篇掲出。【一、二、三、四、一〇、一四、二六、二八、三三、三五、三六、四一、四二、四七、四九、五二、五五、七四、七六、一〇二、一〇五、一〇六、一〇七、一〇九】

池内陶所

池内大學に同じ。朝幕交渉篇、井伊直弼執政時代篇掲出。【一八、二五】

池内大學

陶所に同じ。【三四、八六】

池田備前

池田慶徳に同じ。神奈川條約締結、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代掲出。【四一】

池田慶徳

池田備前に同じ。【五一、九七、九八】

石川徳五郎

水戸藩士、名は幹忠、文政中藩主齊昭擁立の議に參し、功あり。後要職に歴任して郡奉行たり。齊昭幕論を蒙りし際、同志高橋多一郎等と雪冤に奔走すること數年、變名して平澤又七郎といひ、屢々幕府有司の間を歴訪して藩狀辨疏に盡力す。後奥右筆頭取となる。齊昭の姉鷹司政通夫人北政所の長吏として留守居物頭格に班し、京都に留る。其間齊昭の内意を承けて朝行奉戴に盡す。殊に三

伊丹藏人

條實萬の知遇を得、ひろく其名を知らる。晩年京都を辭して家に歸り、安政四年七月死。年六十二。【三五】
名は重賢、世々青蓮院宮に仕ふ。大和守重任の子。天保元年十月生る。安政戊午の年宮を輔翼して四方に奔走し、幕論を蒙り、追放の刑に處せらる。明治維新後大阪府知事、元老院議員、宮内次官、御料局長、内匠頭、宮中顧問官等に任じ、二十九年男爵を授けらる。三十三年七月十五日死。年七十一。【二五】
名は世寧、字は子靜、通稱小左衛門、上野甘樂郡の人。好謙園臺の子。幼時江戸に出で林正良の門に學ぶ。後昌平黌の學員長となる。ついで病を以て之を辭す。寛政三年富山侯に知られ、召されて其養舎の教授となる。

市河寛齋

近世日本國民史 人物概覽

一條内大臣

職に居ること二十餘年、老を以て致仕す。文政三年七月十日死す。年七十二。寛齋學博く、才敏にして、最も詩に長ず。著書上毛志、日本詩記、全唐詩逸、陸詩意注、寛齋摘草等頗る多し。【一九】

伊東玄朴

朝幕交渉篇、井伊直弼執政時代篇掲出。【三二、三七、六二、六四】

井上清直

忠香に同じ。【五四】

井上信濃守

日露英蘭條約締結、公武合體、安政條約締結、井伊直弼執政時代篇掲出。【七】

岩倉具視

清直に同じ。【八】

岩瀬忠震

朝幕交渉篇、井伊直弼執政時代篇掲出。【三八】

岩瀬肥後守
入江伊織

締結、公武合體、朝幕背離緒駕、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代篇掲出。【二、七、八、九、二三】忠震に同じ。【八】名は則賢、文政元年生る。一條家に仕へ、正五位雅樂頭となる。安政五年戊午の變に當り捕へられ所拂の刑に處せらる。明治二十三年死。年七十二。【六〇、七七】

ウ

鶉飼吉左衛門

名は知信、字は子熊、拙齋また聶翁と號す。水戸藩區眞教の子。同族知盛の後を嗣ぐ。天保中出仕して京都留守居格に進む。後事を以て職を奪はれ水戸に還さる。嘉永六年復職して再び上京し大番頭に班す。安政五年外國互市の問題切迫するの際、

鶉飼幸吉

近衛忠熙、三條實萬等の間に奔走し、朝旨遵奉に力を盡す。八月勅諭水戸に降るや、子幸吉を以て代り奉じて江戸小石川邸に遷す。既にして事露はれ、幕吏の爲に捕へられ、江戸の獄に押送せらる。六年八月二十七日傳馬町の獄に斬らる。年六十二。【二、五、三五、四三、八一、九二、九三、九四、九五、九八、一〇〇、一〇一】吉左衛門の長子。名は知明、少時福地廣延に砲術を學び、遂に蘊奥を極む。安政四年京都留守居助役となり、父と共に京都に居る。五年八月勅諭水戸に降るの際父に代りて之を奉じ、京を發し、姓名を變じて小瀬傳左衛門といひ、小石川藩邸に入る。ついで父と共に捕へられ、越後高田藩主榊原政恒の邸に拘禁せらる。六年八

鶉飼知明
鶉飼知信
字郷玄蕃

月斬首。年三十二。四一、四三、四六、八一、九二、九三、九四、九五、一〇〇、一〇一】幸吉に同じ。【四四】吉左衛門に同じ。【四四、一〇一】名は重固、九條家諸大夫たり。戊午の際諸方に斡旋し、三條實萬に愛せらる。文久二年閏八月刺客の爲に殺さる。【六二】

宇喜多一蕙

名は可爲、初名公信、京都の人、寛政七年生る。繪畫をよくし宮中に仕ふ。後安政戊午の際尊攘の大義を唱へ、幕府の爲に罪を得、所拂の刑に處せらる。安政六年十一月死。年六十五。【七七】

宇津木景福

朝幕交渉篇、井伊直弼執政時代篇掲出。【三、七、一四、四七、四九、五六、六九、七七】

近世日本國民史 人物概覽

宇津木六之丞

景福に同じ。五三、五五、五七、六〇、七〇、七七、七八、八一】

上原立齋

通稱甚太郎、近江高嶋郡北畑村の人。寛政六年生る。夙に川島栗齋に學び、山崎闇齋の學統を受く。京都の儒者中沼了三、鈴木惣平等と交る。後梅田雲濱と知り、其女を雲濱に嫁す。嘉永七年正月死。年六十八。【二一】

梅田雲濱

朝幕交渉、井伊直弼執政時代篇掲出。【六、二一、二二、二五、四二、六一、八六、九〇、九五、一〇九】

梅田源次郎

雲濱に同じ。【六〇、六一、七七、七八、七九、八三、八六、九〇】

梅田定明

梅田雲濱に同じ。【一八】名は元襄、實は長州藩老國司信濃の子。出で、寄組士浦氏の嗣となる。

浦原靱負

嘉永六年米穀來航の際江戸内海警備の任に當る。文久二年藩命を奉じて

兵庫戍兵を督す。程なく京都に上り禁闕を衛る。同年秋世子元徳に隨ひ東下し、三年加判役となる。ついで致仕して國に歸る。元治甲子の年采邑阿月に退く。明治三年六月死。年七十六。【九〇】

エ、エ

江馬天江

名は聖欽、字は永弼、近江坂田郡中村の人、下阪箕齋の子。長じて梁川星巖に従ひ名聲早く京攝の間に顯はる。後緒方洪庵に就き醫を學び、二十一歳、江馬榴園の養子となり、共に仁和寺に仕へて侍醫となる。明治元年徴士を以て太政官に出仕し、後退いて帷を垂れ諸生を教授す。明治三十四年三月八日死す。年七十七。大正六年十一月從五位を贈らる。【八

オ、ヲ

九】

小笠原長門守

朝幕交渉篇掲出。【二、六一、八〇、九三、九四】

岡部豊常

朝幕交渉篇掲出。【七九】

小野湖山

朝幕交渉篇掲出。【八六】

尾張茂徳

松平義建五男、幼字鎮三郎、また建重、或は義比となづく。後茂徳と改む。安政五年七月慶恕の後を承け、尾張藩主となる。文久三年九月隱居し、玄同と號す。慶應元年五月名を茂榮と改む。同二年十二月一橋家を相続す。明治十七年四月家を子達道に讓る。【四二】

尾張慶恕

徳川慶恕に同じ。彼理來航及其當時、神奈川條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、井伊直弼執政時

代篇掲出。【三八、四二、四五、四九、一〇八】

正親町三條實愛

朝幕交渉、井伊直弼執政時代篇掲出。【二九】

大久保 要

彼理來航以前の形勢篇掲出。【九九】

大久保忠良

朝幕交渉篇掲出。【六、三一】

大鹽平八郎

幕府分解接近時代、文政天保時代、天保改革篇、孝明天皇初期世相篇掲出。【一九】

太田道醇

文政天保時代、天保改革、井伊直弼執政時代篇掲出。【三、四】

太田資始

道醇に同じ。【四七、五八、五九、六八、六九、七〇、七五、七六、一〇五、一〇八】

太田備後守

太田道醇に同じ。【四六、四七、四九、五二、五八、五九】

大原三位

大原重能に同じ。朝幕交渉、井伊直弼執政時代篇掲出。【九六】

近世日本國民史 人物概覽

【カ行】

カ

海江田信義

井伊直弼執政時代掲出。【九五、九七】

孝明天皇

幕府實力失墜時代、神奈川條約締結、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代篇掲出。【一、一六、六二、六三、六四、八三、八八】

春日讚岐守

朝幕交渉篇掲出。【八四、八五】

春日潜庵

讚岐守に同じ。【八六】

金子孫二郎

名は敬孝、錦村と號す。水戸藩士川瀬敬徳の二男、出で、金子能久の嗣となる。藩主齊昭擁立に與りて功あり。後、徒士目付より奥右筆那奉行となる。弘化元年五月齊昭の罪を得し時、また官舎に禁錮せらる。後赦さ

れて民政に參與す。安政五年賜勅の時専ら朝旨遵奉に任ぜんとし、また綱せらる。然れども意を決して家を出で、萬延元年三月江戸に潜み同志十餘人と會し、遂に井伊直弼を櫻田門外に斬る。後大阪に奔り、事を擧げんとせしが遂に伏見奉行の手に捕はれ、文久元年七月斬首。〔三五、五九〕

川路聖謨

文政天保時代、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、井伊直弼執政時代篇掲出。〔一七、二四〕

勝野豊作

名は正道、臺山と號す。幕臣阿部四郎五郎に仕へ、文墨の交を事とし、四方の志士と往來す。嘗つて水戸に遊び藩中の士と多く往來して尊攘の

説を主張す。安政五年變名して仁科多一郎といひ、京都に出で朝野志士と交る。戊午の獄起るや、遁れて水戸城南長岡村に隠れ病を起し、十月死。年五十一。明治二十四年從四位を贈らる。〔二五〕

紀州慶福

公武合體、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代篇掲出。〔一〇〕

日下部伊三次

名は翼、九阜また實稜と號す。鹿兒島藩士海江田某の子。常陸多賀郡に生る。父の後を承けて水戸太田學館に幹事たること數年、弘化の初め水戸齊昭の雪冤に盡力し、姓名を變じて深谷佐吉、また宮崎復太郎とい

ふ。安政二年島津齊彬に知られ、召されて校舎所關導となる。五年八月勅諭降下の際水戸藩邸に使用し、遂に幕吏に捕へられ、江戸傳馬町の獄に繋がる。同年冬病を起し、十二月十七日獄中に死す。年四十五。〔二四、二五、三四、三五、四三、九四、九五、九八、一〇一、一〇三〕

久坂義助

名は通武、字は實甫、玄瑞、秋湖、また江月齋等と號す。毛利氏の臣、良迪の子。幼より側黨にして大志あり、吉田松陰に就き、經史を學び、長じて尊攘の大義を説き、志士の間を奔走し、遂に藩命を以て歸國せしめらる。文久二年八月藩世子に従ひ、江戸に出で輔弼す。三年二月寺島等と攘夷の決行を建議し、馬關に到りて外艦砲撃に加はる。元治元年六月

久世廣周

彼理來航及其當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉篇、井伊直弼執政時代篇掲出。〔四、一〇四、一〇七〕

久世大和守 九條關白

廣周に同じ。〔四六〕
九條尙忠に同じ。〔五、一六、二六、二七、二九、三〇、三二、三三、三四、三六、三七、四〇、四六、四七、五三、五五、五六、五七、六〇、六四、六七、六八、六九、七〇、七二、七四、七七、八一〕

九條尙忠

彼理來航以前の形勢、朝幕背離緒篇、安政條約締結、井伊直弼執政時代篇掲出。【七、二六、二八、三〇、三二、三三、三四、三六、三七、四二、五五、六〇、六三、八一、九一、一一〇】

桑原治兵衛

水戸藩士、彌次郎信茂の子。名は信毅、初め幾太郎と稱す。少より學を好み、長沼流の兵學に長ず。出仕して矢倉奉行となる。天保四年鷹司氏夫人順姫附屬取次役となり京都に祇役す。この間藩主齊昭の命を受け神武天皇の御陵を調査し、故傍山東北陵考を著す。六年八月父の後を嗣ぎ二百石を食み、大番頭となる。後郡宰に移る。齊昭幕議を得るの時陳疏屢して遂に罪を得、四年の間禁錮せらる。安政三年要路にあり、權臣谷田部通議等の獄を斷す。文久元

熊澤了介

年十月死。年六十二。大正七年正五位を贈らる。【五二、五九】
松平定信時代、幕府實力失墜時代掲出。【一九】

ケ

月照和尙

初名宗久、後忍向と改む。家世々醫を以て業とす。十五歳の時洛東清水寺に入り僧となり遂に成就庵に居る。夙に勤王の志あり。嘉永七年春寺を弟信海に譲り諸國を周遊し志士と交る。嘗つて近衛忠熙に就き和歌を學ぶ。安政四年外國條約の問題起るや朝廷の命を受け天下泰平の法を修す。以來、西郷隆盛等と交り密勅降下の事に斡旋し、幕吏追捕の難を逃れ薩摩に至り、五年十一月海に入りて死す。年四十六。薩摩東禪寺に

コ

紅 蘭

葬る。明治二十四年正四位を贈らる。【四四、九五、一〇〇、一〇一】

久我建通

梁川星巖の妻。美濃の人。もと張氏。山水花卉を巧にし、且つ詩に長ず。又易を讀み、洋書に通ず。星巖に従ひ四方に周遊し、大に内助の功あり。明治十二年三月死。年七十六。大正十三年從五位を贈らる。【八九】

久我大納言 近衛忠熙

建通に同じ。【九六】
朝幕交渉、井伊直弼執政時代篇掲出。【六、一六、二三、二六、二八、二九、三〇、三一、三二、三六、三七、三八、四一、四二、四五、四六、五四、五五、六一、六三、六四、六七、八三、九一、九

近世日本國民史 人物概覽

小林良典

三、一〇〇、一〇二、一〇八、一一〇】
朝幕交渉篇、井伊直弼執政時代篇掲出。【二七、九一、一〇九】

小林民部大輔 近藤茂左衛門

良典に同じ。【八一、九三、一〇〇】
名は弘方、信州松本の人、弘美の長男なり。家世々醸酒薬師を業とす。幼より學を好み、弟山本貞一郎と出雲の人中村守臣に國學を習ふ。長じて勤王の志あり、安政戊午の際有志の間に奔走し、捕へられて獄に下さる。時に九月三日。翌年十月追放に處せられ、越後糸魚川に屏居し、家産を沒收せらる。文久二年赦され家産を還されしが意氣再びあがらず、明治十二年六月死。年八十二。七七、七九、八一】

【サ行】

サ

西郷隆盛

彼理來航以前の形勢、公武合體、朝
幕交渉、井伊直弼執政時代篇掲出。
【二五、四四、九五、九七、九九】

西郷吉兵衛

隆盛に同じ。【一〇二】

齋藤拙堂

孝明天皇初期世相篇掲出。【一〇〇】

酒井修理

忠義に同じ。【三】

酒井所司代

忠義に同じ。【一〇二】

酒井忠義

彼理來航及其當時、朝幕背離篇、
井伊直弼執政時代篇掲出。【二、四、六、
二五、三一、四二、五四、五五、六一、六
五、六六、六七、六八、七一、七四、七
六、七七、七八、七九、八〇、八一、一〇
七】

酒井若狭守

忠義に同じ。【九八】

佐久間象山

天保改革、彼理來航以前の形勢、神
奈川條約締結、孝明天皇初期世相、
公武合體、安政條約締結、井伊直弼執
政時代篇掲出。【一九、二〇】

佐久間修理

象山に同じ。【八六】

櫻任藏

朝幕交渉篇掲出。【九九】

三條實萬

明治天皇に同じ。【二八、五五】

彼理來航以前の形勢、彼理來航及其
當時、神奈川條約締結、公武合體、
朝幕背離篇、朝幕交渉篇、井伊直
弼執政時代篇掲出。【二三、二五、二
八、三四、三五、三六、三八、三九、四
二、四三、四六、五四、五五、五七、六
二、六四、七九、八三、一〇一、一〇三、
一〇四、一〇八、一一〇】

三條前内大臣

三條實萬に同じ。【五四、六二、六
三、六四】

シ

島田龍章

朝幕交渉、井伊直弼執政時代篇掲出。
【二、五三、五七、七七、八一】

島田左近

龍章に同じ。【五三、五六、六一】

島津齊彬

雄藩篇、幕府實力失墜時代、彼理來
航以前の形勢、彼理來航及其當時、
孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕
背離篇、安政條約締結、朝幕交渉、
井伊直弼執政時代篇掲出。【二、二三、
二五、三五、八二、九四、一〇二】

島津齊興

公武合體篇掲出。【一〇二】

白井織部

名は久胤、水戸藩士忠左衛門之胤の
子。天保の初め家を嗣ぎ若年寄格と
なる。安政中家老に進み從五位下伊
豆守となる。後勅書奉還の議起るや、
杉浦政安と安藤老中に會見し其延期
を申入る。後異黨の爲に禁錮の厄に
あひ、慶應元年六月廿一日病みて死
す。年四十六。大正七年正五位を贈
らる。【五九】

杉浦羔次郎

名は政安。水戸藩士總左衛門政正の
子、兄政長の後を嗣ぐ。天保甲辰主
君齊昭謹慎の際回復を謀り却つて有
志に黜けらる。已にして書院番頭、
寺社奉行を兼ね、參政に進む。元治
甲子の難、藩に留まりて後事をよく
す。然れども後市川弘美等の忌憚を
受け投獄せられ、慶應二年七月獄中
に死す。年四十四。【五九】

セ

青蓮院宮

安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼
執政時代篇掲出。【二、一六、一七、二
二、二三、二五、二六、二八、五五、八
一、八三、九六】

【夕行】

タ

ス

應司右大臣
應司輔熙

輔熙に同じ。【一〇一】
朝幕交渉、井伊直弼執政時代篇掲出。
【一一、三二、三六、三七、四一、四二、
五四、五五、六二、六三、六四、一〇〇、
一〇一、一〇二】

應司太閤
應司政通

政通と同じ。【二七、二八】
彼理來航及其當時、神奈川條約締結、
日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕
背離、朝幕交渉、井伊直弼執政時代
篇掲出。【一一、一六、二七、二八、三
〇、三二、四六、五五、六四】

高橋多一郎

名は愛諸、字は敬卿、袖門と號す。
水戸の世臣なり。天保の初め、藩主
齊昭の拔擢を蒙り、累進して奥右筆
となる。齊昭幕議を受くるの時雪冤
運動をなし、禁錮の刑に處せらる。
後免されて出仕し奥右筆頭取に進
む。老臣結城寅壽等を黜け刷新の功

高橋太一郎
高山正之
竹内式部
竹腰兵部少輔
武田修理

を以て小姓頭に班す。時に安政五年
なり。然るに大老井伊直弼權を擅に
し再び齊昭を黜し、多一郎を屏居せ
しむ。仍つて萬延元年直弼要撃の策
を運らし、子諸徳と大阪に到り、薩
藩の諸士と往來畫策するところあり
しが、櫻田の變報至るに及び、四天
王寺坊官小川欣兵衛の家に潜み、三
月二十三日自殺す。時に年四十七。
【三五、四六、五六、一〇七】
多一郎に同じ。【一一】
高山彦九郎に同じ。朝幕交渉篇掲出。
【一九】
朝幕交渉篇掲出。【一八】
朝幕背離篇、井伊直弼執政時代
篇掲出。【一三、五九】
彼理來航以前の形勢、安政條約締結、
朝幕交渉、井伊直弼執政時代篇掲出。

田宮彌太郎
伊達宗城

【一一、五〇、五九】
公武合體篇掲出。【一〇五】
公武合體、朝幕背離篇、朝幕交渉、
井伊直弼執政時代篇掲出。【四、九七】

茅根伊豫之助
茅根泰

泰に同じ。【一〇四】
朝幕背離篇、井伊直弼執政時代篇
掲出。【一三】

土屋采女正

土屋寅直に同じ。朝幕交渉、井伊直
弼執政時代篇掲出。【九九】

徳川家定

天保改革、幕府實力失墜時代、彼理來
航及其當時、神奈川條約締結、孝明
天皇初期世相、公武合體、朝幕背離
篇、安政條約締結、井伊直弼執政
時代篇掲出。【六二、七一】

近世日本國民史 人物概覽

徳川家光

松平定信時代、雄藩篇、文政天保時
代、幕府實力失墜時代、彼理來航以
前の形勢、安政條約締結、朝幕交渉篇
掲出。【八八】

徳川慶恕

尾張慶恕に同じ。【一〇五】

徳川慶福

紀州慶福に同じ。【三四】

徳大寺公純

朝幕交渉篇、井伊直弼執政時代篇掲
出。【二八、五四、五七、六一】

戸田忠太夫

彼理來航以前の形勢、孝明天皇初期
世相、公武合體、朝幕交渉篇掲出。
【二四、四四】

富田織部

伯耆西伯郡尾高村の人。通稱一郎、名
は基建、後藤千秋の子。壯時江戸に
學び後京都に至りて三條實萬の臣と
なり、富田氏を嗣ぎ、公子實美の侍
講となる。安政戊午の年捕へられ押
込に處せらる。實萬の死後實美に仕
へ國事に斡旋す。元治元年嫌疑を以